

目次（ページ）

第1章 総則

第1条 趣旨(4)

第2章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

第2条 炉(9)

第3条 ふろがま(19)

第4条 温風暖房機(22)

第5条 厨房設備(24)

第6条 ボイラー(41)

第7条 ストーブ(45)

第8条 壁付暖炉(47)

第9条 乾燥設備(48)

第10条 サウナ設備(49)

第11条 簡易湯沸設備(49)

第12条 給湯湯沸設備(51)

第12条の2 燃料電池発電設備(53)

第13条 掘ごたつ及びいろり(55)

第14条 ヒートポンプ冷暖房機(55)

第15条 火花を生ずる設備(56)

第16条 放電加工機(57)

第17条 変電設備(63)

第17条の2 急速充電設備(67)

第18条 内燃機関を原動力とする発電設備(71)

第19条 蓄電池設備(74)

第20条 ネオン管灯設備(77)

第21条 舞台装置等の電気設備(79)

第22条 避雷設備(80)

第23条 水素ガスを充填する気球(81)

第24条 火を使用する設備に附属する煙突(84)

第25条 基準の特例(85)

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

第26条 液体燃料を使用する器具(86)

第27条 固体燃料を使用する器具(89)

第28条 気体燃料を使用する器具(90)

第29条 電気を熱源とする器具(93)

第30条 使用に際し火災の発生のおそれのある器具(97)

第31条 基準の特例(97)

第3節 火の使用に関する制限等

第32条 喫煙等(98)

第33条 空地及び空家の管理(102)

- 第 34 条 たき火(102)
- 第 35 条 がん具用煙火(103)
- 第 36 条 化学実験室等(104)
- 第 37 条 作業中の防火管理(105)
- 第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限
 - 第 38 条 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(106)
- 第 2 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
 - 第 38 条の 2 住宅用防災機器(107)
 - 第 38 条の 3 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準(107)
 - 第 38 条の 4 住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準(110)
 - 第 38 条の 5 設置の免除(111)
 - 第 38 条の 6 基準の特例(112)
 - 第 38 条の 7 住宅における火災の予防の推進(112)
- 第 3 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
 - 第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
 - 第 39 条 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準(113)
 - 第 40 条～第 47 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
 - 第 40 条 貯蔵及び取扱いの技術上の基準(115)
 - 第 41 条 共通する技術上の基準(116)
 - 第 42 条 屋外の技術上の基準(125)
 - 第 42 条の 2 屋内の技術上の基準(127)
 - 第 43 条 タンクの技術上の基準(131)
 - 第 44 条 地下タンクの技術上の基準(135)
 - 第 45 条 移動タンクの技術上の基準(138)
 - 第 46 条 類ごとに共通する技術上の基準(141)
 - 第 47 条 タンク、配管等の設備に係る技術基準維持規定(143)
 - 第 48 条 動植物油類の適用除外(143)
 - 第 49 条 品名又は指定数量を異にする危険物(144)
 - 第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
 - 第 50 条 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(145)
 - 第 51 条 綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(148)
 - 第 51 条の 2 危険要因に応じた火災予防上有効な措置(152)
 - 第 3 節 基準の特例
 - 第 52 条 基準の特例(153)
- 第 4 章 避難管理
 - 第 53 条 劇場等の客席(154)
 - 第 54 条 劇場等の屋外の客席(156)
 - 第 55 条 基準の特例(156)
 - 第 56 条 キャバレー等の避難通路(157)
 - 第 57 条 ディスコ等の避難管理(157)
 - 第 57 条の 2 個室型店舗の避難管理(158)
 - 第 58 条 百貨店等の避難通路等(159)
 - 第 59 条 劇場等の定員(160)

第 60 条	避難施設の管理(161)
第 61 条	防火設備の管理(162)
第 62 条	準用(162)
第 4 章の 2	屋外催しに係る防火管理
第 62 条の 2	指定催しの指定(163)
第 62 条の 3	屋外催しに係る防火管理(164)
第 5 章	雑則
第 63 条	防火対象物の使用開始の届出等(166)
第 64 条	火を使用する設備等の設置の届出(166)
第 65 条	火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出(168)
第 66 条	指定洞道等の届出(169)
第 67 条	指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等(171)
第 68 条・第 69 条	タンクの水張検査等(171)
第 70 条	防火対象物の消防用設備等の状況の公表(171)
第 71 条	委任(172)
第 6 章	罰則
第 72 条・第 73 条	罰則(173)
条例別表第 2	(174)
条例別表第 3	(176)
標識掲示板設置例	(177)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第 9 条の 2 の規定に住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第 9 条の 4 の規定に基づき指定数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準について並びに法第 22 条第 4 項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、磐田市における火災予防上必要な事項を定めるものとする。

本条は、この条例の制定の目的及びその規定する内容を総括的に示すことにより、この条例の性格及び規定する事項の範囲を示したものである。すなわち、この条例は、火災予防に関しての公共の秩序を維持し、磐田市の住民の安全及び福祉を保持するために必要な事項を定めたものである。

この条例の大部分の規定は、消防法（以下「法」という。）の委任に基づくものであるが、そのみでは前記の目的が達せられない面があるので、地方自治法に基づく行政事務条例としての性格の事項と併せて規定している。

人的適用の範囲は、磐田市に居住する住民はもちろんであるが、当市外からの旅行者等も当市内においては、この条例に従う必要があり、たとえば、劇場等への危険物品の持ち込みは、旅行者であっても禁止される。

第2章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

【概説】

本節は、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「火気使用設備」という。）の位置、構造及び管理について規制したものであり、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具（以下「火気使用器具」という。）については、本章第2節においてその取扱いの規制がされているが、ともに火を使用するものであるので共通事項についてはここで解説する。

なお、設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいい、移動式こんろ、移動式ストーブ等移動可能なものについては、火気使用器具として取り扱うものである。

火気使用設備については、炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、掘ごたつ及びいろりが、また、火気使用器具については移動式ストーブ、移動式こんろ、火鉢及び置ごたつがあげられているが、これらの設備、器具は多種多様で、その分類については、名称だけにとらわれることなく構造、機能の実態により適用条文を誤らないようにしなければならない。

1 本条例において共通する用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 「入力」とは、燃焼装置において一定時間中に流入されるエネルギーの量（最大消費熱量）と定義付けられる。しかし、液体燃料を使用する燃焼機器の銘板等には、入力という表示がないものが多く、一般には、1時間当たりの燃料消費量（ℓ/h）で表示されている。これを入力に換算するには、次の計算式による。

$$\text{入力 (kW/h)} = \text{燃料の低発熱量 (kW/ℓ)} \times \text{燃料消費量 (ℓ/h)}$$

たとえば、燃料消費量が 1.5ℓ/h と表示されていれば、灯油の場合の 1ℓ 当たりの低発熱量は、9.6kW であるので $9.6 \times 1.5 = 14.4\text{kW/h}$ が入力となる。

なお、低発熱量については、参考として次に示す。

燃 料 名		低 発 熱 量 (kW/ℓ)
灯	油	9.6
軽	油	9.8
重	A 重油	10.4
	B 重油	10.6
	C 重油	10.6

- (2) 「耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）」とは、平成12年建設省告示第1359号第1・一・ロに規定する防火構造と同等以上の防火性能を有するものであること。

なお、告示文は次のとおりである。

平成12年建設省告示第1359号（抜粋）

ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。

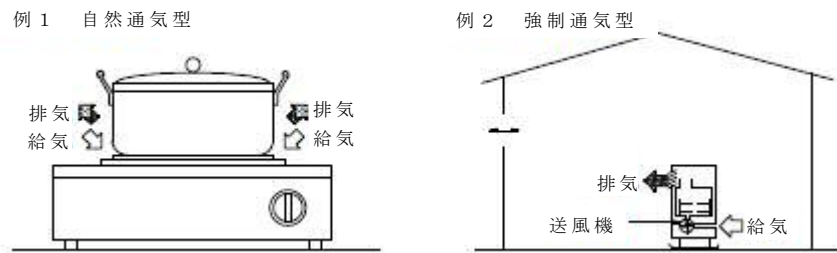
- (1) 屋内側にあつては、厚さ 9.5mm 以上のせっこうボードを張るか、又は厚さ 75mm 以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ 4mm 以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは木材を張ったもの
- (2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

- (i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが 15mm 以上のもの
- (ii) 木毛セメント板張又はせっこうボード張りの上に厚さ 10mm 以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- (iv) モルタル塗の上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が 25mm 以上のもの
- (v) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が 25mm 以上のもの
- (vi) 厚さが 12mm 以上のせっこうボード張の上に亜鉛鉄板を張ったもの
- (vii) 厚さが 25mm 以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板を張ったもの

(3) 給排気方式による機器の分類

ア 開放式 燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼廃ガスをそのまま室内へ排出する方式のもので、次のように細分される。

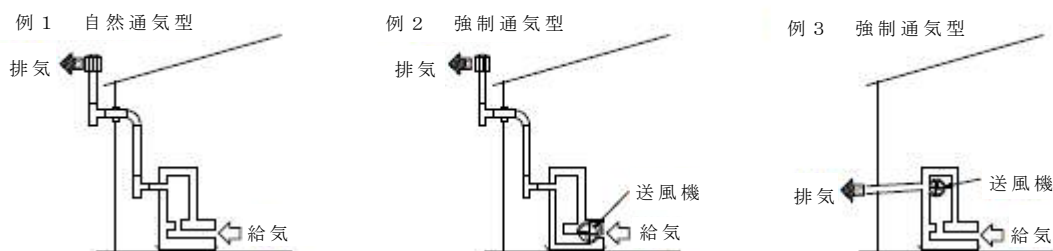
- (ア) 自然通気型 燃焼筒の自然通気力によって燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼廃ガスをそのまま室内へ排出するもの。
- (イ) 強制通気型 送風機の通気力によって、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼廃ガスをそのまま室内へ排出するもの。



第 1 図 開放式の例

イ 半密閉式 燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼廃ガスを屋外へ排出する方式のもので、次のように細分される。

- (ア) 自然通気型 煙突又は排気筒の自然通気力によって、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼廃ガスを屋外へ排出するもの。
- (イ) 強制通気型 送風機と煙突又は排気筒の通気力によって、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼廃ガスを屋外へ排出するもの。
- (ウ) 強制排気型 燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼廃ガスを排風機によって強制的に屋外へ排出するもの。



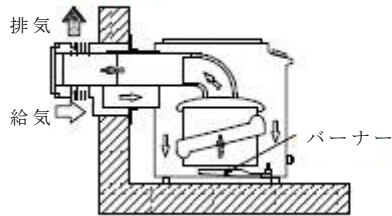
第 2 図 半密閉式の例

ウ 密閉式 屋内空気と隔離された燃焼室内で、屋外から取り入れた空気により燃焼し、屋外に燃焼廃ガスを排出する方式のもので、次のように細分される。

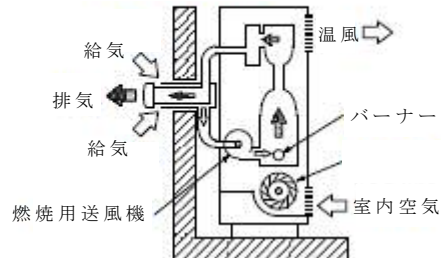
(ア) 自然給排気型 煙突又は排気筒の自然通気力によって、燃焼に必要な空気を屋外から取り入れ、燃焼廃ガスを屋外へ排出するもの。

(イ) 強制給排気型 送風機により燃焼に必要な空気を屋外から取り入れ、燃焼廃ガスを排風機によって強制的に屋外へ排出するもの。

例1 自然給排気型



例2 強制給排気型



第3図 密閉式の例

エ 屋外用 屋外に設置するよう設計された機器で、建物外壁やベランダ等に設置される壁掛型及び据置型並びにスラブに吊り下げて設置される吊下型のほか、パイプシャフトに設置されるP S設置型及び外壁を貫通して設置される壁面貫通型、建築物の外壁の凹状のくぼみに設置する壁組込設置型等がある。なお、屋外用には、自然通気と強制排気の2つの排気方式がある。

2 防火性能評定品の取扱いについて

条例別表第1に掲げる火気使用設備及び火気使用器具以外のものうち防火性能評定品にあっては、条例第2条第1項第1号又は第26条第1項第1号に規定する「火災予防上安全な距離」によらず、燃焼機器本体に表示してある「可燃物からの離隔距離」によるものとする。ただし、厨房設備及び調理用器具にあってはグリス除去装置との間に「火災予防上安全な距離」が必要である。

なお、条例第2条第1項第1号又は第26条第1項第1号を準用する他の火気使用設備等についても、同様な取扱いをすること。

3 耐火構造等の取扱いについて

(1) 火気使用設備及び火気使用器具の周囲が、耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったもの、又は耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)の場合は、条例別表第1に掲げる距離を確保する必要はないが、火気使用設備及び火気使用器具の周囲の状況、ごみ等の付着状況、油漏れの有無等が容易に点検できる距離を確保する必要があること。

(2) 準耐火構造について

ア 火気使用設備及び火気使用器具側の壁面等の表面の仕上げが不燃材料又は準不燃材料である場合

(ア) 間柱及び下地が不燃材料である場合には、平成12年建設省告示第1359号第1・一・ロに規定する防火構造と同等に取り扱うこと。

(イ) 間柱及び下地が不燃材料以外である場合には、平成12年建設省告示第1359号第1・一・ハに規定する防火構造と同等に取り扱うこと。

イ 火気使用設備及び火気使用器具側の壁面等の表面の仕上げが不燃材料及び準不燃材料以外である場合

間柱又は下地の防火性能にかかわらず「不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分」として取り扱うこと。

(炉)

第2条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第1の炉の項に掲げる離隔距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる離隔距離

(2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。

(3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

(4) 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。

(5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。

(6) 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

(7) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。

(8) 地震その他の振動又は衝動（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。

(9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

(10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第17号アに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。

(11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮蔽を設けること。

(12) 熔融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた熔融物を安全に誘導する装置を設けること。

(13) 熱風炉に附属する風道については、次によること。

ア 風道並びにその被覆及び支柱は、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メートル以内の部分、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

(14) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあっては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

(15) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の付属設備は、次によること。

ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮蔽を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上
5リットルを超え 20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルを超え 40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え 100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え 250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え 500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え 1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え 2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造った床面上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。

ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあってはこの限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあっては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で余熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

- (16) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあっては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。
- ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。
 - イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、さし込み接続とすることができる。
 - ウ イのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。
- (17) 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ、次の安全装置を設けること。
- ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置
 - イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置
 - ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置
 - エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置
- (18) 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。
- (19) 電気を熱源とする炉にあっては、次によること。
- ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。
 - イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ、温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。
- 2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
- (1) 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
 - (2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。
 - (3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。
 - (4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
 - (5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあっては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
 - (6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 入力 350 キロワット以上の炉にあっては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第 2 条第 9 の 2 号ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障

のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

- 4 前3項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第39条及び第41条から第44条まで（第43条第2項第1号から第3号まで及び第8号を除く。）の規定を準用する。

本条は、火気使用設備のうち、炉について規制したものである。

なお、条例第3条から第14条に規定されている火気使用設備以外は、本条の適用を受けることになり、工場等に設置されている焼鈍炉、焼入れ炉、溶解炉、加熱炉等の工業用の炉、焼却炉、熱風炉及び業務用のふろがま等の設備が含まれる。

また、熱源の形態についても、薪、石炭等の固体燃料、灯油、重油等の液体燃料、都市ガス、液化石油ガス等の気体燃料が代表的なものであるが、燃料を燃焼させるものに限らず、電気を熱源とするものも含まれる。

1 第1項

- (1) 第1号は、炉を使用した際の輻射熱、飛び火等により周囲にある可燃物等の火災を防止するため、また炉本体の点検、整備のため当該炉の周囲に一定の空間を確保するように定めたものであり、「火災予防上安全な距離」は、炉の形状、材質、構造、燃料、燃焼方式等により異なるが、可燃物等に対してはその炉の使用温度により、原則として第1表に掲げる数値以上の距離とすること。ただし、安全装置、配管、煙突、バーナー等の点検、整備を要する部分にあつては、当該部分から60センチメートル以上、その他の部分にあつては容易に視認できる空間が必要である。

※ 木材の発火点は、一般に260℃前後と言われている。しかし、燃焼機器からの放射熱で木材が長い間熱せられた場合、仮に200℃以下のかかなり低い温度であったとしても、木材の熱分解が行われ、着火危険温度（低温着火）となるため、離隔距離が定められている。

火災予防上安全な距離を要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上を保つこと。

イ 別表第1の炉の項に掲げる距離

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離。（室温35℃としたとき表面温度が100℃とならない距離）

※ 液体又は気体燃料を使用する燃焼機器のうち、「防火性能評定品」については別表第1に規定する離隔距離によらず、機器本体に表示してある「可燃物からの離隔距離」によるものとする。

火災予防上安全な距離を要しない場合

- ① 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったもの。
- ② 当該建築物の部分（不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分）の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの。

[第1表 炉（条例別表第1）]

種類		入力	離隔距離（cm）			
			上方	側方	前方	後方
開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	150	200	150
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100
開放炉 以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

(2) 第3号は、炉が可燃性のガス等の引火源とならないように規制したもの。

(3) 第4号は、炉からの出火が避難上の障害となることを防止する目的で定めたものであり、原則として、階段、避難口等から水平距離5メートル以上離して設置することが必要である。ただし、個人の住居に設ける場合又は本条第3項に定める専用の不燃区画室に設ける場合には、これによらないことができる。

※ 共同住宅の共用部分に設ける場合で、気体燃料を使用する設備でこれによらない例
屋外階段を出た正面や、屋外避難階段の周囲2mを避けたP S（パイプシャフト）に設置できる例

- ① 70KW以下のガス機器
- ② 1住戸の用に供するもの
- ③ バーナーが隠蔽されているもの等

屋外階段を出た正面や、屋外避難階段の周囲2mの範囲内のP Sに設置できる例
上記に次の条件を加えた場合

- ① 給湯器等の前面（吸排気口の部分を除く）を板厚0.8mm以上の鋼製の扉で覆っている。

(4) 第5号は、炉の多様化及び建築物の気密化等により、燃焼に必要な空気が不足し、不完全燃焼をおこすおそれがあることから、燃焼に必要な空気が十分得られる場所に設置するよう定めたものである。

なお、換気については、建築基準法施行令第20条の3等において規制されており、これらの規定を満足していれば、本号の規定は満足しているものとして取り扱って差し支えない。

有効な換気を行うための排気口は、天井近くに設け、かつ、屋外に通じていること。これは、火気設備の点火直後は、煙突があっても冷却しているため、排ガスの全てを煙突から排出できず、排ガスが火気使用室内にあふれ出ることがあるため煙突とは別に排気口を設けることを規定している。（原則として自然排気口）

(5) 第6号で規制を受ける「床及び台」は、当該炉から本条第1項第1号で定められている「火災予防上安全な距離」の範囲の床及び台をいうものであり、「防火上有効な措置」とは、炉の底面からの輻射熱、伝導熱などによる火災発生危険を排除するために、堅固な架台を設けて、かつ、底面通気によって冷却させ、床面又は台上の温度を過度に上昇させないように設置することなどが該当する。

床の材質を金属以外のものとしているのは、金属が熱を良く伝えるもので伝導熱により火災の危険があるため。

- ただし、底面通気を図る等防火上有効な措置を講じた場合は、金属でも良い。
- (6) 第7号で規定する「使用に際し火災の発生のおそれのある部分」とは、炉の本体部分（取付枠、支持台及び本体と一体となっている附属設備を含む。）の構造すべてを指すものであるが、操作上のつまみ、レバー、絶縁材料等にあつては、不燃材料以外の材料として差し支えない。
 - (7) 第8号は、炉が地震による振動又は落下物による衝撃等により、容易に転倒又は破損しないように炉自体の安定性、強度及び固定について定めたものである。固定方法については、アンカーボルト等による方法が考えられる。
 - (8) 第9号でいう「表面温度が過度に上昇しない構造」とは、通常の使用状態で表面温度が過度に上昇しない構造をいい、上昇するおそれのある場合には、過熱防止等の安全装置（サーモスタット）を設ける必要がある。
 - (9) 第10号は、屋外に設置する炉のうち雨水等により口火又はバーナーの火が消えるおそれのあるものにあつては、必要な措置を講ずるよう定めたものである。必要な措置には、燃焼口に覆い等を設ける方法がある。なお、本条第1項第17号アに掲げる立消え安全装置等を設けた炉にあつては、当該措置を講ずる必要はないものである。
 - (10) 第11号は、炉の上方に傘状の天蓋を設けて高温気体、火の粉の飛散を防ぎ屋外に導くための煙突状の排気筒を設ける規制である。「開放炉」とは、鋳物工場、焼入工場等にみられる工業用の炉で、燃焼廃ガス、火粉等が煙突又は排気筒等を介さずに直接放出する構造のものをいい、「油類その他これらに類する可燃物を煮沸する」とは、沸点以下で加熱することも含まれる。また、「防火上有効な遮蔽」とは、火粉の飛散及び接炎、加熱を防止するための衝立状の遮蔽板等をいうものである。
 - (11) 第12号は、ガラスや金属等を溶解する炉で、地震動等により高温の溶融物があふれたり、流出した場合、周囲の可燃物との接触等により出火することを防止するために定められたもので、これら溶融物は、樋、溝等により安全にためます等に誘導する必要がある。また、樋、溝、ためます等は十分な耐震強度を有していなければならないし、ためます等の容量は溶融物全量を収容できることが必要である。
 - (12) 第13号でいう「熱風炉」には、工業用、家畜飼育用、植物栽培用などがあり（暖房を目的とするものについては、条例第4条の温風暖房機、乾燥を目的とするものについては、条例第9条の乾燥設備の適用を受ける。）、熱風の発生方式には、熱交換器を使用した間接式と、熱交換を行わない直接式とがある。
 - (13) 第13号アの「風道の炉に近接する部分」とは、炉体の接続部分から、風道の長さが2メートル以内の範囲で、できる限り炉に近い部分をいう。
 - (14) 第13号ウの「じんあいの混入を防止する構造」とは、エアフィルター等を設けることをいう。
 - (15) 第14号の「防火上有効な底面通気を図る」とは、取灰入れを脚つきのものとする事等が該当する。
 - (16) 第15号アの「燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造」とは、地震動等による燃料液面の揺動があつても通気口や通気管から燃料が飛散したり、流出したりすることのない構造をいう。したがって、開放式の燃料槽は、地震動等により燃料が飛散又は流出するおそれがあるため、この構造基準には適合しないものである。
 - (17) 第15号イの「地震等により容易に転倒又は落下しないように設置」とは、燃料タンクを床、壁等に堅固に固定することをいう。
 - (18) 第15号ウに規定する液体燃料を使用する炉等の燃料タンクの設置については、輻射熱等の熱的影響及び異常燃焼時等を考慮し、炉のたき口から2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮蔽を設ける必要がある。また、「油温が著しく上昇

するおそれのない燃料タンク」とは、燃料消費量が最大の状態で、運転開始後、炉本体各部の温度が定常状態になったときの燃料タンクの油温が引火点以下の燃料タンクをいう。(モルタル等で十分に被覆する場合と、タンクの位置が炉の下方、側方等で熱の輻射をほとんど受けない場合。)

(19) 第 15 号エの規定は、燃料タンクの材質、容量(タンクの内容積の 90 パーセントの量をいう。以下同じ。)に応じた板厚及び構造について定めたものである。

なお、使用する燃料の種類及びタンクの容量により、本条例第 3 章「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準」の規制をうける場合があるので留意することが必要である。

(20) 第 15 号セの「直火で予熱しない構造」とは、裸火(炎又は赤熱体など)で直接燃料を加熱する方法ではなく、シーズ線方式の電熱、蒸気管等により加熱する構造をいう。また、「過度の予熱を防止する措置」とは、温度調節装置、過熱防止装置等を設けることをいう。(電熱の場合はサーモスタット、スチームの場合は蒸気圧又は可溶金属(ヒューズ)を使用してコックを開閉する方法。)

(21) 第 16 号の「未燃ガスが滞留せず」とは、未燃ガスが全く滞留しない構造の炉のほか、本条第 18 号の 2 イに規定する装置を設けたものも含まれる。また、「点火及び燃焼の状態が確認できる構造」とは、のぞき窓、反射鏡、炎検知器による表示ランプなどを設けることをいう。

(22) 第 17 号の「必要に応じ」とは、炉の形態や燃焼方式等によっては必ずしもこれらの安全装置を設ける必要がないものもあるため、個々の設備に応じた安全装置を設けるべきことをいうものである。

なお、安全装置が設けられていない設備にあっても、財団法人日本燃焼器具検査協会、財団法人日本ガス機器検査協会、財団法人電気用品試験所又は財団法人機械電子検査協会の検査合格品については、これらの安全装置が設けられたものと同等の安全性を有するとみなして差し支えない。

(23) 第 17 号アの「炎が立ち消えた場合等において安全が確保できる装置」とは、点火時、再点火時の不点火、立ち消え等によるトラブルを未然に防止する装置又はシステムで、日本工業規格(以下「JIS」という。)S2091 家庭用燃焼機器用語に示す「点火安全装置」又は「立消え安全装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有すると認められる構造のものであることが必要である。

ア 「点火安全装置」とは、液体燃料を使用する火気使用設備に設けるもので、JISS3030 石油燃焼機器の構造通則に示すとおり、バルブの開閉操作、送風機の運転及び電気点火操作の順序にかかわらず、点火装置の通電前に燃料の流出がなく、安全に点火できる構造のものであるか、又は通電前に燃料流出があるものについては、自動的に、かつ、安全に点火できる構造のものであること。

イ 「立消え安全装置」とは、気体燃料を使用する火気使用設備に設けるもので、JIS S2092 家庭用ガス燃焼機器の構造通則に示すとおり、パイロットバーナーなどが点火しない場合及び立消え、吹消えなどによって燃焼しない場合に、バーナーへのガス通路を自動的に閉ざし、また、炎検出部が損傷した場合には、自動的にバーナーへのガス通路を閉ざすものであり、さらに、炎検出部は、パイロットバーナーなどとの関係位置が通常の使用状態で変化することのないように保持されている構造のものであること。

ウ JIS の適用設備以外の設備に設ける点火安全装置及び立消え安全装置についても、上記のものと同様以上の安全性を確保できる構造のものであること。

(24) 第 17 号イの「点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置」とは、未

燃ガスが炉内に滞留した場合、再点火の際に爆燃等の事故をひき起こすおそれがあるため、点火前及び消火後に炉内に滞留している未燃ガスを炉外に排出させ、事故を未然に防止する装置で、JIS S2091 に示す「プレパージ」(バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を除去する方法) 及び「ポストパージ」(バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法) を指すものである。

また、JIS の適用設備以外の設備に設ける場合においても、上記と同様な機能を有する装置でなければならない。

(25) 第 17 号ウの「温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置」とは、燃焼機器本体又は周辺の壁、床等の温度が、規定温度以上の温度になることを防止する装置又はシステムで JIS S2091 に示す「過熱防止装置」を指し、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有すると認められる構造のものであることが必要である。

ア 液体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は、JIS S3030 に示すとおり、規定温度以上に温度が上昇したとき自動的に燃焼を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。また、パイロット燃焼となるものにあつては、燃焼を継続してもよいが危険な状態になってはならないものであること。

イ 気体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は、JIS S2092 に示すとおり、機器本体又は機器周辺が過熱する以前に自動的にバーナーへのガス通路を閉ざし、また、温度が平常に戻っても自動的にバーナーへのガス通路が再開しない構造のものであること。

ウ JIS の適用設備以外の設備に設ける過熱防止装置についても、規定温度以上に温度が上昇したときに自動的に熱源を停止し、自動的に復帰しない構造のものである。第 17 号エの「停電時において自動的に燃焼を停止できる装置」とは、燃焼中停止した場合及び再通電した場合のトラブルを未然に防止する装置又はシステムで JIS S2091 に示す「停電安全装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有する構造のものであること。

(7) 液体燃料を使用する火気使用設備の停電安全装置は、JIS S3030 に示すとおり、使用中停電した場合、燃焼を停止し、停電時間の長短にかかわらず、再通電した場合でも危険がない構造のものであること。ただし、停電時の危険を防止できる構造のものは、燃焼を停止しなくてもよいものである。

(イ) JIS の適用設備以外の設備に設ける停電安全装置についても、上記のものと同様以上の安全性を確保できる構造のものであること。

(26) 第 18 号の規定は、高層の建築物等の増加に伴って、気体燃料を使用する火気使用設備の配管、計量器等と、電気設備が同一のパイプシャフト、ピット等に設置されることが多くなったため、地震や経年劣化等により、気体燃料が万一漏出してた場合の危険性を配慮して、スパーク等のおそれのある電気設備とは、原則として同一のパイプシャフト等に設けないよう定めたものである。

なお、次の条件を満足する場合には、「パイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」に該当しない場所として取り扱って差し支えない。

ア パイプシャフト等が、直接外気（開放廊下を含む。）に面していること。

イ パイプシャフト等の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。

(27) 第 19 号イの「必要に応じ」とは、本条第 17 号と同様であり、また、「温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置」とは、第 17 号ウの規定と同様に規定温度以上に温度が上昇したときに自動的に熱源を停止し、自動的に復帰しな

い構造のものであること。

2 第2項は、火気使用設備からの出火原因が、火気使用設備の管理上の欠陥によるものが少なくないことから、その管理に係る基準を規定したものである。

(1) 第3号は、いかに安全が保障された機器でも設置後の保守管理のいかんによっては、火災発生の危険につながることから、ソフト面の対応として、液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉の点検及び整備を専門的な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせることを規定したものである。

なお、液体燃料を使用する炉並びに附属設備で消防長が指定するものが行う点検、整備とは、使用者が日常行う清掃、手入れ等の簡易な点検、整備をいうものではなく、比較的重要な部分及び部品の点検、整備をいうものである。

(2) 第3号に定める「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」として平成26年磐田市消防本部告示第5号で定められており、次に示すものをいう。

ア 液体燃料を使用する設備にあっては、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理講習の修了証の交付を受けた者

イ 電気を熱源とする設備にあっては、次に掲げる者

(7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

(イ) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

(3) 液体燃料を使用する設備のうち必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものが行う点検及び整備の範囲は、第2表によること。

[第2表 点検・整備の範囲]

大 分 類		小 分 類	
1	送風に関するもの	1	燃焼用送風機（フィルターを除く。）
		2	温風用送風機（ガードを除く。）
2	点火・燃焼に関するもの	1	油量調節器
		2	油ポンプ
		3	ノズル
		4	バーナー（しん式を除く。）
		5	点火変圧器
		6	点火電極
		7	点火ヒーター（乾電池を電源とするものを除く。）
		8	熱交換器
3	安全装置に関するもの	1	炎監視装置
		2	制御機構
		3	温度調節器
		4	過熱防止装置
		5	空たき防止装置
		6	停電時安全装置
		7	対震自動消火装置
4	油タンク、燃料配管に関するもの	1	油タンク（しん式及びカートリッジ式を除く。）
		2	電磁弁
		3	燃料配管
		4	燃料バルブ

5	電装品類	1	スイッチ類
		2	ランプ類
		3	タイマー類
6	その他	1	消音器

3 第3項

入力 350 キロワット以上（同一場所に 2 以上の設備を相互の距離 5 メートル以内に近接して設置する場合にあっては、各設備の入力の合計）の設備にあっては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、開口部に防火戸を設けた室内（以下「不燃区画室」という。）に設けることとしたが、その運用については、次によること。なお、この規定は、条例第 3 条から第 10 条まで及び第 12 条に掲げる設備について準用されるので留意すること。

(1) 「窓及び出入口等に防火戸を設けた室内に設けること」とは、窓及び出入口等の開口部に、常時閉鎖状態を保持して直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸を設けた専用の室に設けるものをいうものであること。

ただし、使用形態上常時閉鎖が困難な場合においては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に自動的に閉鎖する構造のものとする事ができる。

(2) 「炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置」の例としては、屋内において、当該炉の周囲に 5 メートル以上、上方に 10 メートル以上の空間を有する場合、屋外において、当該炉の周囲に 3 メートル以上、上方に 5 メートル以上の空間を有する場合、又は、屋外において不燃材料の外壁（窓及び出入口等の開口部に防火戸を設けたもの）等に面する場合などが該当する。

なお、屋外の同一場所に 2 以上の設備を相互の距離 3 メートル以内に近接して設置する場合にあっては、一の設備とみなすこと。

4 第4項

本項は、液体燃料を使用する炉のうち、危険物の規制に関する政令（以下「危険物政令」という。）で定める数量（以下「指定数量」という。）の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う炉については、条例 39 条及び第 41 条から第 44 条までの規定の適用を受けるのは当然であるが、指定数量の 5 分の 1 未満であっても準用されることを規定しているものである。ただし、第 43 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 8 号の規定については準用から除かれているので、当該事項については、本条第 1 項第 15 号ア、エ、キ及びシによることとなる。

(ふろがま)

第3条 ふろがまの位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。

(2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

本条は、主として家庭で使用する小型のふろがまの位置、構造及び管理の基準について規制したもので、公衆浴場等のふろがまについては、条例第2条の炉の規制を受ける。

1 第1項

第2号に規定する「自動的に燃焼を停止できる装置」とは、一般に「空だき防止装置」といわれるもので、装置には大きく区分して、熱を感知する方法（過熱防止装置に準じたもの）及び水位を感知する方法（水位又は水圧でとらえるもの）があり、いずれも浴槽の水位が一定の値以下になると作動するもので、ふろがまや循環パイプの過熱による出火を防止する目的のものである。

2 第2項は、第2項は、条例第2条の規定が第1項第11号及び第12号までを除いて、ふろがまに準用されることを規定したものである。

なお、第2条第1号アの準用により、別表第1のふろがまの項に掲げる離隔距離は、第3表のとおりである。

[第3表 ふろがま（条例別表第1）]

種類			入力	離隔距離 (cm)					
				上方	側方	前方	後方		
気体燃料	不燃	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下)	—	15注	15	15
		内がま	21kw以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下)	—	—	60	—	
	半密閉式	浴室 外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	15	15	15
		外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kw以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	15	60	15	

		内がま	21kw 以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	15	60	—	
		密閉式	21kw 以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	—	2 注	2	2	
		屋外用	21kw 以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	60	15	15	15	
不燃	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw 以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下)	—	4.5 注	—	4.5
		内がま	21kw 以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下)	—	—	—	—	
		浴室 外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw 以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、風呂予バーナーが21kw以下)	—	4.5	—	4.5
		内がま	21kw 以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、風呂予バーナーが21kw以下)	—	—	—	—	
		密閉式	21kw 以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、風呂予バーナーが21kw以下)	—	2 注	—	2	

	屋外用	21kw 以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、風呂予バーナーが21kw以下)	30	4.5	—	4.5
液体 燃料	不燃以外	39kw 以下		60	15	15	15
	不燃	39kw 以下		50	5	—	5
上記に分類されないもの		—		60	15	60	15

注 浴槽との離隔距離は 0cm とするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は 2cm とする。

(温風暖房機)

第4条 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
- (2) 温風暖房機に附属する風道にあっては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値(入力70キロワット以上のものに附属する風道にあっては、算定した数値が15以下の場合、15とする。)以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上(入力70キロワット以上のものに附属する風道にあっては、10センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離(単位 センチメートル)
上 方	$L \times 0.70$
側 方	$L \times 0.55$
下 方	$L \times 0.45$

この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。

2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第11号及び第12号を除く。)の規定を準用する。

本条でいう温風暖房機とは、暖房を目的として、液体又は気体燃料等の燃焼エネルギーを熱源とし、燃焼室又は発熱体を有し、温風を発生させるもので、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造の設備をいい、移動できる温風暖房機(石油ファンヒーター等)は、移動式ストーブとして本章第2節「火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準」において規制する。

1 温風暖房機は、次のように分類される。

- (1) 直接吹出型 暖房する部屋に設置し、直接本体の吹出口から温風を室内に吹き出す型式で、温風用送風機が本体に組込まれているもの。
- (2) ダクト接続型 温風をダクトにより、暖房する部屋に送り吹き出す型式で、温風用送風機が本体に組込まれているものと別置きのものがある。

2 第1項

第1項第2号は、不燃材料による仕上げ又はグラスウール、ロックウール等の不燃材料で有効に被覆した部分以外の部分にあっては、当該部分と風道との間に離隔距離を確保するよう定めたものである。

3 第2項は、条例第2条の規定が第1項第11号及び第12号までを除いて、温風暖房機に準用されることを規定したものである。

なお、第2条第1号アの準用により、別表第1の温風暖房機の項に掲げる離隔距離は、第4表のとおりである。

〔第4表 温風暖房機（条例別表第1）〕

種類				入力	離隔距離 (cm)				
					上方	側方	前方	後方	
気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	強制対流型	19kw 以下	4.5	4.5	60	4.5
				液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	26kw 以下
26kw を超え70kw 以下	100	15	100	注1				15	
温風を全周方向に吹き出すもの	26kw 以下	100	150	150			150		
強制排気型	26kw 以下	60	10	100			10		
密閉式	強制給排気型	26kw 以下	60	10		100	10		
不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	70kw 以下		80	5	—	5
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kw 以下		80	150	—	150
			強制排気型	26kw 以下		50	5	—	5
		密閉式	強制給排気型	26kw 以下		50	5	—	5
上記に分類されないもの				—		100	60	60	注2

注1 風道を使用するものにあつては15cmとする。

注2 ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。

^{ちゅう}
(厨房設備)

第 5 条 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に 10 センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。

オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

カ 排気ダクトは、曲り及び立下がりの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(ア) 令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)の 2)項及び(16)の 3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上のもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、高さ 31 メートルを越える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上のもの

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第 2

条（第1項第11号から第13号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第2条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

本条は、業務用、一般家庭用を問わず調理を目的として使用する火気使用設備と、それらに附属する設備について規定したものであり、レンジ、オーブン、フライヤー、食器洗浄機等（以下「厨房設備」という。）多種多様の機器を含むものである。

「組込型こんろ」とは、調理台等に落とし込んだこんろをいう。

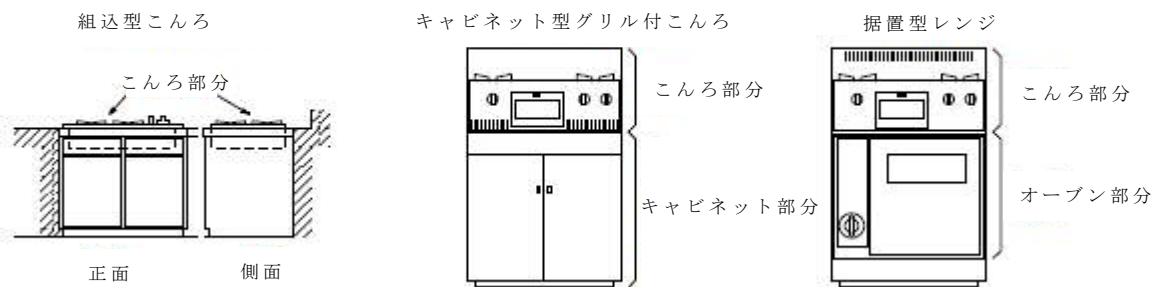
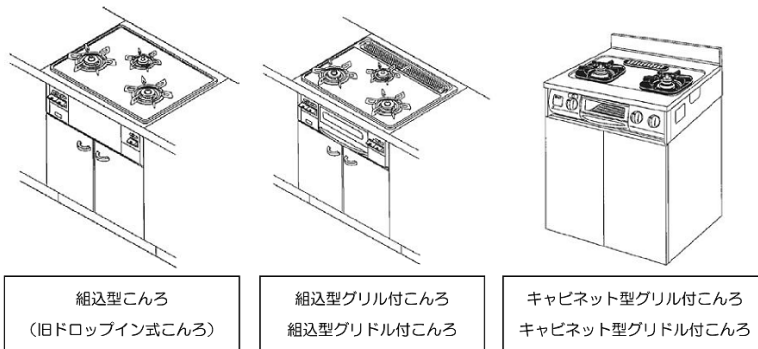
「キャビネット型グリル付こんろ」とは、グリル付こんろを専用のキャビネット（台）の上に取り付けたものをいう。

「グリドル付こんろ」とは、直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器を備えたこんろをいう。

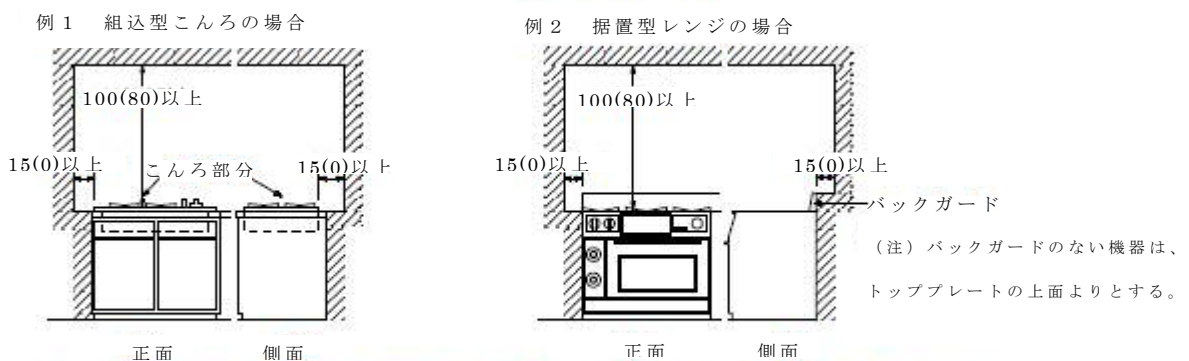
「据置型レンジ」とは、オーブンとこんろを組み合わせて台又は床面に据置いたものをいう。

各機器の形状（※形状は一例を示したもの）

【厨房設備】



第4図 こんろの種類例



（注） 数字は不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との離隔距離（単位：cm）を示す。なお（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板との離隔距離を示す。

第5図 こんろの設置例

1 第 1 項 (1) 第 1 号は、てんぷらの油等から出火した火が、排気ダクト内に付着した油脂等に燃え移り、さらに排気ダクトの周囲の可燃物に延焼する火災が多いことから、厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）について、ダクト火災等を防止するために必要な位置及び構造について規定したものである。

ア 第 1 号アは、排気ダクト等の材質を規定したもので、厨房の排気ダクト等は、燃焼廃ガスのほかに調理に伴う水蒸気、油脂、その他のじんあい等を排出するためのものである。耐食性及び清掃に耐えることが必要である。また、万一ダクト火災が発生した際にも容易に破壊しないよう一定の強度が要求されるものである。

「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、排気ダクト等の材質については、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の不燃材料をいい、板厚については、当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計。以下同じ。）が 21 キロワットを超える厨房設備に附属する排気ダクト等にあつては第 5 表、21 キロワット以下の厨房設備に附属する排気ダクト等にあつては第 6 表にそれぞれよること。

また、同号アのただし書中「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が 21 キロワット以下であつて、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいうものであり、この場合には、天蓋として第 6 表の基準に適合しない金属製のレンジフードファン（厨房用の換気扇（電気用品取締法施行令別表第 1.9.(1)に規定する換気扇）で、器体の一部を天蓋とした風量 15 立方メートル毎分以下のものをいう。以下同じ。）を設置することができるものである。なお、一般の家庭において通常行われている程度の使用については、これに該当するものとして取り扱ってさしつかえない。

〔第 5 表 排気ダクト等の板厚（入力が 21 キロワットを超えるもの）〕

天蓋の板厚	天蓋の長辺 (単位ミリメートル)	板厚 (単位ミリメートル)			
		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板		
	450 以下	0.5 以上	0.6 以上		
	450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上		
	1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上		
	1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上		
排気ダクトの板厚	ダクトの長辺 (単位ミリメートル)	板厚 (単位ミリメートル)			
		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板		
		450 以下	0.5 以上	0.6 以上	
		450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上	
		1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上	
		1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上	
	円形ダクトの直径 (単位ミリメートル)	板厚 (単位ミリメートル)			
		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板		
			300 以下	0.5 以上	0.6 以上
			300 を超え 750 以下	0.5 以上	0.6 以上
			750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
			1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
		1,250 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上	

〔第 6 表 排気ダクト等の板厚（入力が 21 キロワット以下）〕

天蓋の板厚	天蓋の長辺 (単位ミリメートル)	板厚 (単位ミリメートル)		
		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	
	800 以下	0.5 以上	0.6 以上	
	800 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上	
	1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上	
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上		
排気ダクトの板厚	ダクトの長辺 (単位ミリメートル)	板厚 (単位ミリメートル)		
		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	
	300 以下	0.5 以上	0.5 以上	
	300 を超え 450 以下	0.5 以上	0.6 以上	
	450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上	
	1,200 を超え 1800 以下	0.8 以上	1.0 以上	
	1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上	
	円形ダクトの直径 (単位ミリメートル)	板厚 (単位ミリメートル)		
		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板	
		300 以下	0.5 以上	0.5 以上
		300 を超え 750 以下	0.5 以上	0.6 以上
		750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
		1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
		1,250 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

イ 第 1 号イの「フランジ接続、溶接等」には、排気ダクトを差込み、リベットで止めてさらに耐熱テープで巻くものも含むものである。

ウ 第 1 号ウは、ダクト内に火が入り、ダクト内が延焼してもダクト周囲の工作物に延焼しにくい構造とするための規定で、10 センチメートルの離隔距離は最低の基準であり、できる限り大きな離隔距離をとる必要がある。

また、「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない」とは、排気ダクト等にロックウール保温材 (JIS A9504 に示すもの)、けい酸カルシウム保温材 (JIS A9510 に示すもの) 若しくはこれらと同等以上の不燃材料で、厚さ 50 ミリメートル以上被覆した場合又はこれらと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた場合には、当該部分と建築物等の可燃性の部分又は可燃性の物品との間の距離を 10 センチメートル未満とすることができるものである。

エ 第 1 号エの「十分に排気を行うことができるもの」とは、「建築基準法施行令に基づく換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造」(昭和 45 年建設省告示 1826 号) に適合する排気能力を有するものをいうものである。

オ 第 1 号オの規定は、排気ダクトに一般空調用ダクト等が接続されていると、排気ダクトに火が入った場合、ダクト内を火が走り、空調の排気口等から火を吹き出し建物に延焼する危険があるため設けられた規定である。したがって、厨房設備に附属する排気ダクト (以下「厨房ダクト」という。) は専用とするものであるが、他の部分にある厨房ダクトとの接続は可能である。ただし、給湯湯沸設備等の煙突のうち建築基準法施行令第 20 条の 3 第 2 項第 1 号イ (五) ただし書に該当する「排気フードを有する排気筒」にあつては、火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合に限り、厨房ダクトとの接続を認めてさしつかえない。なお、「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」とは、次によることとし、これに適合する場合には、条例第 25 条の規定により、条例第 5 条第 1 項第 1 号オによるものと同等以

上の効力のあるものとして特例を適用できるものであること。

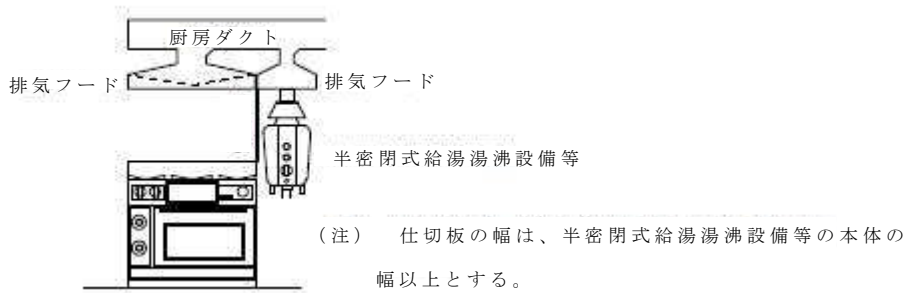
(7) 厨房ダクトに排気フードを介して接続する場合

- ① 厨房ダクトと接続することができる給湯湯沸設備等は、排気筒を有する半密閉式給湯湯沸設備、半密閉式ボイラー及び半密閉式簡易湯沸設備のうち、条例別表第1に掲げる機器のうち次の掲げるものであること。
 - I 気体燃料を使用する半密閉式給湯湯沸設備（入力12キロワット又は0.85キログラム毎時を超え70キロワット又は5キログラム毎時以下）
 - II 気体燃料を使用する半密閉式ボイラー（入力42キロワット又は3キログラム毎時以下）
 - III 気体燃料を使用する半密閉式簡易湯沸設備（入力12キロワット又は0.85キログラム毎時以下）
- ② 半密閉式給湯湯沸設備等（前①に示す設備をいう。以下同じ。）は、次に定める構造の排気フードを介して接続すること。
 - I 厨房ダクトからの油脂等が滴下した場合、半密閉式給湯湯沸設備等の機器内部に入らない構造であること。
 - II 半密閉式給湯湯沸設備等の近傍にある開放式ガス機器の調理から発生する油脂等が、排気フードに入った場合に、半密閉式給湯湯沸設備等の機器内部に滴下しない構造であること。
 - III 半密閉式給湯湯沸設備等から排気温度を火災予防上安全な温度に下げる構造であること。
 - IV 半密閉式給湯湯沸設備等の排気を十分に捕集し、排気が逆流しない構造であること。
 - V 排気フードを構成する材質は、亜鉛めっき鋼板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料とすること。
 - VI 排気フードを構成する板厚は第7表によること。

[第7表 排気フードの板厚]

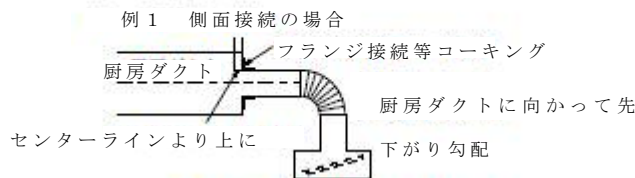
排気フードの長辺 (単位ミリメートル)	板厚 (単位ミリメートル)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

- VII 排気フード内部の点検及び清掃が容易にできる構造であること。
- VIII 厨房ダクトの排気ファンに異常が生じる等排気が適切に排出されない場合に、当該排気フードに接続されている半密閉式給湯湯沸設備等の燃焼を自動的に停止できること。
- ③ 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードの設置は、次によること。
 - I 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備と同一室内に半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードを設けて半密閉式給湯湯沸設備等を設ける場合は、油脂等が当該排気フードに流入しないような措置を講じること（第6図参照）。



第 6 図 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フード
への油脂等の有効流入防止措置例

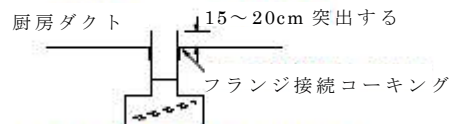
II 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードを油脂の発生するおそれのある厨房設備に附属する厨房ダクトに接続する場合は、半密閉式給湯湯沸設備等本体に油脂等が滴下しないよう有効な措置を講じること（第 7 図参照）。



〈半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フード〉

- 注 1 接続位置は、ダクト側面の中心より高く出来るだけ上面に近い位置とする。
- 注 2 接続はフランジ等を用い堅固に隙間のないように行うこと。

例 2 底面接続の場合



〈半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フード〉

- 注 1 厨房ダクトへの半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードに付属するダクトの接続部分の突出しは、15~20cm 程度とすること。
- 注 2 接続はフランジ等を用いて堅固に取付けること。
- 注 3 接続は隙間のないようパッキン又はケーキング材等にてシールすること。
- 注 4 底面が枝ダクトの重量にて「たるみ」ができないよう十分注意すること。

第 7 図 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードに接続する
ダクトの厨房ダクトへの接続例

III 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃物品から、半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードは 10 センチメートル以上の距離を保つこと。

IV 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードを厨房ダクトに接続するときは条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定に準じること。

④ 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フード及び当該フードに接続されるダクト

内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障がないよう適正に維持管理すること。

⑤ 財団法人日本ガス機器検査協会において、「排気フード検査基準」に基づく検査に合格した半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードには、「合格ラベル」が貼付されるので、ラベルが貼付された排気フードは前②の基準に適合したものととして取り扱ってさしつかえない。

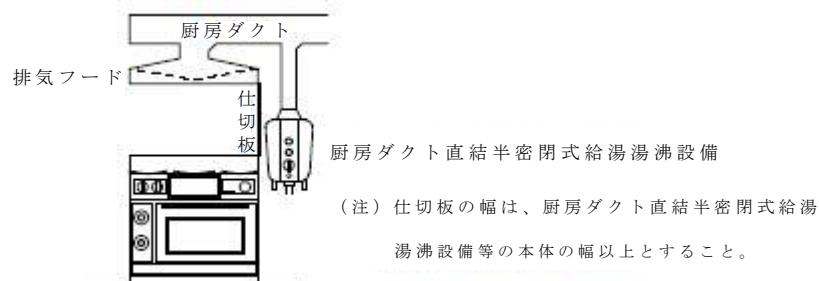
⑥ 磐田市外4町村消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成4年条例第6号。次(イ)において「改正条例」という。）附則第3項により、条例施行の際、現に設置されている厨房設備に附属する排気ダクト等において条例第5条第1項第1号オの規定に適合しないものは、なお従前の例によることとされているところであるが、既存対象物で半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を直接屋外に排気せず厨房ダクトに接続している場合においても、関係者の理解を得て直接屋外に排気するか、又は前②による措置を講ずるよう指導すること。

(イ) 厨房ダクトに直接接続する場合

① 厨房ダクトに直接接続することのできる給湯湯沸設備等は、条例別表第1に掲げる気体燃料を使用する半密閉式給湯湯沸設備、半密閉式ボイラー及び半密閉式簡易湯沸設備のうち、ガス機器防火性能評定委員会において、新しい設置形態の燃焼機器として厨房ダクトに直結することについて評定がされたもの（以下「厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等」という。）であること。

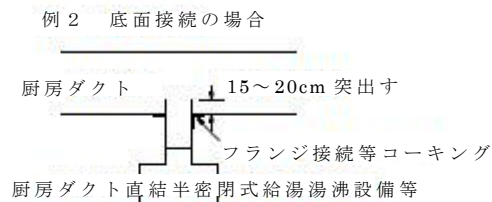
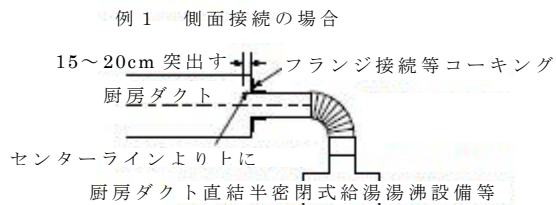
② 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の設置は、次によること。

I 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備と同一室内に厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等を設ける場合は、油脂等を含む蒸気が厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等内に流入しないような措置を講じること（第8図参照）。



第8図 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等への油脂等の有効流入防止措置例

II 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を、油脂の発生するおそれのある厨房設備に附属する厨房ダクトに接続する場合は、厨房ダクトから当該煙突を通じて厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等に油脂等が滴下しないよう有効な措置を講じること（第9図参照）。



- 注1 厨房ダクトへの接続部分における厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等用の煙突の突出しは、15~20cm程度とすること。
- 注2 接続位置は、ダクト側面の中心より高く、できるだけ上面に近い位置とする。
- 注3 接続はフランジ等を用い、堅固に隙間のないように行うこと。
- 注4 接続は隙間が出ないように、パッキン又はキーキング材等にてシールすること。

- 注1 厨房ダクトへの接続部分における厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等用の煙突の突出しは、15~20cm程度とすること。
- 注2 接続はフランジ等を用いて堅固に取り付けること。
- 注3 接続は隙間が出ないように、パッキン又はキーキング材等にてシールすること。
- 注4 厨房ダクトの底面が厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突の重量により、「たるみ」が出来ないように十分注意すること。

第9図 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等用の煙突の厨房ダクトへの接続例

Ⅲ 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突は、本条第1項第1号の規定中「排気ダクト等」を「煙突」に読み変えて当該規定に準じること。

- ③ 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障がないよう適正に維持管理すること。
- ④ 当該厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等には、次の表示がされている。

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
ダクトに直結して使用することを条件として評定したものである。			
ガス機器防火性能評定委員会			

⑤ 改正条例附則第3項により、条例施行の際、現に設置されている厨房設備に附属する排気ダクト等において条例第5条第1項第1号オの規定に適合しないものは、なお従前の例によることとされているところであるが、既存対象物で半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を直接屋外に排気せず厨房ダクトに接続している場合においても、関係者の理解を得て直接屋外に排気するか、又は前②による措置を講ずるよう指導すること。

(3) 第2号の「油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備」とは、てんぷら、炒めものその他排気ダクトにおける火災の発生の原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいうものである。

ア 第2号アの「油脂等の付着成分を有効に除去する」とは、排気中に含まれる油脂類をできる限りダクト内に侵入させないように、入口で除去する目的の規定で、装置としては、グリスフィルターやグリスエクストラクターがあり、これらを「グリス除去装置」という。

「グリスフィルター」とは、排気中の油脂及びじんあい等を排気ダクトに入る前

に分離し、除去する目的で、天蓋内部に設けられる媒介物をいう。

「グリスエクストラクター」とは、天蓋内部で機械的に排気気流を縮流加速し、その遠心力によって排気中に含まれる油脂及びじんあい等を分離し、かつ、除去した油脂及びじんあい等を自動的に洗浄する機能を有する装置をいい、グリス除去装置としては最もすぐれたものといわれている。

また、「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいうものである。

なお、グリス除去装置の構造等の基準については「グリス除去装置の構造等の基準について」（平成8年8月15日付け消防予第162号）によること。

グリス除去装置の構造等の基準

1 適用範囲

この基準は、火災予防条例準則第3条の4第1項第3号に規定する油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋に設けるグリス除去装置について適用する。

2 用語の定義

(1) グリスエクストラクター 通常の油を使用する調理において発生する油脂を含む蒸気(以下「排気」という。)の気流を縮流加速し、その遠心力で排気中に含まれる油脂及び塵埃等(以下「油脂分等」という。)を排気ダクトに入る前に天蓋内部で分離除去するもので、自動洗浄機構を有する装置をいう。

(2) その他のグリス除去装置 通常の油を使用する調理において発生する排気中に含まれる油脂分等を排気ダクトに入る前に天蓋内部で分離除去するもので、グリスエクストラクター以外のものをいう。

3 構造

(1) グリスエクストラクターの構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気の気流を縮流加速し、その遠心力で排気中に含まれる油脂分等を排気ダクトに入る前に天蓋内部で90%以上分離除去するものであること。

この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を270℃に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を1：3の割合で同時に滴下して発生させたものとする。

イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。

ウ 除去した油脂分等を自動的に洗浄できる機能を有する構造であること。

エ ステンレス鋼版又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。

(2) その他のグリス除去装置の構造

ア 通常の油を使用する調理において発生する排気中に含まれる油脂分等を、排気ダクトに入る前に天蓋内部で75%以上分離除去するものであること。

この場合、油脂分等を含む蒸気は、温度を270℃に保つように設定したアルミ製鍋に油及び水を1：3の割合で同時に滴下して発生させたものとする。

なお、グリスフィルター(排気中の油脂及び塵埃等を排気ダクトに入る前に分離除去するもので天蓋内部に設けられる媒介物をいう。)のうち、グリス付着率※が10%以上のものにあつては、油脂分等が最大に付着した場合において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が180℃に至るまで炎がダクトの入口までに至らないことを確認したものであること。

$$\text{※グリス付着率 [\%]} = \frac{\text{グリス除去装置の付着量 [g]}}{\text{グリス回収容器回収量 [g] + グリス除去装置の付着量 [g]}} \times 100$$

- イ 除去した油脂分等が厨房設備に滴下しない構造であること。
- ウ 除去した油脂分等を自動的に回収できる機能を有し、かつ、容易に清掃ができる構造であること。ただし、リース等により適正な維持管理がなされると認められるものについては、この限りでない。
- エ ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものであること。ただし、バフタイプ(油脂分等を除去する部分が鋼板を組み合わせた形状のものをいう。)以外のグリスフィルターの耐熱性にあつては、油脂分等が最大に付着した状態において、過度に温度が上昇した際に排気ダクト入口の温度が 180℃に至るまで、当該グリスフィルターに機能上支障を及ぼす破損・損傷等が生ずることのないものであること。
- オ 前エにかかわらず、セラミックを用いたグリスフィルターにおいては、前エのただし書きの耐熱性を有するとともに、通常の洗浄に使用される薬液中のアルカリ成分に対する耐食性を有し、かつ、曲げに対する 100N/平方センチメートル以上の強度を有するものについては、前エと同等とみなすものであること。

イ 第 2 号イの「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの」とは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものをいうものである。

また、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、本条第 1 項第 1 号アと同様であり、このような場合には、上記の構造によらない金属製のグリスフィルターとすることができるものである。

ウ 第 2 号ウの「火炎伝送防止装置」とは、仮に天蓋に火が燃え上がっても、ダクトへの延焼を防止する目的のもので、装置としては防火ダンパーと、フード等用簡易自動消火装置があり、同号ウに規定するただし書の場合を除いて、いずれかの装置を設ける必要がある。

「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、厨房設備から 5 メートル以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であつて、次のア又はイに該当するものをいい、この条件を満たす場合には、火炎伝送防止装置を設置しないことができる。

(ア) 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが 4 メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの

(イ) 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが 2 メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの

なお、「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行うもの」については、本号アと、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」については、本条第 1 項第 1 号アとそれぞれ同様であり、これらの場合には、火炎伝送防止装置を設置しないことができる。

火炎伝送防止装置として防火ダンパーを設ける場合は、次によること。

(ア) 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。

この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすべきものであること。

(イ) 防火ダンパーは、厚さ 1.5 ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱

性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。

(ウ) 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないものであること。

また、自動消火装置の性能及び設置基準については「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成5年12月10日付け消防予第331号消防庁予防課長通知)によること。

フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準

1 用語の意義

- (1) フード等用簡易自動消火装置とは、フード・ダクト用簡易自動消火装置、ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置、フライヤー用簡易自動消火装置、フード・レンジ用簡易自動消火装置、フード・フライヤー用簡易自動消火装置及び下引ダクト用簡易自動消火装置をいう。
- (2) 防護対象物とは、フード等用簡易自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。
- (3) フード・ダクト用簡易自動消火装置（以下「フード・ダクト用」という。）とは、フード部分及び排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (4) ダクト用簡易自動消火装置（以下「ダクト用」という。）とは、排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するもので、複数の排気ダクトが存在する場合に、フード・ダクト用と組み合わせて使用するものをいう。
- (5) レンジ用簡易自動消火装置（以下「レンジ用」という。）とは、レンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (6) フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フライヤー用」という。）とは、フライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (7) フード・レンジ用簡易自動消火装置（以下「フード・レンジ用」という。）とは、フード部分及びレンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (8) フード・フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フード・フライヤー用」という。）とは、フード部分及びフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するもの部分及びフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (9) 下引ダクト用簡易自動消火装置（以下「下引ダクト用」という。）とは、無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排気するガス機器（以下「下方排気方式ガス機器」という。）

内部及びこれに接続する排気ダクト内部の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

2 フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準

- (1) フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準は、別添の「フード等用簡易自動消火装置の技術基準」(以下「技術基準」という。)に定めるところによること。
- (2) 技術基準への適合性についての試験は、財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）で行うものであること。

3 設置基準

(1) 設置区分

フード等用簡易自動消火装置は、防護対象物の種類に応じ、次により設置すること。

ア フード部分と排気ダクト内部は同時に消火薬剤を放出するものであること。

ただし、排気ダクト部分に防火上有効な措置を講じ、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用を設置した場合は、この限りでない。

イ フード等用簡易自動消火装置の種別に応じ、防護対象物に適するものを設置すること。なお、フライヤー用及びフード・フライヤー用のうち、レンジ部分を有効に消火できるものについては、レンジ部分を防護対象物に含めて差し支えないこと。

(2) フード・ダクト用の基準

ア 排気用ダクトの断面積、警戒長さ（排気用ダクト又はその部分で、フード・ダクト用の防護対象物に含まれる部分の長さをいう。以下同じ。）、風速等に応じて、十分な消火薬剤量並びに感知部（技術基準第2条(2)に掲げるものをいう。以下(5)までにおいて同じ。）及び放出口（技術基準第6条に掲げるものをいう。以下(5)までにおいて同じ。）を有効に消火できるように設置すること。

イ 排気用ダクトの長さが5mを超える場合には、標準的な警戒長さを排気用ダクトの入口から5mまでとすること。

ウ 排気用ダクト内部の風速が5m/secを超える場合には、警戒長さの外側（フードに接続されていない側に限る。）に消火薬剤放出のための起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。

ただし、当該ダンパーが設置されていなくても有効に消火できるものにあつては、この限りでない。

エ 消火時にはダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより所要の消火性能を確保する方式のものにあつては、当該ダンパーはウの規定に準じて設置すること。この場合、フード部分から当該ダンパーまでの体積に応じ十分な消火薬剤量を確保すること。

オ 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

カ 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない箇所に設置すること。

キ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧用ガス容器は、周囲温度40℃以下で温度変化の少ない場所に設置すること。

(3) ダクト用の基準

フード部分に関する事項を除き、(2)の規定の例による。

(4) レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用の基準

(2)カ及びキの規定の例によるほか、次により設置すること。

ア フード、レンジ又はフライヤーの大きさ及び形状に応じて、十分な消火薬剤量及び公称防護面積（技術基準第18条(2)に掲げるものをいう。）を有するものを設置すること。

イ 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物消火薬剤（ハロン1301を除く。）を使用するものにあつては、常時人がいる場所には設置しないこと。

ウ 感知部及び放出口を有効に消火できるように設置すること。

(5) 下引きダクト用の基準

(2)イ及びキの規定の例によるほか、次により設置すること。

ア 下方排気方式ガス機器内部及び接続するダクトの容積並びに風速等に応じて十分な消火薬剤量を、また、感知部及び放出口は、下方排気方式ガス機器の構造に応じて製造者が指定する位置に有効に消火できるように設置すること。

イ 一の下引きダクト用に複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

ウ 下方排気方式ガス機器ごとに下引きダクト用を設置すること。

(6) 他の装置又は機器との関係

ア 排気用ダクト部分で警戒長さの範囲内に防火区画のために供されるダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置によりフード等用簡易自動消火装置の機能に障害が生じないものとする。

イ レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用又は下引きダクト用の作動と連動して、レンジ、フライヤー又は下方排気方式ガス機器への燃料用ガスの供給が停止できるものであること。

ウ フード・ダクト用とレンジ用又はフライヤー用を併設する場合には、各装置の機能に支障が生ずるおそれのない範囲で、消火薬剤貯蔵容器等の一部を共用して差し支えないものであること。

4 消防用設備等の代替措置

(1) この基準に適合するフード等用簡易自動消火装置は、「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和 50 年 7 月 10 日付け消防安第 77 号消防庁安全救急課長通知) 第 1、4、(2)中の「有効な自動消火装置」に該当するものであること。

(2) この基準に適合するレンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用又は下引きダクト用を設置した厨房等の防火対象物の部分については、消火器具の能力単位を減ずることができるものであること。

また、フード等用簡易自動消火装置が設置された厨房機器の部分は、消防法施行規則第 6 条第 6 項の規定については適用しないことができるものであること。

ただし、消火器具の能力単位の 5 分の 1 以上を緩和することは適当でないものであること。

5 その他

(1) この基準の施行に伴い、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(昭和 56 年 8 月 3 日付け消防予第 176 号消防庁予防救急課長通知。以下「旧基準」という。)は、廃止するものであること。

(2) この基準の施行の際、現に安全センターの行うフード等用簡易自動消火装置についての試験を依頼しているフード等用簡易自動消火装置に係る試験については、なお従前の例によること。

(3) この基準の施行の際、現に旧基準による認定試験に合格しているフード等用簡易自動消火装置及び前記(2)により認定試験に合格したフード等用簡易自動消火装置は、この基準による認定試験に合格しているものとみなすものであること。

(4) 火災予防条例準則(以下「条例準則」という。)第 3 条の 4 第 1 項第 3 号ニの「自動消火装置」については、厨房設備の上方に設置されるフード及びダクトに対してはフード・ダクト用(必要に応じてダクト用を併設する。)を、下方排気方式ガス機器に対しては下引きダクト用をそれぞれ設置するものとする。

なお、「改正火災予防条例準則の運用について」(平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号消防庁予防課長通知) 第 1、5(2)カは本号に読み替えるものとする。

(5) 1(9)でいう「下方排気方式ガス機器」には、条例準則第 3 条の 4 第 1 項に定める「天蓋」と同等の性格を有する部分があることから、当該部分を「天蓋」とみなして、同項第 3 号から第 5 条までを準用し指導すること。

(6) この基準施行の際、現に下方排気方式ガス機器に対する消火装置として、その内部及びこれに接続する排気ダクト内部の火災を有効に消火できるものとして設置されており、この基準と同等に取り扱うことができるものについては、なお従前の例による。

フード等用簡易自動消火装置の技術基準(抄)

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

(1) 略

(2) 感知部

火災によって生ずる煙、熱又は炎により自動的に火災の発生を感知するものをいい、次の分類によるものとする。ただし、本条及び第 4 条において、下引きダクト用については炎検知型感知部を除く。

ア 感知器型感知部

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等の規格」という。）第2条第1号に規定する感知器をいう。

イ 易融性金属型感知部

易融性金属により融着され又は易融性物質等により組み立てられた感知体が、火熱により一定の温度に達し溶融、変形又は破壊を生ずることにより感知するものをいう。

ウ 温度センサー型感知部

熱半導体、熱電対等により組み立てられた感知体が火熱の温度を検出し感知するものをいう。

エ 炎検知型感知部

炎の熱放射又はちらつきを検出し感知するものをいう。

（消火薬剤放出口及び放出導管）

第6条 消火薬剤放出口及び放出導管は、次の各号に適合するものであること。

- (1) 不燃材料で作られていること。
- (2) 前条第2項第1号に規定する耐圧試験を行った場合において、著しい漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。
- (3) 内面は平滑に仕上げられたものであること。
- (4) 使用温度範囲で作動させた場合、漏れを生じず、有効かつ均一に消火薬剤を放出することができるものであること。
- (5) 放出導管及び管継手は JIS H3300（銅及び銅合金継目無管）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性（耐食加工したものを含む。）並びに耐熱性を有するものであること。
- (6) 油、煙等により放出の性能・機能に支障を生じないように、アルミはく等による防護措置を施したものであること。

2 高発泡用泡放出口（泡発生機を含む。）は、前項のほか、次の各号に適合するものであること。

- (1) 膨張比が250以上500未満の高発泡用泡放出口であること。
- (2) 防護容積（泡発生機1個で防護し得るダクト容積で、ダンパーによって区画される部分の容積をいう。）1㎡当たり毎分50以上の泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。）を発泡させるものであること。
- (3) 感知部が作動した後10秒以内に発泡を開始し、2分以内に公称防護容積に相当する泡量をダクト内に送入させ得る性能を有すること。
- (4) 錆の発生しやすい部分は、防錆処理を施し、かつ、保守点検の容易にできる構造のものであること。

2 第2項は、条例第2条の規定が第1項第11号から第13号までを除いて、厨房設備に準用されることを規定したものである。

- (1) 第2条第1号アの準用により、別表第1の厨房設備の項に掲げる離隔距離は、第8表のとおりである。

〔第8表 厨房設備（条例別表第1）〕

種類		入力	離隔距離(cm)					
			上方	側方	前方	後方		
気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15注	15	15注

		据置型レンジ	21kw 以下	100	15 注	15	15 注
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw 以下	80	0	—	0
		据置型レンジ	21kw 以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭焼き器	—	100	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭焼き器	—	80	30	30
上記に分類されないもの		使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が 300℃ 以上 800℃ 未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が 300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50

注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(2) 厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離

油脂分を排気中より除去するグリス除去装置は油脂分を付着する時の特性から火災予防の上で火源より距離を保有して設置する必要がある。

したがって、気体燃料を使用する厨房設備の上方に設置される天蓋に附属されるグリス除去装置との「火災予防上安全な距離」は、一般の家庭（専用住宅、共同住宅及び併用住宅等の住宅部分をいう。）の厨房及びそれ以外の厨房の区分により、第 9 表及び第 10 表に掲げる数値以上の距離とすること。ただし、フライヤー（揚げ物器）、グリドル（鉄板焼き器）のうち、火源が露出せず、自動温度調節装置及び過熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らない構造のものにあってはこれによらないことができる。

表中「炭焼き器」とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の構造をしており、木炭を燃料として食材を加熱調理するものを指す。

なお、試験結果による安全が担保できるものに限り、試験結果に基づき当該対象物の離隔距離とすることができる。（第 2 条第 1 項イより）

[第 9 表 一般の家庭の厨房におけるもの（単位センチメートル）]

厨房設備	グリス除去装置	レンジフードファン附属のグリスフィルター	左記以外のもの
	条例別表第 1 が適用されるもの	80 以上	100 以上
	特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等	60 以上	80 以上

上記以外のもの	100 以上
---------	--------

注 1 「特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等」とは、こんろ等（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したもの）のうちで、次の(1)から(4)までの基準に適合するものをいう。

(1) すべてのこんろバーナーに以下の機能を有する調理油過熱防止装置が設置されていること。

ア 調理油の温度が上昇した場合にあっても 300 度を超えない範囲で、バーナーを消火する機能を有するものであること。（調理油量は 200 ミリリットル以上とすること。）

イ 調理油過熱防止装置の感熱部に損傷等の異常が生じた場合にも安全性が損なわれないものであること。

(2) 調理モードの切り換えができるものにあつては、次によること。

前(1)に適合する調理油過熱防止装置が作動しないモードに設定できるものにあつては、使用者の明確な意識なしにそれらのモード設定がされないこと。

(3) すべてのこんろバーナーに、立消え安全装置が装着されていること。

(4) 調理油量、鍋材質その他使用上の注意事項が、取扱い説明書に記載されていること。

注 2 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等の欄を適用する際は、排気方式が各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用し、その他の場合は条例別表第 1 が適用されるものの欄を適用する。

注 3 ガス機器防火性能評定品については、特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等として取り扱うこととする。

[第 10 表 一般の家庭以外の厨房におけるもの（単位センチメートル）]

厨房設備	グリス除去装置	グリスエクストラクター	左記以外のもの
条例別表第 1 が適用されるもの			100 以上
上記以外のもの		45 以上	
ブロイラー等多量の油脂を発生するもの			120 以上

注 「ブロイラー」とは、上方からの強い輻射熱で食品を焼き、又は焦げ色をつけるのに用いるもので、焼室内上部の輻射熱源には赤外線バーナーを用いている。その下部に食品を入れる網等を使用するが、皿掛け棚を数段設けるものと、レバーの操作で高さを調節するものがある。

(3) 電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離

電気を熱源とし、一般家庭で使用される調理用の設備及び器具（以下「調理用器具」という。）とグリスフィルターとの火災予防上安全な距離（以下「離隔距離」という。）については、前（2）と同様に離隔距離を確保する必要があり、その距離については、「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について（通知）」（平成 26 年 3 月 14 日消防予第 75 号）により運用されたい。

第 1 用語の定義

1 電磁誘導加熱式調理器

電磁誘導加熱により煮物調理等の加熱・調理をするもので、なべ等を置くことができるもの。ただし、電磁誘導加熱装置の上に鉄板等を組み込み、その鉄板等を加熱することにより調理等を行うもの及び専用ポット付き電磁誘導加熱式小形自動湯沸器（ホテル等の客席等で使用される可搬形で湯沸し専用の電磁誘導加熱式調理器）を除く。

2 特定安全電磁誘導加熱式調理器

電磁誘導加熱式調理器（電気魚焼き器との複合品を含む。）のうち、次の（1）から（7）までの火災安全対策が施されているもの。

- (1) 全ての電磁誘導加熱装置に、調理油が発火温度に達するおそれがあるときに加熱を停止又は低減する措置を講じていること。
- (2) (1) の機能を利用者が解除できるようにする場合には、利用者が明確な意図を持って操作する場合に限り解除できること。
- (3) 小さい金属製のものを感知して加熱を行わないようにする機構を有すること。
- (4) 電磁誘導を開始するためのスイッチが押されたことを感覚的に判別できる措置を講じていること。
- (5) スイッチの誤投入防止のための措置を講じていること。
- (6) センサーの異常動作や断線時に加熱を停止する措置を講じていること。
- (7) 次のアからウまでに掲げる事項がカタログ、リーフレット等に記載してあること。

ア 揚げ物をする際には、メーカーが指定するなべを用い油量を十分に確保して調理を行うこと。

イ 金属製のものを誤って加熱しないこと。

ウ 急激な温度上昇に伴う自然発火などの危険性に関すること。

第 2 グリスフィルターとの離隔距離

油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある調理用機器の上方に設置されるグリスフィルターと発熱体等とは、次に掲げる離隔距離を確保すること。

グリスフィルター	レンジフードファン附属のグリスフィルター (注 1)	左記以外のもの
電気こんろ (注 2) 電気レンジ (注 2) 電磁誘導加熱式調理器 (注 2) (特定安全電磁誘導加熱式調理器を除く)	80 cm 以上	100 cm 以上
特定安全電磁誘導加熱式調理器 (注 2)	60 cm 以上 (注 3)	

(注 1) 「レンジフードファン」とは、電気用品安全法施行令（昭和 37 年 8 月 14 日政令第 324 号）別表第 2・8 (42) に規定する換気扇（厨房用）で機器の一部を天蓋とした風量 15 m³/min 以下のものをいう。

(注 2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年 3 月 6 日総務省令第 24 号、以下「対象火気省令」という。）別表第 2 に掲げる種別のものに限る。

(注 3) 各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用する。

(ボイラー)

第 6 条 ボイラーの位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
- (2) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第 2 条（第 1 項第 11 号及び第 12 号を除く。）の規定を準用する。

ボイラー・・・労働基準法の適用（労働安全衛生法施行令第 1 条 3 号）

本条でいう「ボイラー」とは、火気、燃焼ガス、その他高温ガス又は電気により、水又は熱媒を圧力を有する状態で加熱し、温水又は蒸気を他へ供給する設備をいい、労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第 3 条によって規制を受けるものは、本条例による規定は適用しない。したがって、本条の適用範囲は、第 11 表から第 13 表に掲げる小型ボイラー（労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号）及び簡易ボイラーである。

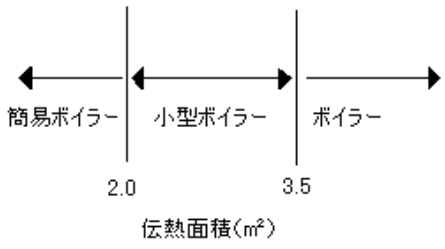
なお、ボイラーは、構造等により次のように分類される。

- 1 蒸気ボイラーとは、火気、燃焼ガス、その他の高温ガス又は電気により、水又は熱媒を加熱し、大気圧をこえる圧力の蒸気を発生させて、これを他に供給する装置をいう。
- 2 温水ボイラーとは、火気、燃焼ガス、その他の高温ガス又は電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱し、これを他に供給する装置をいう。
- 3 貫流ボイラーとは、管によって構成され、ドラムを有しないボイラーで、水又は熱媒を一端からポンプ等で送り、他の端から蒸気、温水等を取り出す装置をいう。

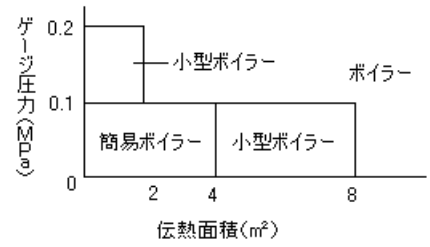
第 1 号の遮熱材料は例示以外に、モルタル、粘土等がある。

〔第 11 表 蒸気ボイラー〕

	簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分
蒸気ボイラー	$P \leq 0.1 \text{ MP a}$ で $H S \leq 0.5 \text{ m}^2$ のもの	$P \leq 0.1 \text{ MP a}$ で $0.5 \text{ m}^2 \leq H S \leq 1 \text{ m}^2$ のもの	最高使用圧力と伝熱面積による区分
	$P \leq 0.1 \text{ MP a}$ で $D \leq 200 \text{ m m}$ かつ $L \leq 400 \text{ m m}$ のもの	$P \leq 0.1 \text{ MP a}$ で $200 \text{ m m} < D \leq 300 \text{ m m}$ かつ $400 \text{ m m} < L \leq 600 \text{ m m}$ のもの	胴の内径と長さによる区分
	電熱面積にかかわらず $P \leq 0.3 \text{ MP a}$ で $V \leq 0.0003 \text{ m}^3$ のもの		

① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 $HS \leq 2 \text{ m}^2$ $d \geq 25 \text{ mm}$ のもの ② 蒸気部にU形立管を取付けた場合 $HS \leq 2 \text{ m}^2$ $H \leq 0.05 \text{ MP a}$ かつ $d \geq 25 \text{ mm}$ のもの	① 大気に開放した蒸気管を取付けた場合 $2 \text{ m}^2 \leq HS \leq 3.5 \text{ m}^2$ $d \geq 25 \text{ mm}$ のもの ③ 蒸気部にU形立管を取付けた場合 $2 \text{ m}^2 < HS \leq 3.5 \text{ m}^2$ $H \leq 0.05 \text{ MP a}$ かつ $d \geq 25 \text{ mm}$ のもの	開放管又はゲージ圧力0.05MPa以下のU形立管を蒸気部に取付けたもの 
表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 D = 胴の内径 (mm)、 L = 胴の長さ (mm)、 HS = 伝熱面積 (m^2)、 P = 使用圧力 (MP a) V = 内容積 (m^3)、 d = 管の内径 (mm)、 H = ゲージ圧力 (MP a)		

〔第 12 表 温水ボイラー〕

	簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分
温水ボイラー	$H \leq 0.1 \text{ MP a}$ で $HS \leq 4 \text{ m}^2$ のもの	$H \leq 0.1 \text{ MP a}$ で $4 \text{ m}^2 < HS \leq 8 \text{ m}^2$ のもの $H \leq 0.2 \text{ MP a}$ で $HS \leq 2 \text{ m}^2$ のもの	
表中の記号はそれぞれ次の値を表す。 HS = 伝熱面積 (m^2)、 H = ゲージ圧力 (MP a)			

〔第 13 表 貫流ボイラー〕

	簡易ボイラー	小型ボイラー	ボイラーの区分
貫流ボイラー	管寄せの内径が 150mm を超える多管式のもの を除く次のもの ① $P \leq 1 \text{ MP a}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの ② 気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{ MP a}$ で $HS \leq 5 \text{ m}^2$ のもの かつ $d_s \leq 200 \text{ mm}$ で $V_s \leq 0.02 \text{ m}^3$ のものに限る	管寄せの内径が 150mm を超える多管式のもの を除く次のもの ① $P \leq 1 \text{ MP a}$ で $5 \text{ m}^2 \leq HS \leq 10 \text{ m}^2$ のもの ② 気水分離器を有する場合 $P \leq 1 \text{ MP a}$ で $5 \text{ m}^2 < HS \leq 10 \text{ m}^2$ のもの かつ $d_s \leq 300 \text{ mm}$ で $V_s \leq 0.07 \text{ m}^3$ のものに限る	
	管寄せ及び気水分離器のいずれも有しないもので、 $V = 0.004 \text{ m}^3$ $P \times V \leq 0.02$ のもの		



表中の記号はそれぞれ次の値を表す。

H S = 伝熱面積 (㎡)、P = 使用圧力 (MP a)、d s = 貫流ボイラーの気水分離器の内径 (mm)

V s = 貫流ボイラーの気水分離器の内容積 (㎡)、V = 内容積 (㎡)

4 第 2 項は、条例第 2 条の規定が第 1 項第 11 号及び第 12 号を除いて、ボイラーに準用されることを規定したものである。

(1) 第 2 条第 1 号アの準用により、別表第 1 のボイラーの項に掲げる離隔距離は、第 14 表のとおりである。

〔第 14 表 ボイラー (条例別表第 1)〕

種類			入力	離隔距離 (cm)				
				上方	側方	前方	後方	
気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kw 以下	40	4.5	4.5	4.5
			フードを付ける場合	7kw 以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式		12kw を超え 42kw 以下	—	15	15	15
				12kw 以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式		42kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42kw 以下	60	15	15	15
	フードを付ける場合		42kw 以下	15	15	15	15	
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7kw 以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	7kw 以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式		42kw 以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式		42kw 以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42kw 以下	30	4.5	—	4.5
フードを付ける場合			42kw 以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外		12kw を超え 70kw 以下	60	15	15	15	
			12kw 以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃		12kw を超え 70kw 以下	50	5	—	5	
			12kw 以下	20	1.5	—	1.5	

上記に分類されないもの	23kw を超える	120	45	150	45
	23kw 以下	120	30	100	30

(2) 条例第 2 条第 2 項第 3 号の規定による「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」は、次に掲げる者である。

ア 石油機器技術管理士

イ ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者

(ストーブ)

第7条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第11号から第13号まで及び第15号オを除く。）の規定を準用する。

本条は、煙突又は排気筒を設けなくてはならない固定式ストーブについて規定したものである。

1 ストーブは、温風の放散方式により次のように分類される。

- (1) 放射型 反射板などにより暖房効果を高める方式で放射効率を高めたもの。
- (2) 自然対流型 暖められた空気が上昇し、冷えた空気が下降することによって、室内の空気が自然循環して室内温度を高める方式のもの。
- (3) 強制対流型 送風機などによって暖められた空気を拡散又は放出することにより、室内温度を高める方式のもの。

2 第1項の「たき殻受け」は、落火を受け、取り出すときに落ちるたき殻を受けるために、通常、ストーブ本体の底部又は前部に設けられているが、それは必ず不燃材料で造られたものでなければならないことを規定したものである。

3 第2項は、条例第2条の規定が第1項第11号から第13号まで及び第15号オを除いて、ストーブに準用されることを規定したものである。

(1) 暖房用等のストーブの場合、条例第2条第1項第6号の「台」の規制については、ブリキ等で台を被覆し、かつ、ストーブとの間に有効な底面通気を図るための間隔を保つときは、可燃性の部分があつても同号に適合するものとして運用してさしつかえないが、この場合、台上に落ちた落火、灰等を直ちに除去する等条例第2条第2項第1号の規定を特に遵守する必要がある。また、条例第2条第1項第9号についても、異常にストーブが赤熱しない場合は、ストーブ本来の目的からみて過度に温度が上昇しないものとしてさしつかえない。

(2) 第2条第1号アの準用により、別表第1のストーブの項に掲げる離隔距離は、第15表のとおりである。

第15表中、上記に分類されないもののうち、固体燃料を使用するもの（薪ストーブ等）については、試験結果による安全が担保できるものに限り、試験結果に基づき当該対象物の離隔距離とすることができる。（第2条第1項イより）

[第15表 ストーブ（条例別表第1）]

種類				入力	離隔距離 (cm)				
					上方	側方	前方	後方	
気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、吊り下げ型	7kw 以下	30	60	100	4.5
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19kw 以下	60	4.5	4.5 注	4.5

	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、吊り下げ型	7kw以下	15	15	80	4.5	
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19kw以下	60	4.5	4.5注	4.5	
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kw以下	150	100	100	100	
				100	100	100	15	100	15	
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kw以下	120	100	—	100	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kw以下	120	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—	150	100	150	100

注 熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。

(壁付暖炉)

第 8 条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 背面及び側面と壁等との間に 10 センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあっては、この限りでない。
- (2) 厚さ 20 センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条（第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号から第 12 号までを除く。）の規定を準用する。

「壁付暖炉」については、燃料として薪を使用するものが多く、かつ、洋風の建築物においてしばしば見受けられるものである。しかし、最近では単に装飾の目的で造られるもの、移動式のストーブを入れて利用するもの等、特に煙突を設けることを必要としない模造としての壁付暖炉が多く見られるが、これらは本条の規制対象とはならず、移動式のストーブを入れたものは、燃料種別ごとにそれぞれ条例第 26 条から第 29 条までに規定する火気使用器具の規制を受けることになる。

1 第 1 項

- (1) 第 1 号は、壁付暖炉の背面及び側面は、伝熱による火災危険を少なくするため及び点検のため壁、柱その他建築物の各部分から 10 センチメートル以上の距離を保つよう規定したものである。ただし、壁等が耐火構造の場合には、火災発生危険が少ないので、当該距離を取る必要はないとされている。
- (2) 第 2 号の規定は、壁付暖炉本体の構造について規定したものであり、当該壁付暖炉の使用状況により材料の厚さを増す必要がある。また、使用する材料についても、ここにあげられたものと同様以上の耐火性能があると認められるものを使用することはさしつかえないが、壁付暖炉からの出火が本体等の亀裂によるものが多いことから、鉄筋コンクリート造とすることが望ましい。

なお、前号ただし書の規定により、壁等からの距離を保つことを要しない壁付暖炉にあっては、当該壁付暖炉の背面の状況を点検できる構造としなくてもさしつかえない。

2 第 2 項は、条例第 2 条の規定が第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号から第 12 号までを除いて、壁付暖炉に準用されることを規定したものである。

(乾燥設備)

第9条 乾燥設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
- (2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
- (3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第11号及び第12号を除く。)の規定を準用する。

本条は、熱源により乾燥物品の水分を除去し、又は油脂、樹脂等の固化を促進させるための設備の位置、構造について規定したものである。

1 第1項第2号に規定する「温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備」とは、乾燥を継続して行った場合又は温度調節装置の故障等により、乾燥物収容室の温度が異常上昇し、乾燥物及び塗装等が着火又は発火するおそれがあるものをいう。

また、「熱源の自動停止装置」とは、乾燥物収容室の異常な温度上昇をとらえて、自動的に熱源を遮断する過熱防止装置をいい、手動で復帰させなければ、熱源の再供給ができない構造のものである。したがって、乾燥物収容室内の乾燥温度を調節するための温度調節装置は、ここでいう「熱源の自動停止装置」には該当しない。

2 第2項は、条例第2条の規定が第1項第11号及び第12号を除いて、乾燥設備に準用されることを規定したものである。

なお、第2条第1号アの準用により、別表第1の乾燥設備の項に掲げる離隔距離は、第16表のとおりである。

[第16表 乾燥設備(条例別表第1)]

種類				入力	離隔距離(cm)			
					上方	側方	前方	後方
気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kw以下	15	4.5	4.5	4.5
	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kw以下	15	4.5	—	4.5
上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50
			内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30

(サウナ設備)

第 10 条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条（第 1 項第 1 号及び第 10 号から第 12 号までを除く。）の規定を準用する。

本条は、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる装置により、高温低湿の空気を作る設備に係る位置、構造及び管理の基準について規定したものである。なお、最近スイミングクラブや美容室及び一部の医療機関等において、サウナ設備を用いて、低温サウナや採暖室等と称し、身体を乾かしたり美容や医療的な目的に使用するなど特殊な例が見られるが、基本的には本条の適用を受けることとなる。

1 第 1 項第 2 号に規定する「サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置」とは、条例第 2 条第 1 項第 17 号ウ及び第 19 号イに規定する過熱防止装置が適当である。

特に、一般に普及しているサウナ設備は、電気を熱源とするものであり、通常サーモスタット（自動温度調節器）及び温度ヒューズにより温度管理をしている。

2 第 2 項は、条例第 2 条の規定が第 1 項第 1 号及び第 10 号から第 12 号までを除いて、サウナ設備に準用されることを規定したものである。

(簡易湯沸設備)

第 11 条 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条（第 1 項第 6 号及び第 10 号から第 14 号まで、第 2 項第 5 号並びに第 3 項を除く。）の規定を準用する。

本条及び次条の「湯沸設備」は、貯湯部が大気に開放されているもので、大気圧以上の圧力がかからない構造のものをいう。ただし、一般に普及している瞬間湯沸器（ガス事業法施行令別表に定めるガス瞬間湯沸器、液化石油ガスの保安の確保及び適正化に関する法律施行令別表第 1 に定める液化石油ガス用瞬間湯沸器、JIS S3024 石油小型給湯機に適合するもの等）は、構造的にはボイラーに該当するが、条例上湯沸設備として取り扱う。なお、簡易湯沸設備と給湯湯沸設備の区分は次によること。

1 簡易湯沸設備とは、入力が 12 キロワット以下の湯沸設備をいう。

2 給湯湯沸設備とは、入力が 12 キロワットを超える湯沸設備をいう。

3 本条は、条例第 2 条の規定が第 1 項第 6 号及び第 10 号から第 14 号まで、第 2 項第 5 号並びに第 3 項を除いて、簡易湯沸設備に準用されることを規定したものである。

なお、第 2 条第 1 号アの準用により、別表第 1 の簡易湯沸設備の項に掲げる離隔距離は、第 17 表のとおりである。

〔第 17 表 簡易湯沸設備（条例別表第 1）〕

種類				入力	離隔距離 (cm)					
					上方	側方	前方	後方		
気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kw 以下	40	4.5	4.5	4.5	
			常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7kw 以下	40	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kw 以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	12kw 以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式			12kw 以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型			12kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型		12kw 以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型		12kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	屋外用	フードを付けない場合			12kw 以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合			12kw 以下	15	15	15	15	
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kw 以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	7kw 以下	10	4.5	—	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kw 以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kw 以下	10	4.5	—	4.5	
半密閉式			12kw 以下	—	4.5	—	4.5			
密閉式		常圧貯蔵型			12kw 以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理台型		12kw 以下	—	0	—	0	
			壁掛け型、据置型		12kw 以下	4.5	4.5	—	4.5	
屋外用		フードを付けない場合			12kw 以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合			12kw 以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外			12kw 以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃			12kw 以下	20	1.5	—	1.5		

4 条例第 2 条第 2 項第 3 号の規定による「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」は、ボイラーと同様石油機器技術管理士のほか、ボイラー技士免許を有する者も該当する。

(給湯湯沸設備)

第 12 条 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条 (第 1 項第 11 号から第 13 号までを除く。)の規定を準用する。

1 本条は、入力が 12 キロワットを超える湯沸設備について、条例第 2 条の規定が第 1 項第 11 号から第 13 号までを除いて、準用されることを規定したものである。

なお、第 2 条第 1 号アの準用により、別表第 1 の給湯湯沸設備の項に掲げる離隔距離は、第 18 表のとおりである。

[第 18 表 給湯湯沸設備 (条例別表第 1)]

種類		入力	離隔距離 (cm)					
			上方	側方	前方	後方		
不燃 以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12kw を超え 42kw 以下	—	15	15	15	
		瞬間型	12kw を超え 70kw 以下	—	15	15	15	
	密閉式	常圧貯蔵型	12kw を超え 42kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		瞬間型	調理台型	12kw を超え 70kw 以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kw を超え 70kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kw を超え 42kw 以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12kw を超え 42kw 以下	15	15	15	15
		瞬間型	フードを付けない場合	12kw を超え 70kw 以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12kw を超え 70kw 以下	15	15	15	15
	気体燃料	半密閉式	常圧貯蔵型	12kw を超え 42kw 以下	—	4.5	—	4.5
瞬間型			12kw を超え 70kw 以下	—	4.5	—	4.5	
密閉式		常圧貯蔵型	12kw を超え 42kw 以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理台型	12kw を超え 70kw 以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kw を超え 70kw 以下	4.5	4.5	—	4.5
屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kw を超え 42kw 以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kw を超え 42kw 以下	10	4.5	—	4.5

		瞬間型	フードを付けない場合	12kw を超え 70kw 以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kw を超え 70kw 以下	10	4.5	—	4.5
液体 燃料	不燃以外			12kw を超え 70kw 以下	60	15	15	15
	不燃			12kw を超え 70kw 以下	50	5	—	5
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15

2 条例第2条第2項第3号の規定による「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」は、ボイラーと同様石油機器技術管理士のほか、ボイラー技士免許等を有する者も該当する。

3 各温水機器の条例上の取扱いについては、第19表のとおりである。

[第19表 各温水機器の区分]

温水機器の名称	入力 12KW 以下	入力 12KW を超えるもの	
		条例別表第1対象	条例別表第1対象外
冷温水発生装置	炉	炉	炉
瞬間湯沸器	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	ボイラー
貯湯式温水機	ボイラー	ボイラー	ボイラー
常圧貯蔵式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	給湯湯沸設備
大気圧温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	給湯湯沸設備
真空式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	給湯湯沸設備
温水缶	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	給湯湯沸設備
ふろがま付給湯機	簡易湯沸設備 ふろがま	給湯湯沸設備 ふろがま	給湯湯沸設備 ふろがま

(燃料電池発電設備)

- 第 12 条の 2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 24 条並びに第 64 条第 14 号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 15 号（ウ、ス及びセを除く。）、第 16 号及び第 18 号並びに第 2 項第 1 号、第 17 条第 1 項（第 9 号を除く。）並びに第 18 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第 4 項において同じ。）であって出力 10 キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第 2 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 15 号（ウ、ス及びセを除く。）、第 16 号及び第 18 号並びに第 2 項第 1 号及び第 4 号、第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 10 号及び第 12 号並びに第 18 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。
- 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 15 号（ウ、ス及びセを除く。）、第 16 号及び第 18 号並びに第 2 項第 1 号並びに第 17 条第 1 項第 4 号及び第 7 号から第 12 号まで（第 9 号を除く。）並びに第 2 項並びに第 18 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力 10 キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第 2 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 15 号（ウ、ス及びセを除く。）、第 16 号及び第 18 号並びに第 2 項第 1 号及び第 4 号、第 17 条第 1 項第 10 号及び第 12 号並びに第 18 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 51 号）第 30 条及び第 34 条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 44 条の規定の例による。

本条は、固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち内部でバーナー等の火を使用するものを燃料電池発電設備として位置付け、火を使用する設備として規制する。

- 1 第 1 項は、屋内に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準について、第 2 条、第 17 条及び第 18 条を準用する規定である。
- 2 第 2 項は、屋内に設ける固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち、出力が 10 キロワット未満で安全装置が設置されているものについて、不燃区画された室内への設置等を要しないものとした規定である。
- 3 第 3 項は、屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準について、第 2 条、第 17 条及び第 18 条を準用する規定である。
- 4 第 4 項は、屋外に設ける固体高分子型燃料電池による発電設備のうち、出力が 10 キロワット未満で安全装置が設置されているものについて、建築物から 3 メートルの距離を

保有すること等を要しないものとした規定である。

第 12 条の 2 (燃料電池発電設備)

平成 17 年 3 月 22 日公布、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、第 2 章対象火気設備等に関する基準第 3 条に定められた。

省令の一部改正により、①燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池であって、火を使用するもの）を火を使用するタイプの発電設備として定めたこと（省令第 3 条第 11 号）、②燃料電池の特性に鑑み、不燃性の床等の上に設けることを要しないこと（省令第 6 条第 1 号）、③一部の市町村で既に基準を定めている逆火防止装置について、当該装置の設置に係る基準を定めないこと、④10 キロワット未満の固体高分子型の燃料電池のうち、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられたものについては、屋外において建築物から 3m 以上の距離を保つことを要しないこと（省令第 16 条第 5 号）となり、また、発電に必要な水素を作る改質器部分にバーナーを有することから従来の発電設備とは別に位置づけられた。

この中で燃料電池発電設備の特性上必要となる安全対策として、①液体燃料を使用する場合の燃料配管は耐食性を有すること、②可燃性ガスの漏れた場合は機器を停止すること、③外箱の温度が過度に上昇した場合は機器を停止すること、④改質器のバーナーが断火した場合は機器を停止すること、⑤発電要素の電圧が異常となった場合は機器を停止すること、⑥制御装置が異常となった場合は機器を停止することが規定された。なお、これらについては、形式的に「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、第 30 条の燃料電池設備の材料、第 34 条の非常停止装置」及び「電気設備に関する技術基準を定める省令、第 44 条の発電設備等の損傷による供給支障の防止」の規定の例によることとされました。

さらに、出力 10 キロワット未満の固体高分子型燃料電池発電設備については、屋外において建築物から 3m 以上の距離を保有することを要しないことの具体的な要件として、上記の安全装置等のほか、改質器の温度又は換気装置が異常となった場合にも非常停止装置を作動させることを明示しました。

また、これらの信頼性の高い安全装置により火災発生危険が低いこと、一般家庭への普及を前提として開発されており難しい操作を要しないことから、火災予防上の点検及び点検のための設置場所の制限、発電設備である旨の表示並びに消防署への設置の届出を要しないこととされました。

燃料電池発電設備はこれまでになかった新しい設備であり、技術革新の中、今回規制の対象とした燃料電池発電設備の構造、機能によらないものの出現も予想されます。

したがって、今後、新たな燃料電池が開発されれば、その都度、危険性及び必要な安全対策の抽出並びに法令適用の観点からの検討も行うなど、必要な安全対策を検討していくこととなる。

本条は、燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準について規定しており、第 1 項から第 4 項まで第 2 条「炉」、第 17 条「変電設備」、第 18 条「内燃機関を原動力とする発電設備」の規定を準用している。

(掘ごたつ及びいろり)

第 13 条 掘ごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2 掘ごたつ及びいろりの管理の基準については、第 2 条第 2 項第 1 号及び第 4 号の規定を準用する。

本条は、掘ごたつ及びいろりについて規制したものである。「掘ごたつ」には、「切ごたつ」と称するものを含むが、「置ごたつ」は移動的なものであるから、器具として、条例第 27 条第 1 項第 2 号により規制を受けることとなる。

1 第 1 項の「火床」は、通常灰及び炭火を入れるための部分をいう。また「不燃材料」には、金属を含むが、不燃材料の材質に応じ、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれのないよう適当な厚み及び構造とするよう配慮する必要がある。

2 第 2 項は、管理について条例第 2 条第 2 項第 1 号及び第 4 号を準用する規定である。

(ヒートポンプ冷暖房機)

第 14 条 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 容易に点検することができる位置に設けること。

(2) 防振のための措置を講ずること。

(3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条 (第 1 項第 10 号から第 14 号まで、第 16 号、第 17 号及び第 19 号、第 2 項第 5 号並びに第 3 項を除く。)の規定を準用する。

本条は、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関についての規制である。

本条でいう「ヒートポンプ冷暖房機」とは、液体燃料又は気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備であり、最近普及が進みつつあるガスヒートポンプなどがこれに該当する。

1 第 1 項

(1) 第 2 号の「防振のための措置」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収する構造とすることをいう。

(2) 第 3 号の「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいい、「防火上有効な構造」とは、排気筒の遮熱材を不燃材料とすることの他に排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないことが含まれる

2 第 2 項は、条例第 2 条の規定が第 1 項第 10 号から第 14 号まで、第 16 号、第 17 号及び第 19 号、第 2 項第 5 号並びに第 3 項を除いて、ヒートポンプ冷暖房機に準用されることを規定したものである。

(火花を生ずる設備)

第 15 条 グラビヤ印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。
- (2) 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。
- (3) 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。
- (4) 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

本条は、火花を発生し、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備の規制である。

「ゴムスプレッダー」は、主として布等にゴムを引く設備、「起毛機」は生地を毛ばだてる設備、「反毛機」とは原毛、ぼろ等をたたいて綿にほぐす設備で、これらの設備は、グラビヤ印刷機とともにローラーを使用するものが多く、ローラーと紙、ゴム、生地、原毛等との摩擦によって、静電気が異常に発生して火花放電を起こす危険がある。さらに反毛機、製綿機においては原毛、ぼろ等に含まれる金属、石等の異物をたたくことが多く、このため機械的火花を生ずることになる。一方これらの設備の作業中においては、印刷インク、ゴムの溶剤である可燃性の蒸気又は繊維の微粉を火花発生部に放出するので、火花によりこれに着火する危険がある。

- 1 第 2 号の「静電気を有効に除去する措置」とし一般的なものは、室内の空気の湿度を高くするか、又は放射性物質を用いて空気をイオン化することにより静電気を徐々に放電させて、静電気の過度の蓄積による火花放電を避ける方法である。また、このほかに、静電気を発生する金属を接地するのも一つの方法であるが、この方法では、紙、ゴム、繊維等電気の不良導体中に存在する電荷を取り去ることは困難である。
- 2 第 3 号は、室内に可燃性の蒸気又は微粉が充満して一定の量に達すると、火花により室全体が爆発的に燃焼する危険があるので、十分に換気をよくして、このような事故を防止しようとするものである。本号の「換気装置」としては、強制換気装置のほかに、外気に接する十分な大きさの開口部が含まれる。

(放電加工機)

第 16 条 放電加工機(加工液として法第 2 条第 7 項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。)の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (2) 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (4) 加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置を設けること。

2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 引火点 70 度未満の加工液を使用しないこと。
- (2) 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。
- (3) 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。
- (4) 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

3 前 2 項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条(第 2 号を除く。)の規定を準用する。

本条は、加工液として危険物を用いる放電加工機(加工液中において、工具電極と加工対象物との間に放電をさせることにより、加工対象物を加工する機械)について、加工液に着火することによる火災の発生を防止するために必要な位置、構造及び管理の基準を定めたものである。なお、放電加工機の構造については、危険物保安技術協会がその安全性を確認する業務を実施しており、同協会が発行する「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているものは、本条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に適合しているものとして取り扱ってさしつかえないものであること。

また、貯蔵し、又は取り扱う危険物については、本条例第 3 章第 1 節「指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」の規制を受けるものである。

1 第 1 項は、構造に関する基準について規定したものである。

- (1) 長時間連続加工を行うと加工液の温度が上昇し、引火の危険性が增大することから、第 1 号は加工液の温度が、あらかじめ設定した温度をこえた場合に自動的に加工を停止する自動停止装置の設置を義務づけたものである。この場合の設定温度は、60 度以下とすること。
- (2) 液面付近で放電すると、気化した加工液に引火する可能性が非常に高い。したがって、第 2 号は加工中に何らかの理由により加工液の液面が、設定した液面の高さより低下した場合に自動的に加工を停止する自動停止装置の設置を義務づけたものである。あらかじめ設定する加工液の液面の高さは、加工対象物の上面から液面までの間隔が 50 ミリメートル以上となるようにすること。
- (3) 加工中には加工くずが発生するが、これらをうまく除去できない場合には異常放電を起し、工具電極と加工対象物との間に炭化物が付着し成長する。これが液面に露出することもあり引火する危険性があるため、第 3 号はこれらの炭化生成物を検出した場合に自動的に加工を停止する自動停止装置の設置を義務づけている。
- (4) 第 4 号は、放電加工機が、通常自動で運転されることから、加工液に引火した場合に速やかに消火が行われるように自動消火装置の設置を義務づけている。

2 第2項は、管理について規定したものである。

(1) 第2号の「吹きかけ加工」とは、加工液中に没しきらない大きな加工対象物について加工液を噴流により吹きかけながら加工を行うことをいい、この方法は、加工液への引火の危険性が極めて高いため禁止するものである。また「その他火災の発生のおそれのある方法による加工」とは、加工液のタンクが空の状態のときに加工位置を決めるために行う空放電や、各種安全装置を取り外した状態で放電加工を行うことなどが含まれる。

(2) 工具電極の取り付けが悪い場合は、固定金具と工具電極の間に放電を起し引火することも考えられるため、第3号では工具電極の取り付けは確実にを行い、使用前には必ず確認を行うこととしたものである。

(3) 第4号の点検については、自動停止装置、自動消火装置等が正常に作動するか定期点検を実施するとともに、その結果を記録しておくことが必要である。また、不良箇所が発見された場合は、整備を行ってから使用しなければならない。

3 第3項は、条例第15条の規定が第2号を除いて、放電加工機に準用されることを規定したものである。

放電加工機の取扱いについて（昭和61年1月31日 消防危第19号）

最近、金型成型を行う機械として第4類の危険物である加工液中において、工具電極と工作物との間に放電をさせ、工作物を加工する機械（以下「放電加工機」という。）が普及しており、それにつれて小規模である工場等における少量の危険物取扱施設が増加する傾向にある。

少量危険物の取扱いについては、市町村火災予防条例準則に基づく各市町村の火災予防条例により規制されているところであるが、放電加工機は、危険物中で火花を発生させる取扱いを行っていることから、万一火花が危険物の表面で発生した場合には液面の火災が発生する危険性を有しており、過去において放電加工機に起因する火災も何件か発生している。

当庁としては、このような放電加工機の構造及び過去における火災事例にかんがみ、その火災予防上の安全性の向上を図るため放電加工機を製作している業者の団体と協議を行うとともに、当庁の指導のもとに危険物保安技術協会（以下「協会」という。）において「放電加工機の構造及び機能等に関する基準検討委員会（委員長 向山芳世山梨大学教授）」を設置し、検討を続けてきたところであるが、今般その一助として、協会において別添1の「放電加工機の火災予防に関する基準」を作成するとともに、協会の業務として、当該基準に基づき放電加工機の安全を確認するための試験を実施し、当該試験に合格した放電加工機に対しては別添2の「放電加工機型式試験確認済証」を貼付することとした。

については、市町村において放電加工機を使用する工場に対する火災予防条例の運用及び火災予防上の指導を行うに当たっては、協会が上記認定板を貼付した放電加工機については従前に比較して安全性の向上が図られていると考えられることに留意され、放電加工機を設置する室内の構造、火花を発生する機械器具等の使用、危険物の加熱方法等の規定についてそれぞれの火災予防条例の規定に照らし、適切な取扱いをすることとされたい。

なお、管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

別添1

放電加工機の火災予防に関する基準

1 目的

この基準は、放電加工機の構造、機能等について定めるもので、放電加工機に起因する火災の発生を防止することを目的とする。

2 基準の適用範囲

この基準は、引火点が70℃以上の危険物を加工液として使用する放電加工機について規定するものとし、放電加工機において使用する危険物の数量が400リットル未満のものも対象とする。

この基準で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

3 用語の意義

この基準で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「放電加工機」とは、加工液中において工具電極と工作物との間に放電をさせ、工作物を加工する機械をいい、型彫り放電加工機、NC型彫り放電加工機及びワイヤ放電加工機がある。
- (2) 「加工液」とは、放電加工における加工部の除去作用、冷却及び加工屑を排出させるために使用される液体をいう。
- (3) 「加工槽」とは、放電部分において適量の加工液を満たすための槽をいう。
- (4) 「加工液タンク」とは、加工液を加工槽内に循環させるために必要な量の加工液を貯えるためのタンクをいう。
- (5) 「最高液面高さ」とは、加工槽内の加工液を溢流させないために定められた液面最大高さをいう。
- (6) 「設定液面高さ」とは、工作物の放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つための液面高さをいう。
- (7) 「最高許容液温」とは、加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度で、使用最高限度の温度をいう。
- (8) 「工具電極」とは、工作物に対向し、工作物を放電加工するための電極をいう。
- (9) 「炭化生成物」とは、放電によって両極間に生じる高熱により加工液が熱分解し、その結果発生する炭素を主体とする物質をいう。
- (10) 「最大防護面積」とは、火災の発生を防止する必要がある部分の面積であって、ここでは加工槽内の加工液の算出面積をいう。

4 構造及び機能上の基準

構造及び機能上の基準は、次のとおりとする。

(1) 加工液タンク等

ア 加工液タンクは、次によること。

(ア) 厚さ3.2mm（加工液タンクの容量が、400リットル未満のものにあつては、2.3mm）以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属で造るとともに、水張試験によって漏れ又は変形しないものであること。

(イ) 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

(ロ) 地震等により容易に転倒しないような構造とすること。

イ 加工液供給装置と加工槽を接続する配管は、鋼製その他の金属とし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の水圧試験において漏れその他の異常がないものであること。

ウ 加工槽は、次の条件を満足するものであること。

(ア) 不燃性のもので、かつ、耐油性が優れており、割れにくい材料であること。

(イ) 加工液が溢れないように液面調整ができる構造であること。

(ロ) 加工槽内の液温が著しく不均一にならないように加工液の循環等について考慮されていること。

(エ) 加工槽の扉は、容易に開かない構造のものであること。

(2) 安全装置

放電加工機は、次の安全上の機能を有するものであること。

ア 液温が最高許容液温を超えたとき、直ちに加工を停止する機能を有するものであること。この場合の液温検出は、加工槽内の適切な位置において行うことができるものであること。この

場合、最高許容液温は 60℃以下であること。

イ 最高液面高さを超えない構造とすること。

ウ 設定液面高さより液面が低下した場合（地震等の液面揺動等による影響を含む。）、直ちに加工を停止することができるものであること。

エ 工具電極と工作物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出するものとし、検出した場合は直ちに加工を停止する機能を有するものであること。

オ 工具電極の取付部分は、工具電極を確実に取り付けることができる構造であること。

5 自動消火装置等の構造及び機能上の基準

放電加工機には、加工液の火災を自動的に消火する自動消火装置を備えることとし、当該自動消火装置の構造及び機能は、次のとおりとする。

- (1) 放電加工機の加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、加工を停止するとともに警報を発し、消火できる機能を有するものであること（ただし、手動操作においても消火剤の放出ができるものであること。）。
- (2) 自動消火装置の主要部は、不燃性又は難燃性を有し、かつ、消火剤に侵されない材料で造るとともに、耐食性を有しないものにあつては当該部分に耐食加工を施すこと。
- (3) 消火剤の量は、放電加工機の加工槽の形状、油面の広さ等に対応して消火するために必要な量を保有することとし、その量は、消火剤の種類に応じ、次表に定める容量又は重量以上とすること。なお、消火の際の最大防護面積は方形加工槽の 2 辺の積で表すものとする。ただし、2 辺の比が、2 を超える場合は、長辺 2 分の 1 の長さを短辺とする長方形の面積を最大防護面積とする。

消 火 剤 の 種 類	消 火 剤 の 容 量 又 は 重 量
水性膜泡	5.0 リットル/㎡以上
第 1 種粉末	6.8 キログラム/㎡以上
第 2 種粉末、第 3 種粉末	4.0 キログラム/㎡以上
第 4 種粉末	2.8 キログラム/㎡以上
ハロン 2402	6.8 キログラム/㎡以上
※ハロン 1211、ハロン 1301	6.2 キログラム/㎡以上

※ ハロン 1211、ハロン 1301 を消火剤とするものの本体容器の内容積は、重量 1 キログラムにつき 700 立方センチメートル及び 900 立方センチメートル以上であること。

- (4) 自動消火装置は、取扱い及び点検、整備を容易に行うことができる構造であるとともに、耐久性を有するものであること。
- (5) 電気を使用するものにあつては、電圧の変動が±10%の範囲で異常が生じないものであるとともに、接触不良等による誤操作が生じないものであること。
- (6) 感知器型感知部は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）に適合するものであること。
- (7) 消火剤貯蔵容器で、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の適用を受けるものについては、同法及び同法に基づく施行令の定めるところによるものであること。
- (8) 消火器に用いる加圧用ガス容器は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）第 25 条の規格に適合するものであること。
- (9) 消火剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 28 号）第 1 条の 2、第 5 条（ハロン 2402 に限る。）、第 6 条及び第 7 条並びに泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和 50 年自治省令第 26 号）第 2 条第 1 項第 4 号の規定に適合するものであること。
- (10) 直接炎に接するおそれのある部分の放出導管及び管継手は、JISH3300（銅及び銅合金継目無管）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性（耐食加工を施したものを含む。）並びに耐熱性を有するものであること。

- (11) 易融性金属型感知部及び炎検知型感知部は、火災を自動的に検知するものとするほか、次によること。
- ア 確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品を取替が容易にできること。
 - イ 耐久性を有すること。
- (12) 消火装置の作動により、放電加工機が停止するため及び消火装置が作動したことを表示するための移報用端子を設けること。
- (13) 火災感知部は、加工槽及び加工液タンクに係る火災を有効に感知するために十分な数量のものが、適切な位置に配置されていること。

6 表示等

表示等については、次のとおりとする。

(1) 表示

放電加工機には、次の事項を記載した表示を適切な位置に取り付けること。

- ア 使用する加工液の危険物品名（例：第4類第3石油類）
- イ 使用する加工液は引火点が70℃以上のものとする旨の注意事項
- ウ 使用する加工液の最高許容液温設定値は60℃以下とする旨の注意事項
- エ 放電加工部分と加工液面との必要最小間隔
- オ 火気厳禁
- カ 自動消火装置には、次の事項を記載した表示を適切な位置に取り付けること。
 - (ア) 使用消火剤の種類及び容量（リットル）又は重量（キログラム）
 - (イ) 最大防護面積（㎡）
 - (ウ) 放射時間
 - (エ) 感知部の種類及び作動温度
 - (オ) 感知部及び放出口の設置個数並びに設置位置
 - (カ) 製造年月日
 - (キ) 製造番号
 - (ク) 型式記号

(2) マニュアルについて

(1)の「表示」の内容及び次の各事項について記載した使用者向けのマニュアルが作成されていること。

ア 作業上の注意事項

- (ア) 放電加工機の作業場周辺は常に整理整頓に努めるとともに、暖房器、溶接機、グラインダ等の着火源になるような設備を設けて作業をしてはならないこと。
- (イ) 工具電極を確実に取り付けること。
- (ウ) 工作物の締付けボルト等の突起物と放電加工機のヘッドとの間で、接触又は異常放電を生じないための間隔を保つことを確認した後に加工を開始すること。

イ 定期点検

放電加工機を設置し、又は使用する者は、次の機能を定期的に点検すること。

(ア) 安全装置の諸機能

- a 液温検出及び加工停止連動機能
- b 設定液面高さの検出及び加工停止連動機能
- c 電極間の炭化生成物の発生成長による異常加工の検出及び加工停止連動機能

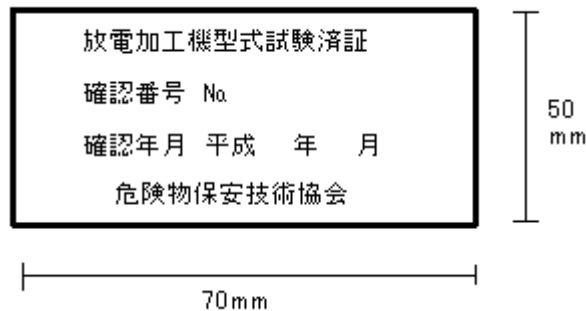
(イ) 自動消火装置の機能

- a 火災感知機能
- b 警報作動機能
- c 加工停止機能

d a から c までの連動機能及び自動消火装置の起動装置との連動機能

ウ 禁止事項

- (ア) 吹きかけ加工
- (イ) 加工液として、引火点 70℃未満の危険物を使用すること。
- (ウ) 安全装置の取外し時の加工別添 2



備考：1 放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは 0.3mm とする。

2 放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。

(参考)

1 放電加工機について

金属加工法としては、いわゆる機械加工である旋盤、ボール盤等による切削加工及びグラインダ、研削盤等による研削加工が広く知られているが、これらの機械加工法では、加工する金属工作物の形状寸法や効率的に加工することができる金属の硬度等に限界がある。例えば、IC (集積回路)、LSI (大規模集積回路)、カセットテープ、ビデオテープ等プラスチック製品や型抜き製品の製造には複雑な形状の金型の製作が不可欠であり、このような目的の金属加工法として優れて性能を有する加工法である電気加工法が普及してきた。

従来の機械加工法及び電気加工法とは、機械加工法が電動機等の原動力により機械的に加工するのに対し、電気加工法は電氣的エネルギーを加工部分に供給して生じる電極消耗現象を利用して加工を行う点が基本的に異なっている。

放電加工機は、この電気加工法の原理を応用したもので、電気絶縁性が高い加工液 (油が多い。) 中で工具を電極として工作物に接近させ、工具と工作物との間に 10~50 μ m 程度の間隙を保って過度アーク放電を繰り返し発生させ、放電の際の熱と圧力の作用で工作物の表面を加工するものである。放電加工の特徴は、機械加工が困難な強靱材料、高硬度材料を加工できるとともに、複雑な形の加工に適しており、型彫りや穴あけに多く用いられる。加工液には一般に絶縁度の高い誘電体液が使用されるが、電極と工作物の間隙が極めて狭いため、粘度の低いスピンドル油等が使用されるほか、灯油が代用されることがある。以前この灯油を使用した放電加工機で火災になった事例がある。

なお、加工液は、放電加工を行っている部分の冷却と加工により工作物から除去された炭化物を流し去るためのものである。

2 放電加工機の構成

放電加工機の機械構造部は機械本体と加工液供給装置で構成され、機械本体は電極送り機構 (サーボ機構) とそれを保持するコラム、コラムを搭載するベット及びテーブル、加工槽からなっている。

加工槽内には工作物を取り付ける作業台があり、加工液供給装置からの加工液 (誘電体液) を充填する。

加工液供給装置は加工液を放電間隙に供給するポンプと加工液の汚れを浄化するフィルタと加工液タンクからなっている。ポンプの吐出圧力は普通 3~5kg/平方センチほどあればよい。フィルタのろ過能力は 1 μ m ϕ 以下の加工屑をろ過する能力が要求される。

(変電設備)

第 17 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
 - (2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
 - (3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
 - (4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
 - (5) 第 3 号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。
 - (6) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
 - (7) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
 - (8) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。
 - (9) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
 - (10) 定格電流の範囲内で使用すること。
 - (11) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
 - (12) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第 1 項第 4 号及び第 7 号から第 12 号までの規定を準用する。

本条は、屋内及び屋外に設ける変電設備について、その設備自体からの電気火災の発生を予防するとともに、特に他からの延焼をも防ぐために必要な規制を定めたものである。

「変電設備」とは、使用しようとする電圧に変圧して電力を供給する設備の一体をいい、本条では、その全出力が 20 キロワットを超えるものを規制の対象としている。

1 第 1 項は、屋内に設ける変電設備の位置、構造及び管理について定めたものである。

- (1) 第 1 号は、水は電気設備全般に対して、絶縁劣化をまねき火災発生につながる大きな要素となるほか感電事故の発生にもつながるので、屋外用として特に設計された変電設備でない限り、屋内への水の浸入又は浸透を避けなければならないことを規定したものである。

「浸透するおそれのない位置」とは、建築物の構造と関連して判断すべきである。したがって、水の浸入又は浸透に対して良好な構造のビルの地下室に設けても差し支えない。また、変電設備のある室内に水管、蒸気管を設けることは、なるべく避けるほうが好ましい。

- (2) 第2号は、変電設備は、可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生する場所はもちろん、これらが滞留するおそれのある地下室、くぼみ等の場所には設けてはならないものとしている。通常の変電設備は、火花やアークを発生するおそれが非常に多く、したがって、可燃性の蒸気又はガスのある場合は極めて危険であり、また、硫酸、塩酸、腐食性のガスは、それ自体、電気絶縁材料を腐食して、絶縁劣化をまねくので好ましくないからである。

なお、可燃性の蒸気又はガスとは、燃焼範囲にある状態又はこれに近い状態の蒸気又はガスを対象として運用すること。

- (3) 第3号は、変電設備を設置する室の構造について規定したもので、当該場所は、専用の不燃区画室とする必要がある。なお、「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」については、近年、キュービクル式の変電設備の設置が多くなっており、また、キュービクル式の外箱等が一定の構造を有していれば、従前の変電設備が不燃区画室に設置された場合と火災予防上同等と考えられることにより、本号で規制する変電設備から除外したものである。その構造は次によること。
- ア キュービクル式変電設備とは、変電設備その他の機器及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものをいう。

イ キュービクル式変電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

ウ 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入ガラス入りの防火戸にあっては、当該網入ガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

オ 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納することができるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

カ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式変電設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ア) 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）

(イ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

(ウ) ヒューズ等に保護された電圧計

(エ) 計器用変成器を介した電流計

(オ) 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）

(カ) 配線の引込口及び引出口

(キ) ケに規定する換気口及び換気装置

キ 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。

- ク 配線を外箱から引き出すための電線引出口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。
- ケ キュービクル式変電設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。
- (ア) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
- (イ) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。
- (ウ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。
- (エ) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
- コ 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。
- (4) 次に掲げるキュービクル式変電設備は、「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」として運用できることとする。
- ア 一般社団法人日本電気協会で審査を受け合格した「認定品」及び「推奨品」
- イ JIS・C4620の規格に適合又は準拠しているもの
- (5) 第3号ただし書の「有効な空間を保有する等」とは、当該変電設備の周囲に5メートル以上、上方に10メートル以上の空間を有する場合、不燃性ガス消火設備等を有効に設けた場合が該当する。
- (6) キュービクル式変電設備には変圧器等の機器及び配線を金属箱内に高い密度で収納するものであるため、温度上昇面での過酷な状態を防ぐために換気口等が設けられている。このことから、第4号は、キュービクル式の外箱の換気面と壁面等の間に、換気上の空間及び機器等の点検整備、保守点検に必要な空間を確保すべきことを定めているものである。なお、「換気、点検及び整備に支障のない距離」は、第20表に掲げる数値以上とすること。

[第20表 換気、点検及び整備に支障のない距離]

保有距離を確保すべき部分	保有距離（単位センチメートル）
前面又は操作面	100
点検面	60
換気面(注)	20

(注) 前面、操作面又は点検面以外の面で、換気口の設けられている面をいう。

- (7) 第5号は、変電設備を設けた不燃区画室からの延焼防止等を図るため、不燃材料の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分の火災予防上有効な措置について明確にしたものである。なお、不燃区画の貫通部分のすき間を埋める不燃材料には、ロックウール、モルタル、耐熱シール材、防火充填材等があり、貫通部分の措置については、財団法人日本建築センターの「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」があるので、これらを参考として適切な措置を講じるべきである。
- (8) 第6号は、変電設備は供給する電流により発熱し、機器の機能に障害を与えるおそれがあるため、一定の温度以上に上昇しないように屋外に通ずる有効な換気設備を設けるよう規定したものである。また、換気口の位置は、変電設備から出火した際の火煙が避難階段等に流入しない場所を選定する必要がある。
- (9) 第7号は、変電設備を設けた場所に対する標識の表示について規定したものである。

この標識については磐田市火災予防条例施行規則（以下「条例規則」という。）第2条でその寸法及び色について定められている。

（w = 300 mm以上、h = 150 mm以上、地 = 白、文字 = 黒）

「見やすい箇所」とは、変電設備のある場所にあつては、その入口付近をいう。

- (10) 第8号は、変電設備を設けた室内には、電気主任技術者、取扱者等の係員以外の者がみだりに立ち入ると感電等の事故を起こすことがあるので係員以外の者の立ち入りを制限する規定である。
- (11) 第9号は、変電設備を設けた室内を常に整理、整とんし、特に油ぼろのように着火しやすいものはみだりに放置してはならないことを規定したものである。
- (12) 第10号は、変電設備はその構造により全出力が決まっており、使用しうる電流も決まっているので、その安全な許容電流の範囲内で使用しなければならないことを規定している。この定格電流を超える電流で使用すると、当然過負荷となり、変電設備の温度が過度に上昇して火災等の事故の原因となるおそれがあるからである。
- (13) 第11号は、変電設備の火災予防上の保守規定である。各部分の点検対象としては、端子、ネジ類のゆるみの有無、導電部の接触の良否、絶縁油の漏れの有無、機器類の温度上昇程度、がいしの汚損の有無、さびの有無、計器類の指示の良否等がその主なものである。絶縁抵抗試験としては、高圧回路、低圧回路、変流器の二次回路等につき、線間又は対大地間の測定が主なものである。その他の測定試験としては、接地抵抗測定試験がある。

点検、試験又は補修等は、必ず消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者又はその監督のもとに実施させ、結果についての記録を保存しなければならない。なお、「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」とは、平成26年磐田市消防本部告示第5号により、次に示す者をいう。

ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

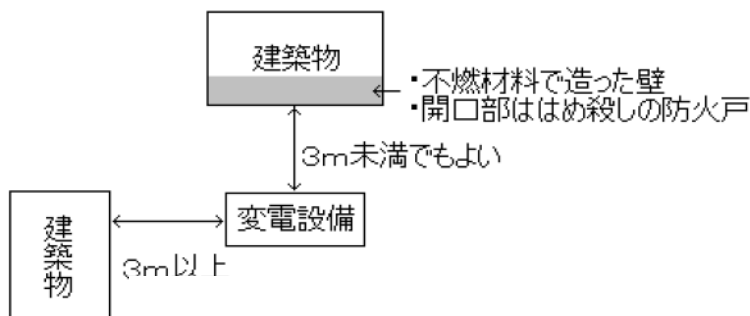
イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

- 2 第2項は、屋外に設ける変電設備の位置について定めたものである。なお「柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの」並びに「消防長が火災予防上支障がないと認めるキュービクル式のもの」については、本項の規定は除かれている。

ただし書において「開口部のないもの」とあるが、はめ殺しの防火戸は、開口部のないものとして運用できることとする。

- 3 第3項は、屋外に設ける変電設備の位置、構造及び管理の基準については、本条第2項に定めるほか屋内に設ける変電設備の基準である本条第1項第4号及び第7号から第12号までの規定を準用することを定めたものである。

屋外に設ける変電設備については、元来屋外用として製作されているので、雨水に対する保護はなされているという前提のもとに規定している。また「柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの」は、実態等を考慮して本項の対象から除外している。



第10図

(急速充電設備)

第 17 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
 - ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
 - イ 分離型のものにあつては、充電ポスト
- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。
- (3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (4) その筐体は雨水等の侵入防止の措置を講ずること。
- (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。
- (8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。
ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、

急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池に（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。
- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
- (18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号の規定を準用する。

本条は、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものである。

本条が適用となる急速充電設備とは、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等に充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）である。

なお、「電気を設備内部で変圧して」とは、急速充電設備内部で変圧器を使用して昇圧するもののほか、変圧器以外の電子機器を使用して急速充電設備内部で昇圧するもの全てを含むものである。

- 1 第1項は、急速充電設備を設ける位置、構造及び管理について規定したものである。
- (1) 第1号は、屋外に設置する全出力50キロワットを超える急速充電設備について規定したものである。
- ア 「開口部のないもの」とあるが、はめ殺しの防火戸は、開口部のないものとして運用できることとする。
- イ 「分離型」とは変圧器と充電ポスト（コネクタや充電用ケーブルを収納しているもの）にわかれているものであり、充電ポストについては上記の規制から除外されるものであること。
- なお「消防長が認める延焼を防止するための措置」とは、次によること。
- (ア) 筐体は不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、又は鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- (イ) 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- (ウ) 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基盤等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- (エ) 蓄電池が内蔵されていないこと。
- (オ) 太陽光発電設備が接続されていないこと。
- (2) 第2号は、筐体の材料について規定したものであり、充電ポストについては規

制から除外されるものであること。

- (3) 第3号は、筐体の固定方法について規定したものである。
- (4) 第4号は、筐体への雨水等の侵入を防止する措置を講ずるよう規定したものである。「雨水等の侵入を防止する措置」とは、筐体が日本産業規格で規定する I P 33 以上の保護等級 (J I S C 0920 「電気機械器具の外郭による保護等級」) を確保しているものである。
- (5) 第5号は、充電開始前の急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行う規定である。絶縁されていない場合は、充電を開始させない措置を講じなければならない。
- (6) 第6号は、コネクタと電気を動力源とする自動車等とが確実に接続されていない場合、充電を開始させない措置を講ずるよう規定したものである。
- (7) 第7号は、コネクタと電気を動力源とする自動車等との接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないように措置を講ずるよう規定したものである。
- (8) 第8号は、漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずるよう規定したものである。
- (9) 第9号は、電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずるよう規定したものである。
- (10) 第10号は、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずるよう規定したものである。
「異常な高温」とは、過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度を想定している。
- (11) 第11号は、急速充電設備を手動で緊急停止できる措置を速やかに操作できる位置に設けるよう規定したものである。
- (12) 第12号は、自動車等の衝突を防止する措置を講ずるよう規定したものである。
「衝突を防止する措置」とは、樹脂製ポールや鉄製パイプのほか、車止め等も含まれるもので、衝突を防止する措置は、点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置とする必要がある。
- (13) 第13号は、充電用ケーブルのコネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずるよう規定したものである。
「操作に伴う不時の落下を防止する措置」とは、充電用ケーブル部を保持する補助器具や、車両付近にコネクタを保持できる補助器具等を設置するものが該当する。また、同号ただし書きの「十分な強度を有するもの」とは、急速充電設備のコネクタの規格 (CHAdeMO 規格、UL 規格等) に適合しているものが該当する。
- (14) 第14号は、充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものについて、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすると共に、液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずるよう規定したものである。
「漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造」とは、絶縁性を有する冷却液を用いたものや、充電用ケーブル内に設けた管等に、冷却液を循環させることにより充電用ケーブルを冷却する機構 (液冷機構) を内部基盤等より低い位置に配置したものが該当する。

- (15) 第 15 号は、複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものについて、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずるよう規定したものである。
- (16) 第 16 号は、急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものについて規定したものである。なお、安全装置に係る蓄電池については、規制外とする。
- ア 内蔵される蓄電池はリチウムイオン蓄電池であり、かつ、日本産業規格 J I S C 8715-2 に適合するものであること。
- イ 電気自動車駆動用蓄電池を急速充電設備用蓄電池として再利用（リユース）する場合は、客観的評価により安全性能が確認されたものであること。（リユース蓄電池の取扱いに関する運用は関係部局にて策定予定。）
- ウ 本号エに規定する「制御機能」とは蓄電池が過充電、過電流、過放電、温度異常等の際に電流を制御する電子システム（BMS：バッテリーマネージメントシステム）のことである。
- 「蓄電池を内蔵している」とは、急速充電設備専用の蓄電池が当該設備の筐体内に収納されているものである。
- なお、内蔵している蓄電池の定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアワット・セル以上であっても、急速充電設備の基準に適合するものあつては、条例第 19 条及び第 64 条第 16 号の適用は受けないものである。
- (17) 第 17 号は分離型の急速充電設備の充電ポストに蓄電池を内蔵しないよう規定したものである。
- (18) 第 18 号及び第 19 号は、急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにするとともに、常に、整理及び清掃に努め、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないよう規定したものである。
- 2 第 2 項は、第 1 項に規定するもののほか、位置、構造及び管理の基準について条例第 17 条第 1 項第 2 号、第 7 号、第 10 号及び第 11 号の規定を準用する旨を明らかにしたものである。
- 3 留意事項
- 本条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 12 号及び第 16 号から第 18 号までを除く）の規程については、一般社団法人 C H A d e M O 協議会の発行する「電気自動車用急速充電スタンド標準仕様書」1.2 又は 2.0 に適合することにより、同等の措置が図られているものとして取り扱えるものであること。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第 18 条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
 - (2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。
 - (3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。
 - (4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条第 1 項第 15 号及び第 18 号並びに第 17 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 2 条第 1 項第 15 号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条第 1 項第 15 号及び第 18 号、第 17 条第 1 項第 4 号及び第 7 号から第 12 号まで並びに第 2 項並びに本条第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 2 条第 1 項第 15 号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力 10 キロワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が 0.8 ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第 2 条第 1 項第 1 号（アを除く。）及び第 18 号、第 17 条第 1 項第 9 号、第 10 号及び第 12 号並びに本条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定を準用する。
- (1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。
 - (2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。
- 5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の規準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第 27 条の規定の例による。

本条は、内燃機関を原動力とする発電設備について規制したものである。ただし、搬送用発電機及び移動用発電機は除外している（固定して設ける場合は、本条の適用を受ける）。「内燃機関による発電設備」とは、ガソリン、軽油、重油等の液体燃料の爆発燃焼を、直接機械的エネルギーに交換して発電機を回転させ発電するものをいい、水力発電、風力発電等の発電設備は、内燃機関を有していないので本条には該当しない。

- 1 第 1 項は、屋内に設ける発電設備の位置及び構造について定めたものである。
- (1) 第 1 号は、発電設備の維持管理をするのに必要な空間を確保するよう定めたもので、その距離は、おおむね第 21 表に掲げる数値以上とすること。

[第 21 表 点検等のための保有距離]

保有距離を確保する部分		保有距離（単位センチメートル）
発電機及び 内燃機関	周 囲	60
	相 互 間	100
操 作 盤	操 作 を 行 う 面	100（操作を行う面が相互に面する場合は、120）
	点 検 を 行 う 面	60（点検に支障とならない場合は、0）
	換気口を有する面	20

(2) 第 2 号の「防振のための措置」は、発電設備の運転に際しては相当大きな振動を生じ、電気配線の接続部等電気工作物の損傷等から火災を発生するおそれもあるので、その振動を吸収するための措置を指しているのである。その措置としては、発電機及び内燃機関の存する床又は台を建築物のその他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収する方法が適当である。

(3) 第 3 号の「排気筒」とは、内燃機関の燃焼廃ガスを排気するためのものである。「防火上有効な構造」とは、排気筒を不燃性のものとし、可燃物から離すか又は可燃物を遮熱材で保護すること及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないこと等をいう。

2 第 2 項は、屋内に設ける発電設備の位置及び構造について、条例第 2 条及び第 17 条を準用する規定である。

(1) 第 17 条第 1 項第 3 号の規定を準用する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」の構造は、次によること。

ア キュービクル式発電設備とは、内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を一の箱に収納したものをいう。

イ キュービクル式発電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は 1.6 ミリメートル（屋外用のものは、2.3 ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

ウ 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入ガラス入りの防火戸にあっては、当該網入ガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

オ 内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から 10 センチメートル以上離して収納することができるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあっては、この限りでない。

カ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ア) 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）

(イ) 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管

(ロ) 燃料の出し入れ口

(エ) 配線の引出し口

(オ) シに規定する換気口及び換気装置

(カ) 内燃機関の排気筒及び排気消音器

(キ) 内燃機関の息抜き管

(ク) 始動用空気管の出し入れ口

キ 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。

ク 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置を講じたものであること。

ケ 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。

コ 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。

サ 配線を外箱から引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管

を容易に接続できるものであること。

シ キュービクル式発電設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

(ア) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

(イ) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。

(ウ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(エ) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

ス 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。

(2) 次に掲げるキュービクル式発電設備は、「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」として運用できることとする。

一般社団法人日本内燃力発電設備協会の規定する「形式認定基準」により審査を受け、「認定証票」を交付されたもの、通称「認定品」

(3) 条例第17条第1項第11号の規定による「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」には、電気主任技術者及び電気工事士のほか一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(自家用発電設備専門技術者)も該当する。

3 第3項は、屋外に設ける発電設備の位置及び構造について、条例第2条第1項第15号及び第18号、第17条第1項第4号及び第7号から第12号まで並びに第2項並びに本条第1項を準用する規定である。

(蓄電池設備)

- 第 19 条 蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止装置及び延焼防止装置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 15 条第 4 号並びに第 17 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 8 号まで及び第 11 号の規定を準用する。
 - 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
 - 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 15 条第 4 号、第 17 条第 1 項第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 11 号並びに第 17 条の 2 第 1 項第 4 号の規定を準用する。

本条は、定格容量と電槽数の積の合計が 10 キロワット時を超える蓄電池設備について規制したものである。

なお、潜在的な火災リスクは保有する電気エネルギーの大きさ、すなわち蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられている。

「蓄電池設備」とは、蓄電池を主体としてこれに充電する装置等を含む設備の一体をいい、仮に充電装置等に内蔵されている変圧器の出力が 20 キロワットを超える場合であっても、蓄電池設備の一部として取り扱う。

蓄電池は、放電及び充電をくり返すことができる電池であり、鉛蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウムイオン蓄電池の 3 種類に区分され、それぞれの危険性は以下のとおりである。

鉛蓄電池については、強酸性の電解液（硫酸）が使われており、充電時に可燃性ガスが発生するため、可燃物の酸化、ガスの異常発生による燃焼の危険性がある。

ニッケル水素蓄電池については、可燃性の電解液を使用しておらず、充電時に可燃性ガスが発生しない。このため、火災の危険性は低い。

リチウムイオン蓄電池については、可燃性の電解液（多くが第 4 類第 2 石油類に該当）が使用されているため、火災等が発生した場合には、電解液や可燃性ガスがセルの外部に噴出、着火し激しく火炎を吹き出す危険性がある。

以上の特徴を踏まえて、出火防止をするために、必要な規制をしようとするものである。

1 第 1 項は、酸性又はアルカリ性ではない蓄電池や、転倒に伴い電解液の漏出のおそれのない蓄電池が普及していることから、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒防止措置を設けたものである。

「開放型鉛蓄電」とは、使用中に補水を必要とする構造の鉛蓄電池が該当し、一般にベント式と呼ばれるものであること。「耐酸性」の床又は台としては、陶磁器、鉛、アスファルト、プラスチック等で造られ、又は覆われたものがある。「電槽」とは、電解液及び一対の電極を入れた容器をいう。

2 第2項は、条例第15条並びに第17条を準用する規定である。

(1) 条例第17条第1項第3号の規定を準用する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」の構造は、次によること。

ア キュービクル式蓄電池設備とは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱に収納したものをいう。

イ キュービクル式蓄電池設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

ウ 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入ガラス入りの防火戸にあっては、当該網入ガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

オ 蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納することができるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

カ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ア) 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）

(イ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

(ウ) 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）

(エ) 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計

(オ) サに規定する換気口及び換気装置

(カ) 配線の引込み口及び引出し口

キ 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。

ク キュービクルの内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。

ケ 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。

コ 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。

サ キュービクル式蓄電池設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留するおそれのないものにあつては、この限りでない。

(ア) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の3分の1以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面積の3分の2以下であること。

(イ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(ウ) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

シ 外箱には、直径 10 ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。

(2) 次に掲げるキュービクル式蓄電池設備は、「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」として運用できることとする。

一般社団法人電池工業会の蓄電池設備認定委員会で認定された「自主認定品」通称「認定品」及び「条例キュービクル適合品」

(3) 条例第 17 条第 1 項第 11 号の規定による「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」には、電気主任技術者及び電気工事士のほか一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）も該当する。

3 第 3 項は、屋外に設ける蓄電池設備について、必要な措置を講ずるよう定めたものである。

4 第 4 項は、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 15 条第 4 号、第 17 条第 1 項第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 11 号並びに第 17 条の 2 第 1 項第 4 号の規定を準用する規定である。

※ 容量 (A h ・セル) = 定格容量 (A h) × 単位電槽数 (セル)

100 A h が 12 セル

100 × 12 = 1200 A h セル

(ネオン管灯設備)

第 20 条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。
- (2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引き出し部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (3) 支柱その他ネオン管灯に近接する取付け材には、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこと。
- (4) 壁等を貫通する部分の碍管は、壁等に固定すること。
- (5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。

2 ネオン管灯設備の管理の基準については、第 17 条第 1 項第 11 号の規定を準用する。

本条は、ネオン管灯設備いわゆるネオンサイン設備について規制したものである。

ネオン管灯設備は、ネオン管、ネオン変圧器等で構成され、ネオン管の両極に 3,000 ボルトから 15,000 ボルト程度の電圧を加え、グロー放電を起こし、広告、照明灯に使用するものである。また、高電圧を使用するためその充電部が 2 点においてアーク放電を生じ、火災となる危険性があり、さらに雨水の浸った木材等の可燃物に接するときは、低圧の場合に比して、大きな電流が流れて木材等を発熱させ、これを燃焼させることとなる危険性がある。本条は、主としてこのような危険性を排除するために設けられた規定である。

1 第 1 項

- (1) 第 1 号の「点滅装置」とは、単純な点滅のためのスイッチではなく、ネオン管灯設備が、人々の注視を得るために、一定の周期をもってネオン管を点滅させるための附属装置である。点滅装置には、ドラムを電動機で回転させる方式のものと IC（集積回路）を使用した電子式のものなどがあり、最近のものはほとんど電子式のものが採用されている。

「低圧側」とは、ネオン管灯設備の変圧器の低圧側の回路のことであり、その電圧は、通常 100 ボルト又は 200 ボルトである。また、点滅装置は、露出することは好ましくないので、不燃材料で造った箱等のおおいを設けるよう規定している。なお、点滅装置のうち電子式のもので、点滅時火花を発生おそれがないものにあつては、不燃材料としないことができる。

- (2) 第 2 号は、変圧器の設置場所について規定したものであるが、屋内、屋外を問わず、雨のかかる可能性のある場所に変圧器を設けるときは、雨水に耐えるよう設計された屋外用のものを用いなければならないとしている。また、変圧器の導線引き出し部を上向き又は横向きに取り付けると、屋外用のものでもブッシング取付部等から内部に浸水のおそれがあるので、下向きに取り付けなければならない。

ただし書の「雨水の浸透を防止するために有効な措置」としては、変圧器のケースを防水型の箱の中にブッシングごと納めるなどの措置が考えられるが、変圧器を下向きに設置すればたりのるので、ただし書の適用の必要は比較的少ないと思われる。

- (3) 第 3 号は、木材等の可燃物に漏えい電流が流れた場合、その熱で発火するおそれがあることから、この規定を設けたものである。したがって、当該設備の高圧の充電部が接するおそれのある支わく、文字板等が本号の対象となる。
- (4) 第 4 号は、壁等の貫通部分に設けられた碍管が雨雪、振動等により壁等からはず

れ、配線の保護ができなくなることを避けるため規定されたものである。

(5) 第5号は、ネオン管灯設備の事故が発生した場合等を考慮し、容易に電源を遮断できるよう開閉器を操作しやすい位置に設けることを規定したものである。

2 第2項は、条例第17条第1項第11号を準用する規定で、ネオン管灯設備の保守管理について定めたものである。

ネオン管灯設備は、高電圧で使用されることと、屋外に施設される場合が多いので、風雨により設備の劣化が早く、常に保守点検を行わなくてはならない。特に高圧側配線の被覆劣化、高圧部分と造営材との間隔、機器材の腐食、各配線の断線等について入念に点検を行い、不良箇所を発見したときは、直ちに点灯を中止し補修しなければならない。なお、「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」には、電気主任技術者及び電気工事士のほか公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）も該当する。

(舞台装置等の電気設備)

第 21 条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。

ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。

イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。

ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。

エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。

オ 1 の電線を 2 以上の分岐回路に使用しないこと。

(2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。

ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。

イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第 17 条第 1 項第 9 号から第 12 号までの規定を準用する。

本条は、舞台装置、展示装飾のために使用する電気設備及び工事、農事等のために一時的に使用する電気設備について規制したものであるが、舞台装置、展示装飾のために使用するものについては、恒久的な設備についても本条の適用を受ける。

1 第 1 項

(1) 第 1 号アの「可燃物を過熱する位置」とは、カーテン、どん帳、板等の可燃物が接することをいう。

(2) 第 1 号イの「充電部分」とは、わかりやすくいえば電気が来ている部分であり、電圧がかかっている金属部分である。

(3) 第 1 号エの「アーク」とは、電極より多数の電子を放出するときに光と熱を出す現象で、アークの温度は数千度に達することがあるので開放のまま使うことは極めて危険である。

(4) 第 2 号イの「残置灯設備」とは、工事等の際夜間において工事現場等を照明するために設ける電灯設備である。

2 第 2 項は、管理の基準について、第 17 条第 1 項第 9 号から第 12 号までを準用する規定である。

(避雷設備)

第 22 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

本条は、避雷設備について、落雷による火災事故を起こさないために必要な事項を規定したものである。

落雷は、静電気の放電現象の大きなものであって、その瞬間的大電流により、その通路となった可燃物を燃焼させるとともに、その通路の直近の導体に、瞬間的に静電誘導を起し、相当な誘導雷を発生せしめるものである。

- 1 第 1 項は、落雷時には、避雷針は瞬間的に数百キロボルト程度の電位上昇を生じ、近距離の金属体には相当な静電誘導電圧を発生させるため、不完全な避雷設備ではかえって災害を起こす場合も予想されるので、建築基準法、危険物政令等により規定されているもの以外に避雷設備を設置する場合においても、その安全性を確保するために位置及び構造について規定するものである。なお、「消防長が指定する日本産業規格に適合するもの」として平成 17 年磐田市消防本部告示第 5 号により、JIS A4201（建築物等の避雷設備（避雷針））をいうものである。
- 2 第 2 項は、避雷設備の管理について、条例第 17 条第 1 項第 11 号を準用する規定である。避雷設備が設置されていても接地極の断絶、接地抵抗値の上昇、避雷導線の損傷又は断線及び突針部と避雷導線との接続不良を生じている場合はかえって被害を受けることがあるので雷雨季前に規定に適合しているか否かを厳密に検査し、保守の万全を期さなければならない。

(水素ガスを充填する気球)

第 23 条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。
- (2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造った陸屋根で、その最少幅員が気球の直径の 2 倍以上である場合においては、この限りでない。
- (3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離 10 メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所に柵等を設け、かつ、立入を禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。
- (4) 気球の容積は、15 立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。
- (5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。
- (6) 気球に付設する電飾は、気球から 3 メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から 1 メートル以上離れた位置に取り付けることができる。
- (7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が 0.75 平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、0.5 平方ミリメートル以上）のものをを用い、長さ 1 メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、0.6 メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。
- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が 45 度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。
- (9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。
 - ア 屋外の通風のよい場所で行なうこと。
 - イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。
 - ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。
 - エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。
 - オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。
- (10) 水素ガスが 90 容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと。
- (11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。
- (12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

本条は、水素ガスを充填する気球についての規制である。水素は、きわめて軽い気体（空気約 29 に対して水素ガスは 2 の重さである。）であるため気球に使用されるが、燃焼範囲が広く、その燃焼は爆発的であり火災予防上危険な気体である。また、着火エネルギーが小さいので、ちょっとした火源で着火する。特に静電気、電気スパーク等による着火が考えられるので、この点も考慮して本条が設けられたものである。

1 第 1 号は、煙突その他火気を使用する施設の付近においては、これらの施設から生ずる火気が火源となって着火爆発する危険があるので、掲揚又はけい留を禁止したもので

ある。

- 2 第2号は、建築物の屋上で掲揚することは、取扱い上不安定で、事故の原因となりやすく、かつ、爆発した場合操作者等の墜落による事故も生ずるので、原則として禁止することとされている。ただし、不燃材料で造った陸屋根であれば、その危険性も比較的小さいので、その最少幅員が気球の直径の2倍以上の場合は、まず安全上必要な面積が確保されているものとみなし、掲揚又はけい留して差し支えないこととしている。
- 3 第3号は、掲揚される気球は、風によって各方向に移動するので、衝突等による爆発を防止するとともに、爆発時の保安上有効な空間を確保するために、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に、水平距離10メートル以上の空間を保有すべきことを規定したものである。なお、掲揚綱の固定箇所には、関係者以外の者による事故を防止するため、柵又はなわ張り等を設け、かつ、「立入禁止」の標示をさせることとしている。ただし、本条第2号の陸屋根で掲揚する場合は、差し支えないとなっているが、これは、公衆の出入りするおそれが少ないため除かれたものである。
- 4 第4号は、気球の容積を15立方メートル以下に制限したものである。あまりに大きい気球の掲揚は、事故防止上好ましくないからである。容積15立方メートルの気球の直径は、約3メートルである。また、観測又は実験のために使用する気球については、特に慎重に取り扱われ、かつ、専門的技術によって管理されることが期待できるので、大きさの制限は加えられていない。
- 5 第5号は、気球はかなりの風圧又は摩擦を受けるので、十分な強度を有する材料で造るよう規定したものである。
- 6 第6号は、気球に電飾（宣伝文字又は広告図案等を電気照明により表示する装置）を付設するときは、電気スパーク等による着火の危険があるので、これを排除するため電飾を気球から保安上必要な距離を保って取り付け、かつ、充電部分を露出させないこととしたものである。
- 7 第7号は、電飾に使用する電線が切断しやすい弱いものであれば、気球の移動に伴って切れたり、被覆がはがれたりすることがある。また、長くたるんで重なり合ったり触れ合ったりしてスパークを起こすおそれがある。これらの点を考慮して電線の太さを一定以上のものとし、かつ、一定の距離ごとに支持するよう規定したものである。
- 8 第8号は、強風時における気球の掲揚は、周囲の建築物等に接触して、その結果、衝突等による爆発又は浮遊、落下による事故を起こしやすくなるので、これを禁止したものである。
- 9 第9号は、水素ガスの充填又は放出についての基準を定めたものである。
 - (1) アは、屋外の通風のよい場所で行うことにより、漏れた水素ガスの速やかな放散を期待している。
 - (2) イは、操作者以外の者の近接を禁止し、管理の徹底を目的としている。
 - (3) ウは、電飾を付設する気球のときは、電源を完全に遮断して、通電しない安全な状態で行うよう規定している。
 - (4) エは、粗暴な行為を禁止するよう規定している。
 - (5) オは、水素ガスの充填に際して、水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使って徐々に注入するよう規定している。これは、水素ガスが爆鳴気を作ったり、あるいは、静電気により着火しやすい状態で充填することを禁止する趣旨である。
- 10 第10号は、気球内の水素ガスが90容量パーセント以下に下がった場合は、水素ガスが漏れて減少し、混入されている空気との割合が燃焼範囲となって静電着火の危険が増大することが考えられるから、このような場合は、必ず詰替えを行うよう規定したものである。

である。この場合の「詰替え」とは、減少した水素ガスに対する補給的行為をいうものではなく、気球内のガスを完全に放出した後、改めて充填することをいうものである。

- 11 第 11 号は、掲揚中又はけい留中において、掲揚又はけい留の作業に関係のない公衆の立入により事故が発生することを防止する趣旨である。
- 12 第 12 号は、多数の者が集合又は通行している場所等における運搬その他の取扱いを禁止しているものである。これは爆発等の事故が発生した場合、被害を多数の者に及ぼさないように配慮したものである。

(火を使用する設備に附属する煙突)

第 24 条 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。
- (2) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
- (3) 容易に清掃ができる構造とすること。
- (4) 火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第 115 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項の規定を準用する。

本条は、火を使用する設備に附属する煙突について定めたものである。

1 第 1 項

- (1) 第 1 号は、煙突が風又は衝撃等により脱落、転倒又は破壊等して、火粉等により火災が発生したり又は酸欠事故が発生することを防止することを規定したものである。
- (2) 第 2 号は、離脱又は排気漏れによって熱伝導し、着火することを防止するため規定したものである。
- (3) 第 3 号は、保守管理を目的とした規定である。
- (4) 第 4 号は、煙突から火粉が飛び散り、飛火して火災が発生することを防止するための規定である。
- (5) 第 5 号は、建築基準法施行令第 115 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項の準用である。なお、条文は次のとおり。

建築基準法施行令（抜粋）

(建築物に設ける煙突)

第 115 条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

- 一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を 60cm 以上とすること。
- 二 煙突の高さは、その先端からの水平距離 1m 以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から 60cm 以上高くすること。
- 三 煙突は、次のイ又は口のいずれかに適合するものとする。こと。
 - イ 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
 - (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から 15cm 以上離して設けること。ただし、厚さが 10cm 以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。
 - ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 前項第一号から第三号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。

(基準の特例)

第 25 条 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

火気使用設備は、昨今、技術開発がめざましく、特殊な構造又は使用方法等により、この条例の規制によらなくとも安全性の高いものが出現することが予想されるので、現実性を加味した運用ができるように、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、火災予防上支障がないと認められるものについて、規制を緩和することができるということを定めたものである。

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第26条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第1の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

(4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。

(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。

(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(10) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器をいう。）の準備をした上で使用すること。

(11) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

(12) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

(13) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

(14) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

本条は、液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等の器具の取扱いについて規定したものである。

1 第1項

(1) 第1号は、液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等から付近の可燃物への着火を防止するための規定である。

「火災予防上安全な距離」とは、燃料の種類、燃料の量、燃焼又は発熱の仕方、器具の材質、構造その他によって異なり、一概には決めがたい。例えば、器具によって周囲への伝熱、着火の程度が異なり、特に上方への着火危険距離は著しく異なる。

なお、アの別表第1抜粋は、第22表のとおりである。

[第 22 表 液体燃料を使用する器具（条例別表第 1）]

種類			入力	離隔距離 (cm)					
				上方	側方	前方	後方		
移動式 ストーブ	不燃 以外	開放式	放射型	7kw 以下	100	50	100	20	
			自然対流型		7kw を超え 12kw 以下	150	100	100	100
		強制 対流型	温風を前方向に 吹き出すもの		7kw 以下	100	50	50	50
			温風を前方向に 吹き出すもの		12kw 以下	100	15	100	15
			温風を全周方向に 吹き出すもの		7kw を超え 12kw 以下	100	150	150	150
	不燃	開放式	放射型	7kw 以下	100	100	100	100	
			自然対流型		7kw 以下	100	100	100	100
		強制 対流型	放射型		7kw 以下	80	30	—	5
			自然対流型		7kw を超え 12kw 以下	120	100	—	100
			7kw 以下		80	30	—	30	
温風を前方向に 吹き出すもの		12kw 以下	80	5	—	5			
温風を全周方向 に吹き出すもの		7kw を超え 12kw 以下	80	150	—	150			
7kw 以下		80	100	—	100				
移動式こんろ			不燃以外	6kw 以下	100	15	15	15	
			不燃	6kw 以下	80	0	—	0	

- (2) 第 2 号は、移動式ストーブ又は移動式こんろが、火源となって可燃性のガス又は蒸気に引火することを防止するための規定である。
- (3) 第 3 号は、平常時のみでなく、地震が発生した場合の可燃物の落下をも含めた規制であり、振動により容易に可燃物が落下するおそれがある場所も、当然避けなければならない。
- (4) 第 5 号は、移動式ストーブ、移動式こんろの使用に際し、下部への伝熱等による火災発生危険を排除しようとする規定である。木造の床上、畳上等で使用するときは、火災発生危険を排除することのできる不燃性の台の上で使用しなければならない。
- (5) 第 7 号は、移動式ストーブ又は移動式こんろは、それぞれ暖房、炊事等特定の用途に使用するよう造られており、他の器具の代用として用いることは、当然火災発生危険が生ずるので、これを禁止したものである。
- (6) 第 8 号は、定められた燃料を使用することにより、その安全性が確保されているもので、灯油を燃料とするストーブにガソリン等を使用した場合などは、燃焼器具の安全性が確保できないことから定められたものである。
- (7) 第 10 号は、一定の場所に多数の人が集まる催しでは、混雑により火災が発生した場合の危険性が高まることから、火気器具には消火器を備えた上で使用することを義務付けたものである。
- ア 「多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に不特定多数の集客が予想されるものをいう。従って、集合する者の範囲が個人的つながり（近親者によるバーベキュー、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会等、相互に面識がある者が

参加する催しなど。)に留まる場合は対象外となる。

イ 火気器具を使用する露店業者等は、原則として、消火器を火気器具ごとに1本以上備えなければならない。ただし、初期消火を有効に行いうる場合は、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数の対象火気器具等に対して共同での消火器の準備を妨げないこととする。

ウ 消火器について、消防法第17条の3の3に規定する点検の義務はないが、腐食又は破損がある場合等、不適切な消火器を準備している場合は、適切な消火器を設置するよう指導すること。

(8) 第12号は、使用中に器具を移動させ、又は燃料を補給することを禁止したものである。燃料の補給に際しては、注意していても漏れる場合があり、漏油がストーブ等の熱で蒸発し、燃焼中の炎等により引火して火災となるおそれがある。特に本号を設けたのは、可燃性液体の火災の消火には、一般に水が使用できないために消火が困難であるという特性によるものである。したがって、燃料の補給に当たっては、一旦火を消し必ず消火を確認してから行わなければならない。

(9) 第13号は、液体燃料が床又は畳等の上に漏出すると、浸透拡大して出火した際、大きな炎となるので、漏油を他にしみこませたり拡がらせたりしないために皿を設けることとしたものである。

(10) 第14号の「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」には、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理講習の修了証の交付を受けた者が該当する。

2 第2項の液体燃料を使用する移動式ストーブに設ける「地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置」とは、通称「対震自動消火装置」と呼ばれるものである。

(固体燃料を使用する器具)

第 27 条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
- (2) 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第 1 項第 1 号から第 10 号までの規定を準用する。

本条は、固体燃料を使用する火鉢、置ごたつ等の器具について規制したものである。

1 第 1 項

(1) 第 1 号は、固体燃料を使用する火鉢について、底面過熱による火災の発生を防止するために規制している。底面過熱を避ける方法としては、火鉢の規模によって一概にはいえないが、火鉢の直下の床、畳又は台が手を触れても熱く感じない程度に空間をとり、又は砂、灰等を入れることを目安とする。

(2) 第 2 号は、固体燃料を使用する置ごたつについて、火入容器から下面への伝熱による火災の発生を防止するための規定である。

2 第 2 項は、条例第 26 条を準用する規定であるが、条例第 26 条第 1 項第 1 号アの別表第 1 抜粋は、第 23 表のとおりである。

[第 23 表 固体燃料を使用する器具 (条例別表第 1)]

種類	入力	離隔距離 (cm)			
		上方	側方	前方	後方
移動式ストーブ	—	100	50 注 2	50 注 2	50 注 2
移動式こんろ	—	100	30	30	30

注 2 方向性を有するものにあつては 100cm とする。

(気体燃料を使用する器具)

第 28 条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第 26 条第 1 項第 1 号から第 11 号までの規定を準用する。

本条は、都市ガス、プロパンガス等の気体燃料を使用する器具についての規定である。

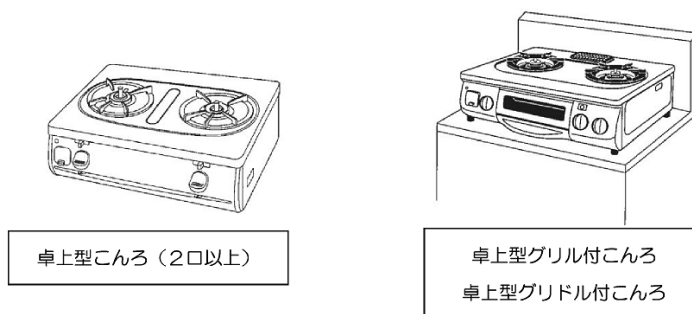
1 第 1 項は、ガス用ゴム管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生ずるおそれがあり、短すぎると引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため、器具に応じた適当な長さとしたものである。通常使用されるゴム管の長さは、3メートル以下とし、臨時的又は季節的に使用する場合でも 5メートル以下とすること。

2 第 2 項は、条例第 26 条を準用する規定である。

調理用器具については、天蓋の構造等に関する規定は設けられていないが、調理用器具のうち卓上型こんろ等が天蓋の下において使用される場合にあっては、当該天蓋の構造について、条例第 5 条に規定する厨房設備に附属する天蓋の基準に準じたものとなるよう指導するとともに、卓上型こんろ等とグリス除去装置との間に本条第 2 項において準用する条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する「火災予防上安全な距離」についても、「厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離」に準じて指導すること。

なお、条例第 26 条第 1 項第 1 号アの別表第 1 抜粋は、第 24 表のとおりである。

【調理用器具】



第 11 図 こんろ一例

[第 24 表 気体燃料を使用する器具 (条例別表第 1)]

種類				入力	離隔距離 (cm)				
					上方	側方	前方	後方	
移動式ストーブ	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kw 以下	100	30	100	4.5
				全周放射型	7kw 以下	100	100	100	100
			バーナーが隠蔽	自然対流型	7kw 以下	100	4.5	4.5 注 1	4.5
				強制対流型	7kw 以下	4.5	4.5	60	4.5
		バーナー	前方放射型	7kw 以下	80	15	80	4.5	

調理用器具	不燃	開放式	が露出	全周放射型	7kw 以下	80	80	80	80	
			バーナーが隠蔽	自然対流型	7kw 以下	80	4.5	4.5	注 1	4.5
				強制対流型	7kw 以下	4.5	4.5	60	4.5	
	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kw 以下	100	15	15	15	
				卓上型こんろ (2口以上)、グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw 以下	100	15	注	15	注
			バーナーが隠蔽	加熱部が開放	卓上型グリル	7kw 以下	100	15	15	15
				加熱部が隠蔽	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kw 以下	50	4.5	4.5	4.5
			卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)		7kw 以下	15	4.5	4.5	4.5	
			炊飯器(炊飯容量4リットル以下)		4.7kw 以下	30	10	10	10	
			圧力調整器(内容積10リットル以下)		—	30	10	10	10	
不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kw 以下	80	0	-	0		
			卓上型こんろ (2口以上)、グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw 以下	80	0	-	0		

調理用器具	不燃	開放式	バーナーが隠蔽	加熱部が開放	卓上型グリル	7kw 以下	80	0	-	0
				加熱部が隠蔽	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kw 以下	30	4.5	-	4.5
					卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kw 以下	10	4.5	-	4.5
					炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kw 以下	15	4.5	-	4.5
					圧力調整器(内容積10リットル以下)	-	15	4.5	-	4.5

注1 熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。

注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(電気を熱源とする器具)

第 29 条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- (2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第 26 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの規定に限る。）を準用する。

本条は、電気を熱源とする器具の取扱いについて定めたものである。なお、電気を熱源とする特定の安全性を備えた電磁誘導加熱式調理器具等とグリスフィルターとの離隔距離の基準については、「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」の通知（第 5 条の解説参照）が示されているので別途運用されたい。

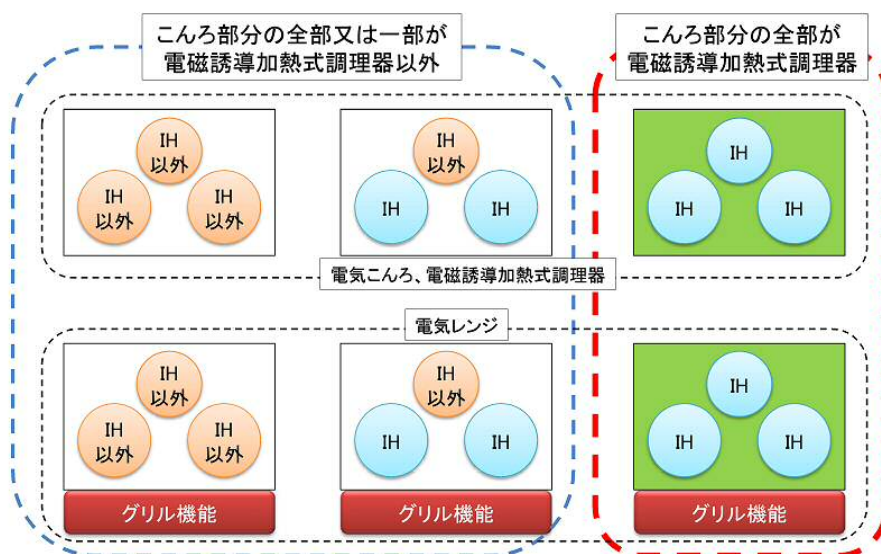
1 第 1 項

(1) 第 1 号は、きわめて一般的なことではあるが、電源の切り忘れ又は電源を切ったつもりが切れていなかったことなどによる出火事例が多いため規定したものである。また、コンセントあるいは開閉器の位置不適當、タコ足配線等により出火に至る事例も多いので注意する必要がある。

(2) 第 2 号は、温度制御装置、過熱防止装置等の安全装置の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別の不適合品、いわゆる特性の異なる部品等と取り替えてはならないと規定したものである。実際の例としては、電気こたつの温度制御装置を素人が改造し過熱出火した例、温度ヒューズの代わりに電流ヒューズや銅線を接続し過熱防止ができずに発火した例などが多いので注意する必要がある。

2 第 2 項は、条例第 26 条を準用する規定である。なお、「器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具」とは、電気あんか、電気毛布などをいい、これらは、ふとん、毛布などの可燃物が直接接触して使用するものである。したがって、条例第 26 条第 1 項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの規定のみを準用する。

なお、条例第 26 条第 1 項第 1 号アの別表第 1 抜粋は、第 25 表のとおりである。



第 12 図 電気調理用機器の種別例

[第 25 表 電気を使用する器具 (条例別表第 1)]

種類				入力	離隔距離 (cm)			
					上方	側方	前方	後方
電気温風機	不燃以外			2kw 以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注
	不燃			2kw 以下	0 注	0 注	— 注	0 注
電気調理用 機器	不燃 以外	電気こん ろ、電気 レンジ、 電磁誘導 加熱式調 理器 (こ んろ形態 のものに 限る。)	こんろ部 分の全部 又は一部 が電磁誘 導加熱式 調理器で ないもの	4.8kw 以下 (1 口当たり 2kw を 超え 3kw 以下)	100	2	2	2
					—	20 注 1	—	20 注 1
					—	10 注 2	—	10 注 2
				4.8kw 以下 (1 口 当たり 1kw を超 え 2kw 以下)	100	2	2	2
					—	15 注 1	—	15 注 1
					—	10 注 2	—	10 注 2
				4.8kw 以下 (1 口 当たり 1kw 以 下)	100	2	2	2
					—	10 注 1 注 2	—	10 注 1 注 2
				5.8kw 以下 (1 口 当たり 3.3kw 以 下)	100	2	2	2
					—	10 注 2	—	10 注 2
				4.8kw 以下 (1 口 当たり 3kw 以 下)	80	0	—	0
					—	0 注 1 注 2	—	0 注 1 注 2

		のものに限る。)	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw以下(1口当たり3.3kw以下)	80	0	—	0
					—	0 注2	—	0 注2
電気天火	不燃以外			2kw以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注
	不燃			2kw以下	10	4.5 注	4.5 —	4.5 注
電子レンジ	不燃以外	電熱装置を有するもの		2kw以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注
	不燃	電熱装置を有するもの		2kw以下	10	4.5 注	—	4.5 注
電気ストーブ	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)		2kw以下	100	30	100	4.5
		全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)		2kw以下	100	100	100	100
		自然対流型 (壁取付方式及び天井取付式のものを除く)		2kw以下	100	4.5	4.5	4.5

電気ストーブ	不燃	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw 以下	80	15	—	4.5
		全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw 以下	80	80	—	80
		自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw 以下	80	0	—	0
電気乾燥器	不燃以外	食器乾燥器	1kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	食器乾燥器	1kw 以下	0	0	—	0
電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kw 以下	4.5 注 1	0 注 2	— 注 2	0 注 2
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kw 以下	4.5	0	0	0
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kw 以下	0	0	—	0

電気温風機

注 温風の吹き出し方向にあっては 60cm とする。

電気調理用機器

注 1 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。

注 2 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。

電気天火、電子レンジ

注 排気口面にあっては 10cm とする。

電気乾燥機

注 1 前面に排気口を有する機器にあっては 0cm とする。

注 2 排気口面にあっては 4.5cm とする。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第 30 条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第 26 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号の規定を準用する。

本条は、いわゆる火消つぼについて規制したものである。

「火消つぼ」は、本来密閉することにより、空気の供給を断ち、火を消す器具であるから、故障、破損したものでは、その目的を達することができないばかりか、かえって火災危険が生ずる。また、ある程度の温度上昇は生ずるので、可燃物から安全な距離をとること及び可燃性のガス等に対して引火源となることを避けることが必要である。したがって、第 26 条の規定のうち、第 1 項第 1 号から第 7 号まで、及び第 9 号及び第 10 号の規定が準用される。

(基準の特例)

第 31 条 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

本条は、条例第 25 条と同様、現実性を加味した運用ができるように、消防長が火災予防上支障がないと認められる器具については、規制を緩和することができるということを定めたものである。

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第32条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
 - (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
 - (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
 - (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
- 2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
- 3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）
- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長又は消防署長が当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用

し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

本条は、火災が発生した場合に人命危険の生ずるおそれのある不特定多数の者が出入りする場所及びかけがえのない国民の財産である重要文化財等である建造物で火災発生の防止と火災発生時における急激な延焼拡大を防止するための必要な火気及び危険物品の持ち込み等の制限に関する規定である。

1 第1項は、不特定多数の者が出入りする場所並びに重要文化財等である建造物の内部及び周囲での喫煙、裸火使用及び火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止した規定である。その場所の指定は、消防長が行うこととしており、平成17年磐田市消防本部告示第6号により、次のように指定されている。しかし、火気の手扱いを画一的に規制することは、文化、経済活動はもとより、社会生活と深いかわりがある。したがって、ただし書の規定により消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、禁止されている行為を解除することができることとなっている。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んでではない場所

ア 劇場、映画館、演芸場の舞台及び客席

イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあっては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。）

ウ 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの）の売場及び通常顧客の出入りする部分（喫煙にあっては、食堂部分で喫煙設備のある場所を除く。）

エ 屋内展示場で公衆の出入りする部分

オ 重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定された建造物及び重要美術品として認定された建造物の内部のうち公衆の出入りする部分及び周囲

(2) 上記(1)の補完として、指定場所の範囲は次のとおりとする。

ア 劇場等の「舞台」は、舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室とする。

イ 劇場等の「客席」は、椅子席、座り席、立ち見席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。

ウ 百貨店等の「売場」は、物品陳列販売部分及びその間の通路とする。

エ 百貨店等の「顧客の出入りする部分」は、次に定める部分とする。

(ア) 催事場及び顧客が飲食に利用する部分

(イ) 売り場等に隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている事業部分

(ウ) 階段、エスカレーター、エレベーター、休憩所等の顧客の利用する部分

オ 屋内展示場の「公衆の出入りする部分」は、次に定める部分とする。

(ア) 展示ブース

(イ) 階段、エスカレーター、エレベーター、通路及びロビー等の公衆が利用する部分

カ 重要文化財等「周囲」は、建造物の外周部3メートル以内の部分とする（軒又はひさしがある場合は、その先端から3メートル以内の部分とする。）。)

キ 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途に応じて規制する。

(3) 禁止行為の内容は次のとおりとする。

ア 「喫煙」は、マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為とする。

イ 「裸火」は、炎、火花又は赤熱部が外部に露出している火をいう（ニクロム線等の赤熱部が露出した状態で使用する電熱器具類を含む。）。

ウ 「危険な物品」は、法に定める危険物、条例に定める指定可燃物、可燃性ガス及び火薬類等の火災予防上の危険なものをいう。ただし、日常携行するマッチ、ライター等軽易なもの又は百貨店等で販売目的で陳列するもので次に掲げるものを除く。

(ア) 危険物に該当する製品(指定場所における合計数量が指定数量の5分の1未満に限る。)

(イ) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品(条例別表第3に定める数量の5分の1未満に限る。)

(ウ) 高圧ガス保安法の適用が除外される容器入り可燃性ガス(指定場所における合計数量が10キログラム未満に限る。)

(エ) 危険物、可燃性液体類及び可燃性ガスを含有するエアゾール製品

(オ) がん具用煙火(指定場所における火薬量の合計が5キログラム未満に限る。)

2 第1項でいう「火災予防上支障がないと認めた」とは、本来禁止されている場所において、禁止されている行為を行うために、当該行為を行うことにより生じる危険性を排除するため防火上必要な措置を講じたものをいい、解除承認により当該禁止行為を解除できるものである。

3 第2項は、消防長が指定した場所には、地を赤色、文字を白色とした「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」の標識を設けることについて定めたものである。なお、標識を掲げる場所は、劇場等にあつては舞台入口や客席前面、百貨店等その他の指定場所にあつては入口等の見やすい箇所に設置することが必要である。

4 第3項及び第4項の図記号による標識は、誰もが容易に標識の意味を理解でき、その実効性を高め、防火安全性の向上を図るために定められたものであり、標識と併せて図記号による標識を設置する場合は、国際標準化機構の定めた規格のピクトグラム標識を設置することとした。

5 第3項では、全面的に禁煙とし、喫煙所を設けないこととするか、適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所を設けるかを選択できることとしたものである。

6 第3項第1号の「消防長が火災予防上必要と認める措置」としては次に掲げる措置をすべて実施することを原則とするが、防火対象物個々の状況から判断して、全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、必ずしもこのすべての措置を実施することを要しないものである。

(1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所に当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置

(2) 定期的な館内巡視

(3) 当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送

(4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置

7 第3項第1号及び第5項に規定する標識の色は、第2項に規定する標識の色と同一のものとすること。また、当該標識に「禁煙」の記載がある場合、第2項により設ける標識と兼ねることができること。

なお、当該標識の記載例は次のとおり

ア 第3項第1号に規定する標識の記載例

・「全館禁煙」

・「当百貨店は全館において禁煙です。」

イ 第5項に規定する標識の記載例

・「この階は禁煙です。」

・「当劇場においてこの階は禁煙です。喫煙所は○階にあります。」

8 第3項第2号及び第6項は、劇場等に設ける喫煙所の目安を定めたものであり、通行、避難の障害とならない部分に当該場所を設けることとしている。

9 第7項は、禁止場所において、禁止されている行為をしようとする場合における関係者の制止義務を定めたものである。この場合の関係者は、所有者、管理者又は占有者である。これは当該防火対象物全般の管理責任は、所有者、管理者又は占有者が負うべきものであり、かつ、本項でいう喫煙等の制止のような火気管理等は、防火対象物の管理上の問題としてとらえられるからである。

「制止」とは、喫煙等の禁止行為を行っている者に対し、喫煙等を行ってはならないこと、又は所定の場所で喫煙等を行うよう告げることであり、実力により行為を阻止するものではない。制止の方法は、喫煙等を行っている者に対し、直接又は放送設備等を通して行ってもよい。

(空地及び空家の管理)

第 33 条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

本条は、空地、空家からの出火防止を図るため、空地については枯草の除去等を、空家については侵入防止措置等を、それぞれ所有者等に義務づけたものである。

1 第 1 項は、空地の管理について定めたものである。

「空地」とは、屋外のすべての土地の空間部分のことであるが、火災の発生又は延焼の危険が大きい市街地等における空地に限定してその運用をされたい。

「枯草等の燃焼のおそれのある物件」とは、枯草、ダンボール箱等の紙製品、建築物等の除去に伴って生じた可燃性の不要物、廃材等などである。

2 第 2 項は、空家が出火場所となった火災事例が多いことから、放火、火遊び等による火災を防止するため、空家の所有者又は管理者に対して、当該空家にむやみに人が出入りできないよう施錠すること、第一着火物となりやすい可燃性の物件を周囲に放置しないこと、ガス及び電気の確実な遮断、危険物品の除去等空家における火災を防止する上で必要な措置を講ずることを定めたものである

(たき火)

第 34 条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

本条は、可燃物等の近くにおけるたき火の禁止及びたき火をする場合の一般的な措置に関する規定である。

1 「たき火」とは、火を使用する設備又は器具を用いないで又はこれらの設備、器具による場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいう。また、不用品の廃棄又は採暖のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合も該当する。

2 「可燃物」とは、引火性の物品、爆発性の物品を含みすべての燃えやすいものを総称している。

3 「火災予防上必要な措置」としては、次に掲げるものが該当する。

(1) 水バケツ、消火器等の準備及びたき火の規模、方法によっては高性能の消火用具を備えること。

(2) たき火による火粉が飛散することを防止する措置として、地面に穴を掘ってその中で燃やすとか、石油空缶等の不燃性容器等を使用すること。

(3) 気象状況、燃焼状態に対応できるよう責任ある監視人をつけること。

(4) 火災とまぎらわしい煙又は炎を発する場合は、条例第 65 条に基づきあらかじめ届け出ること。

(がん具用煙火)

第 35 条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 91 条第 2 号で定める数量の 5 分の 1 以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施した覆いをしなければならない。

本条は、一定の場所でのがん具用煙火の消費の禁止及びがん具用煙火の貯蔵及び取扱いについて定めたものである。

1 第 1 項の「火災予防上支障のある場所」とは、がん具用煙火の種類によっても異なるが、次に掲げる場所をいう。

- (1) 危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガス、その他の可燃物等の近くの場所
- (2) 建物の内部、建物と建物との狭い場所及び家屋の密集した場所
- (3) 強風注意報等が発令されている区域

2 第 2 項は、がん具用煙火の貯蔵及び取扱いについての一般的注意事項を規定したものである。なお、炎、火花又は高温体との接近防止のための措置は、次に掲げるものが該当する。

- (1) がん具用煙火の近くで燃焼器具を使用しないこと。
- (2) 炊事場、風呂場等で使用する熱源が影響する場所から安全な距離をとるか又は区画すること。
- (3) 裸電球の接近を避けること。
- (4) 店頭で陳列する容器には、ふた又はおおいを用い、たばこの吸殻等の火源が入ることを防止すること。

3 第 3 項は、原料をなす火薬又は爆薬の数量が、火薬類の取締関連法令において貯蔵所の規制が行われることとなる数量（火薬又は爆薬の数量の合計が 25 キログラム（クラッカーボールにあっては 5 キログラム））の 5 分の 1 以上当該数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合に限り、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施したおおいをしなければならないこととされたものである。

(化学実験室等)

第 36 条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第 39 条、第 41 条第 1 項第 2 号から第 16 号まで及び第 2 項第 1 号並びに第 43 条第 1 項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における遵守事項について規定したものである。

「化学実験室」とは、学校、研究室、試験室等の化学実験室など小規模の実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。

「火災予防上必要な措置」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 加熱される可燃性の物品を入れる容器は、口の小さいものを選び、火粉の侵入を防止すること。
- 2 熱源と当該容器の間には、目の細かい金網を挿入して火炎の伸長を防止すること。
- 3 化学実験を行う場合、熱源又は加熱される可燃性の物品を入れる容器等の占める面積より十分広い不燃性の台で行うこと。
- 4 取扱位置は、条例第 26 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの例によること。
- 5 加熱の状況によっては、条例第 2 条第 2 項第 5 号の例による措置を行うこと。
- 6 適切な消火の準備を行うこと。
- 7 実験中である旨の表示を掲示すること。
- 8 危険物等を保存する場合は、整理整頓に努め、地震等の際にも落下、破損等しないようにすること。

(作業中の防火管理)

第 37 条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸打作業（以下「溶接作業等」という。）は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。

- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。
- 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 4 令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第 60 条及び第 61 条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

本条は、溶接作業、溶断作業、火花を発生する作業、加熱作業、溶解作業又は鋸打作業を行う場合における安全対策について規定したものである。

- 1 第 1 項は、可燃性の物品の近くで溶接作業、溶断作業、火花を発生する作業、加熱作業、溶解作業又は鋸打作業を行うことを禁止した規定である。
- 2 第 2 項は、自動車の解体作業にあつては特に防火管理の徹底を図る必要があることから、あらかじめ燃料等の可燃性物品を除去し、消火用具を準備してから作業を開始するなど、火災予防上必要な措置の徹底を図るため定められたものである。

なお、燃料タンクの取り外し、燃料の抜き取り等を行う際には、火気管理に特に注意するよう指導の徹底を図ることが必要である。

- 3 第 3 項は、溶接作業等を行う場合の適正な措置について定めたものである。
- 4 第 4 項は、通風又は換気が不十分な場所において、可燃性の蒸気、ガスを発生する作業を行う場合には、十分な換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検等を義務づけたものである。

第 3 項、第 4 項の「火災予防上必要な措置」とは、

- ① 作業開始前の周囲の安全確認
- ② 点火源となるおそれのある原因の排除
- ③ 監視人を置く
- ④ 作業中は関係者以外の者の出入りを禁止

- 5 第 5 項は、当該作業現場における喫煙管理について定めたものである。

「火災予防上安全な場所」とは、

- ① 周囲に可燃物がない場所
- ② 適当な広さを有すること
- ③ 付近で危険作業がおこなわれていないこと

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

本条は、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものである。

- 1 「火災に関する警報」とは、法第22条第3項の規定に基づき、磐田市長が発するものであり、発令基準は次のとおりである。
 - (1) 実効湿度50パーセント以下、最小湿度30パーセント以下が予想されるとき。
 - (2) 実効湿度60パーセント以下、最小湿度が40パーセント以下で、かつ最大風速が7メートル毎秒以上と予想されるとき。
 - (3) 最大風速12メートル毎秒以上が1時間以上続くと予想されるとき。ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある(通報に関しては、その地域を最も代表する条件を提示する。)
- 2 第1号の「火入れ」とは、森林法(昭和26年法律第249号)第21条に基づく火入れをはじめ、原野、堤防等においてある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為のすべてを指すものである。
- 3 第2号の「煙火」には、がん具用煙火も含むものである。
- 4 第3号の「火遊び」とは、火の持つ本来の効用を利用するものではなく、単に好奇心を満足させるため火を使い、又は漫然と退屈しのぎのために火を燃やす行為をいうものである。

第 2 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

(住宅用防災機器)

第 38 条の 2 住宅（法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第 38 条の 4 に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 住宅用防災警報機（令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 住宅用防災報知設備（令第 5 条の 6 第 2 号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第 38 条の 3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第 2 号から第 5 号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第 1(5)項ロに掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。

- (1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。第 4 号及び第 5 号において同じ。）
 - (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から下方に数えた階数が 2 である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
 - (4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端
 - (5) 前 4 号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が 7 平方メートル以上である居室が 5 以上存する階（この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分
 - ア 廊下
 - イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
 - ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端
- 2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井がない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。
- (1) 壁又ははりから 0.6 メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
 - (2) 天井から下方 0.15 メートル以上 0.5 メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- 3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5 メートル以上離れた位置

に設けること。

- 4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災機器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。)第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。)
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。)又は光電式住宅用防災警報器

- 5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

- 6 住宅用防災警報器は、前5項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- (2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。
- (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
- (4) 電源に用いる配線は、電機工作物に係る法令の規定によること。
- (5) 自動試験機能(住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定するものをいう。次号において同じ。)を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
- (6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

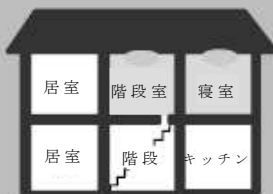
- 1 第1項第1号の「就寝の用に供する居室」とは、住宅の設計上想定された「寝室」のみならず、居住者の生活実態に着目して規定したものであること。例えば、子供が就寝する子供部屋、日中は居間として使用しているが夜間には就寝する部屋は、就寝の用に供する居室に該当すること。
- 2 第1項第2号の「階段の上端」とは、例えば、2階に就寝の用に供する居室がある場合、2階から1階に通ずる階段の2階の踊り場等の部分の天井又は天井に近い壁となること。
- 3 第3項の「換気口等」とは、火災による煙を感知する障害となるような換気口、エアコンの吹出し口その他のこれに類するものをいうこと。
- 4 第6項第2号の「正常に電力が供給されていること」とは、通常の商用電力が供給されていれば足りるものであり、停電時等においてまで電力の供給を求めるものではないこと(非常電源の附置は要しないこと。)
- 5 第6項第3号の「開閉器」に、分電盤にあるアンペアブレーカー、漏電遮断器、配電用遮断器等は、該当しないこと。

住宅用火災警報器を設置する部屋

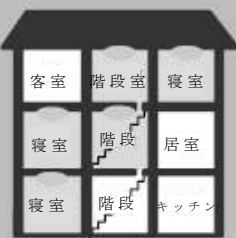
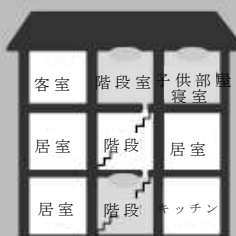
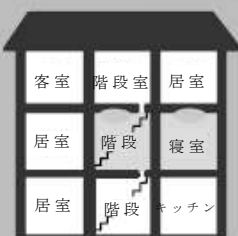
平屋建ての場合



2階建ての場合



3階建ての場合

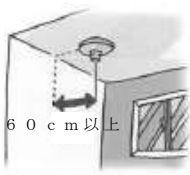


警報器を設置する必要がなかった階で寝室を除く居室（7㎡以上）が5以上ある場合



住宅用火災警報器を設置する位置

○天井の場合



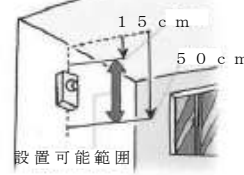
○梁などがある場合の取り付け



○エアコンなどの吹出し口付近の取り付け



○壁へ取付ける場合



(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第 38 条の 4 住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 17 号。以下この章において「感知器等規格省令」という。))第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。)は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

2 感知器は、前条第 2 項及び第 3 項に定める位置に設けること。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器(感知器等規格省令第 2 条第 9 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 17 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。この表において同じ。)
前条第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器(感知器等規格省令第 2 条第 8 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 16 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。)又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 37 条第 4 号から第 6 号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

5 住宅用防災報知設備は、前 4 項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 19 号)第 2 条第 7 号に規定するものをいう。この項において同じ。)は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

(2) 前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に誘導試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

(4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。

ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

- (5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。
- (6) 前条第6号第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、同条同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

1 第5項第1号の「住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所」とは、受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等の居室にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所をいうものである。なお、この場合において、就寝している者に確実に報知できるよう配慮する必要がある。

(設置の免除)

第38条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

- (1) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (2) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (3) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (4) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (5) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (6) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (7) 第38条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(基準の特例)

第 38 条の 6 第 38 条の 2 から第 38 条の 4 までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

- 1 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和 61 年 12 月 5 日付け消防予第 170 号)及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成 7 年 10 月 5 日付け消防予第 220 号)に定める共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備又は共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている住宅については、本条を適用して、住宅用防災警報器等を設置しないことができることとして運用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第 38 条の 7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
 - (2) 市民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進
- 2 市民は、住宅における火災の予防を促進するため、第 38 条の 3 第 1 項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

【概説】

法第9条の4により、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例で定めるよう規定されている。すなわち、指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いは、法第10条により原則として一定の場所において、危険物政令に定める技術上の基準に従って行わなければならないが、同条の規制を受けない指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いについては、条例で定める技術上の基準に従わなければならないこととなる。

本来危険物の危険性はその量の多少を問わず、火災、爆発等の災害発生危険を内在しており、さらに石油類をはじめとする危険物は、我々の日常生活において不可欠の存在となっている。そこで条例では、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を定め、なかでも、少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、その量的な危険性を考慮し、危険物政令で定める技術上の基準におおむね準拠した基準を設け規制している。

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第39条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

本条は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準について定めたものである。したがって、一般家庭で取り扱われている、いわゆる微量の危険物(指定数量の5分の1未満の危険物)についても本条の規制をうけるものである。これは、一般家庭においても燃料、殺虫剤、塗料、化粧品、除草剤等の危険物を使用する機会が多くなり、平常時はもとより、特に地震時におけるこれらの危険物による災害の発生を防止するため、このような規制がなされたものである。

- 1 第1号は、危険物貯蔵取扱場所における火気の使用制限について定めたものである。一般家庭での石油ストーブ、少量危険物施設でのボイラーなど、危険物の取扱場所で火気を使用することは当然ありうることであるが、必要もなく火気を使用すれば危険性が生じるので、「みだりに火気を使用しないこと」としたものである。

「みだりに」とは、必要のないにもかかわらずということである。

- 2 第2号は、危険物貯蔵取扱場所における整理清掃及び不必要な物件の放置の制限について定めたもので、特に少量危険物施設においては、危険物及びその他のものが雑然とした状態であったり、あるいは必要のない物件が放置されていたのでは火災予防上危険であることから、そのような状態の防止を目的としている。

なお、物件の必要性の有無については、少量危険物施設の性格から合理的に判断すべきであり、たとえば、取扱場所においては、原料や製品を置くための台とか作業をするための机等は通常必要であり、こうしたものは整理されていれればさしつかえない。しかし、原料を取り出したあとの空箱など当該取扱場所にとって必要のない物件を置くことは、たとえ整理がなされていても認められないこととなる。

また、指定数量の5分の1未満の危険物貯蔵取扱場所であっても危険物の所在が常に明らかであるように他の物品と区別し、整理清掃につとめることが肝要である。

- 3 第3号の「必要な措置」とは、貯蔵及び取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいうものである。

- 4 第4号は、危険物を収納する場合には、危険物の性質に適応した最も安全性の高い容器を使用し、同時に不完全なものは使用してはならない旨を定めたものである。

「当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がない」とは、一般的に言えば、火災予防上安全であるということの意味している。

- 5 第5号は、危険物を収納した容器の貯蔵又は取扱いの際における粗暴な行為を禁じる旨の規定であり、これらの粗暴な行為に起因する危険物の漏れ、容器の破損又は衝撃による爆発等の事故を未然に防止することを目的としている。

第4号は危険物の収納容器本体についての規定であるが、本号では収納容器の貯蔵又は取扱いの際における行為の制限を規定している。これは、たとえ容器が収納の時点で安全であっても、その後の行為により、容器が危険な状態となるのを防止する趣旨で規定されたものである。

- 6 第6号は、危険物を収納した容器が地震等により転落、転倒した場合に災害が発生することのないように平素における貯蔵の方法について定めたものであり、具体的な貯蔵方法等は、次によること。

- (1) 危険物を戸棚、棚等において貯蔵する場合には、戸棚、棚の本体が地震等により転倒等しないよう建築物の壁体又は床面に直接固定するなど適切な措置を講ずること。

ただし、高さが低く、据付面積の大きな戸棚等で、容易に転倒しないと認められるものは固定しないことができる。

- (2) 戸棚、棚等に貯蔵されている危険物容器は地震等により、転倒等しないよう次に掲げる有効な柵、滑り止めの措置を講ずること。

ア 柵は、金属又は木製の板などを使用するものとし、ビニールコード、カーテンワイヤー等のたるみを生ずる材料を避けること。

イ 滑り止めについては、容器1本ごとにセパレート型のケースに入れる方法、容器を砂箱内に収納する方法等とし、棚等に固定すること。

- (3) 危険物容器の上方からの他の物品の落下による容器の損傷等を防止するため、安全な場所において貯蔵すること。

(指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第 40 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第 47 条までに定める技術上の基準によらなければならない。

本条は、少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、条例第 41 条から第 47 条までの基準によることを定めたものである。

なお、条例第 41 条から第 47 条までの規定は、少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準であるが、当然、指定数量未満の危険物であるため条例第 39 条で定める指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準の適用を受けるものである。

ただし、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の規制については、平成 28 年 2 月 1 日制定の指定数量未満の危険物規制に関する運用基準により取扱いをして差し支えない。

第 41 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること
ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。)別表第 3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。
イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第 39 条の 3 第 2 項から第 6 項までの規定の例による表示をすること。
- (17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ 3 メートル(第 4 類の危険物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合に

っては、4メートル)を超えて積み重ねないこと。

- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識(危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク(以下「移動タンク」という。))にあつては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識)並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
 - (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
 - (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
 - (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
 - (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
 - (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
 - (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。
 - (8) 危険物を取り扱うにあつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。
 - ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験(水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。)を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。
 - イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
 - ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。
 - エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。
 - オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分(溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。)について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。
 - カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

本条は、少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準である。

第1項

1 第1号での、ためます等にたまった危険物の除去については、危険物のみならず、ゴミや砂などの除去についても留意すべきものである。

2 第2号は、危険物又は危険物のくず、かす等の廃棄の場所及び方法についての規定である。たとえば、可燃性の危険物等は、少量ずつ安全な場所で焼却したり、水溶性の塩類又は酸類である危険物は、水で希釈した後処理したり、その他埋没したりして、他に危害を与えないよう危険物の性質に応じて廃棄しなければならない。

「他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法」とは、たとえば危険物等の焼却による周囲への火災危険の発生、黒煙による汚染又は土中に埋没することによる地下水への流入など、他に人的又は物的損害を及ぼさないように処理すべきことをいうものである。

3 第3号に「遮光」を規定したのは、黄りん、エーテル、二硫化炭素、コロジオンその他揮発性の大きい液体等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては適切な遮光を図る必要があるからであり、「換気」を規定したのは、危険な濃度の可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれのある場合は、強制換気を図ることはもちろん、それ以外の場合でも適当な換気を図る必要があるためである。

4 第4号は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、本条第2項第3号で規定されている温度測定装置、同第5号で規定されている圧力計等の計器を監視し、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度及び圧力等を保って貯蔵し、又は取り扱うべき旨の規定である。

「その他の計器」には、液面計、流量計、回転計、電流計等がある。

5 第5号は、危険物の危険性が增大するような危険物の変質、異物の混入自体を防止するため、適当な措置を講ずべきこと、さらにやむを得ず変質したり、異物が混入した場合には、危険性が增大しないよう措置を講ずべきことを定めたものである。

「異物」とは、石、ガラス、薬品及び他の危険物はもちろん、当該危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質を除いたすべての物質である。

「講ずべき措置」としては、危険物の変質、危険物への異物の混入等を防ぐために、危険物を取り扱う場合に必要に応じふた等で覆うなどの措置があり、また、危険物の変質あるいは異物の混入等が生じた場合にも、ただちに危険性が增大しないように措置することが考えられる。

6 第6号では、危険物を取り扱う設備、機械器具、容器等を修理する場合には、とかく残存危険物による災害が起こりがちであることから、これらの修理については、安全な場所で、かつ、危険物を完全に除去した後に行うよう規定している。

残留危険物の除去には大量の注水、スチームの放射等を行うが、第4類の危険物の機器類を修理する場合は、ガス検知器で危険物の有無を確認する配慮が必要である。

7 第7号は、可燃性の蒸気、ガス等の滞留のおそれのある場所での火花を発生する機械器具等の使用制限について定めたものである。

「可燃性の蒸気」とは、液体から気化して気体となったもので、ガソリン等の可燃性液体の蒸気をいい、「可燃性のガス」とは、最初から気体の状態にあるもので、水素、メタン、プロパン等の気体をいう。また、「可燃性の微粉」とは、粉体硫黄や金属粉等が考えられる。

「電線と電気器具とを完全に接続」とは、接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に完全に接続し、接続点に張力が加わらない状態をいう。

「火花を発生する機械器具、工具、履物」には、次に示すものが該当する。

- (1) グラインダー等衝撃により火花を発生するもの
- (2) 電熱器、暖房機器等高温部を有するもの
- (3) 防爆構造の電気機械器具以外のもので、スイッチ、モーター、静電気の発生が顕著

な機器等電氣的火花を發するもの

(4) ハンマー、底に鉄びょうのある靴等衝撃により火花を發するもの

なお、火花を發しない工具として、ゴム製ハンマーや防爆用安全工具（ベリリウム銅合金製）が通常使用されている。

8 第 8 号は、危険物を保護液中に保存する場合の規定で、当該危険物が保護液から露出してしまつては、危険物の安全確保のために用いる保護液の目的が、滅失してしまうことになるので定められたものである。

「保護液」とは、空気に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液であり、たとえば、金属ナトリウムの場合のパラフィン、灯油、軽油あるいは、黄りん、ニトロセルロースの場合の水がこれに該当する。

9 第 9 号は、接触又は混合による発火危険のあるそれぞれの危険物と危険物又は危険物とその他の物品とを同一の場所で貯蔵した場合においては、地震動等による相互の物品の接触混合又は転落による危険物の流出等によって災害が発生することが容易に考えられるので、これらの危険物又は物品は、そのおそれのないよう貯蔵し、又は保管すべきことを定めたものである。

10 第 10 号は、危険物を加熱又は乾燥するときの局部的温度上昇を防止する規定である。たとえば、塗料製造工程において、合成樹脂、顔料等を前練作業中、局部的温度上昇で火災が発生したことがあるが、この種の事故を防止するための規制である。

11 第 11 号は、危険物を容器等に詰め替える場合の規制である。たとえば、シンナー、ガソリン、灯油、軽油等の可燃性液体の詰め替えが、コンロや石油ストーブの近くで行われ、火災が発生する例が多く、この種の事故を防止するためには、火気又は火花の發する機器類のない場所又は不燃材料の塀で区画された場所等防火上安全な場所で行うことが必要である。

12 第 12 号は、吹付塗装作業は、引火点の比較的低い危険物を溶剤として使用するため、その作業場所は可燃性蒸気の濃度が高くなる危険性があるので、防火上有効な隔壁等で区画された安全な場所で行うよう定めたものである。具体的には次のような場所がこれに該当する。

(1) 屋外であつて、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所

(2) 屋内であつて、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周壁の 2 方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所

(3) 屋内であつて、不燃材料又はこれと同等以上の材料の隔壁で区画され、開口部に防火戸が設けられ、かつ、当該区画内に火源となるものが存在しない場所

(4) 屋内であつて、不燃性の塗装ブースを設け、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

13 第 13 号は、焼入れ作業における焼入油の温度管理についての規定である。これは、比較的引火点の高い焼入油であっても、長時間の連続作業等により温度制御が適切に行われない場合には危険な状態になるからである。

危険物が危険な温度に達しないようにする方法としては、焼入油の油槽容量を十分とるか又は循環冷却装置などを設置する等の方法がある。

14 第 14 号では、危険物を使用する染色又は洗浄作業においては、吹付塗装作業と同様可燃性の蒸気が滞留するおそれがあるので換気をよくするとともに、当該作業により生じる廃液についても、容器に収容して貯蔵する等安全に処置するよう規定されている。

15 第 15 号は、バーナーの逆火防止及び燃料危険物の流出防止についての規定である。

逆火防止の方法としては、バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を除去する方法（プレバージ）、バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を

継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法（ポストパージ）等がある。

また、流出防止の方法としては、燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、炎監視装置によりバーナーの不着火時における燃料供給停止装置等による方法がある。

- 16 第 16 号は、危険物の運搬以外に、危険物を収納したり、詰め替えたりする場合の容器についての規定である。なお、危険物の運搬については、法第 16 条において規定されており、指定数量未満の危険物についても適用されるものである。

アの「これと同等以上であると認められる容器」とは、自治大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器と同一の意味である。

- 17 第 17 号は、地震等による転落を防ぐため、危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さについて規定している。なお、「容器の積み重ね高さ」の算定方法は、最下段の容器の底部から最上段の容器の上部までの高さをいうものである。

第 2 項

- 1 第 1 号は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には「少量危険物貯蔵取扱所」と表示した標識並びに危険物の類、品名、最大数量及び「火気厳禁」等防火に関する必要事項を記載した掲示板を設けるよう定めたもので、これらの標識等については、条例規則第 2 条及び第 3 条により、その大きさ及び記載要領が定められている。ただし、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）の標識にあつては、0.3 メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料等で「危」と表示した標識を設け、類、品名、最大数量を記載した掲示板は、タンクに直接記載することとして支障なく、「火気厳禁」等の掲示板は要しない。

これらの標識等は、当該場所における危険物の所在を周知させることにより、防災上の注意を喚起し、また、消火活動における効果を期待するものであるので、掲げる場所については、少量危険物貯蔵取扱所の出入口付近等の見やすい箇所とすること。

- 2 第 2 号は、機械器具等を危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止できる構造とすることにより、危険物の漏れ等による災害を防ぐことを目的としているが、機械器具等の中には危険物の漏れ等を防止できる構造とすることが困難なものもあるので、そのような機械器具等には災害を防止できる附帯設備を設けることとされている。

「危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕をもった容量、強度、性能等を有するものなどが該当し、「附帯設備」としては、オーバーフロー管、戻り管、二重缶、ブース、囲い、受皿、逆止弁、飛散防止用の覆いなどが該当する。なお、自然流下による戻り管の口径は、給油管の口径のおおむね 1.5 倍以上とすることが有効である。

- 3 第 3 号では、危険物を加熱、冷却する設備又は危険物の混合、反応等の取扱いに伴って温度変化が起こる設備には、その温度変化を常に正確に把握し、温度の変化に応じた適切な措置を講じなければ、危険物の噴出、発火、爆発などの災害を起こすおそれがあるので、これらの設備には、温度測定装置を設けることとされている。

「温度測定装置」は、危険物の種類、性状、貯蔵取扱形態、設備の種類及び測定温度範囲等を考慮して選定する必要がある。

- 4 第 4 号では、危険物を加熱し、又は乾燥する設備については、直火を用いると、一般的に温度調整が難しく、加熱が不均一になりやすいことから局部過熱が生じやすく、また、直火そのものが火源となって、引火、発火等の原因となるおそれがあるので、当該設備が防火上安全な場所に設けられているか、又は火災を防止するための附帯設備が設けられている場合を除き直火を使用してはならないとされている。

「直火」には、可燃性液体、可燃性気体等を燃料とする火気、露出したニクロム線を

用いた電熱器等が該当する。直火以外の方法としては、水蒸気、温湯、熱風等がある。

「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場所などが該当する。

「火災を防止するための附帯設備」とは、次のものが該当する。

- (1) 危険物の温度を自動的に当該危険物の引火点以下に制御できる装置又は機構のもの
- (2) 引火、着火を防止できる装置又は機構のもの
- (3) 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構のもの

5 第5号では、危険物を加圧する設備又は取り扱う危険物の反応等により圧力が上昇するおそれのある設備においては、圧力の制御を誤れば危険物の噴出、設備の爆発等による火災等の事故を起こすおそれのあるため、これらの設備には、圧力計及び安全装置を設けることとされている。

「圧力計」は、危険物の種類、性状、貯蔵取扱形態、設備の種類及び取扱圧力の範囲等を考慮して選定する必要がある。

「安全装置」については、次のようなものがある。

- (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- (2) 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
- (3) 警報装置で、安全弁を併用したもの

この場合、いずれの装置を設置するかはその設置対象設備に応じて適切なものを選択する必要がある。また、安全装置は、上昇した圧力を有効に放出することができる能力を備えたものでなければならないが、圧力の放出は必ずしも一個の安全装置に限られているわけではないので、当該設備の規模、取り扱う危険物の性状、反応の程度等を勘案のうえ、上昇する圧力を有効に減圧するのに必要な数の安全装置を設けることができるものである。なお、安全装置の圧力放出口は、可燃性蒸気が噴出するおそれがあるので、通風の良好、かつ、周囲に火気のない安全な場所を選択して設置すべきである。

6 第6号の「熱媒体」とは、熱を伝える媒体のことで、たとえば、暖房用の蒸気の代わりに加熱した液体を循環させる場合があるが、この液体が熱媒体である。この熱媒体に使用される液体が引火性のものである場合には、本号の規定が適用されることとなる。安全装置の「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないよう、当該安全装置から配管等で冷却装置や予備タンクに導くような構造のことである。

7 第7号は、少量危険物施設における電気設備の基準について定めたものである。

危険物を取り扱う施設においては、可燃性蒸気又は可燃性微粉が漏出し、又は滞留するおそれがあるので、このような場所に設ける電気設備については、当該電気設備が災害を発生させる点火源とならないように、防爆構造のものとする配慮が必要である。

「電気工作物に係る法令」とは、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)」をいい、同省令中第68条(粉じんにより絶縁性能等が劣化することによる危険のある場所における施設)、同第69条(可燃性のガス等により爆発する危険のある場所における施設)、及び同第70条(腐食性のガス等により絶縁性能等が劣化することによる危険のある場所における施設)が本号の規定に係る条文である。

- (1) 「粉じんの多い場所」とは、爆燃性粉じん(マグネシウム、アルミニウム、アルミニウムブロンズなど)又は可燃性粉じん(小麦粉、でんぷん、砂糖、合成樹脂、化学薬品、コークス、鉄、銅など)が存在するために、電気工作物が点火源となって爆発

又は火災を生ずるおそれのある場所をいう。

(2) 可燃性のガス等の存在する場所とは、可燃性ガス又は引火点 40 度未満の引火性液体の蒸気が空気中に存在して危険な濃度となる場所又はそのおそれがある場所をいう。なお、引火点が 40 度以上の引火性液体の蒸気でも、それが引火点を越える場所で取り扱われる場合又は引火点を越える状態で漏出するおそれがある場合には、可燃性のガス等の存在する場所として取り扱う。

(3) 危険物等の存在する場所とは、セルロイド、マッチ、石油類その他の燃えやすい危険な物質を製造又は貯蔵する場所であって、ガス又は蒸気が発生しない場所をいう。したがって、ガス蒸気危険場所には該当しないが、万一火災が発生した場合に危険の大きい場所が該当する。

(4) 腐食性のガス等の存在する場所とは、酸類、アルカリ類、塩素酸カリウム、さらし粉、染料若しくは人造肥料の製造工場、銅、亜鉛などの精錬所、電気分解所、電気めっき工場、開放型蓄電池を設置した蓄電池室又はこれらに類する場所をいう。

8 第 8 号では、危険物の流動摩擦等による静電気の蓄積により、火花放電を起こし、可燃性蒸気等への引火を防止するため、静電気除去装置を設けるよう定めている。

「静電気が発生するおそれのある設備」には、混合装置、充填装置、攪拌装置等が該当する。

「静電気を有効に除去する装置」には、種々のものがあるが、静電気を発生しやすい危険物を取り扱う設備を接地（アース）することが最も一般的である。

「静電気による災害が発生するおそれのある危険物」としては、特殊引火物、第 1 石油類、第 2 石油類が考えられる。

9 第 9 号では、危険物を取り扱う配管が、危険物に係る設備、装置等を相互に連結し、安全確保面からも重要なものであるため、その強度、耐薬品性、耐熱性、耐腐食性、設置方法、防食等について規制している。なお、従前危険物を取り扱う配管は金属製のものとされていたが、平成 11 年 10 月 1 日から金属製以外のものの使用も可能になった。

アの「水以外の不燃性の液体」には、水系の不凍液等が該当し、「不燃性の気体」としては、窒素ガスが最も一般的に使用されている。

エの「腐食を防止するための措置」とは、さび止めのための塗装や電氣的腐食のおそれのある場所（直流電気鉄道の軌道又はその変電所からおおむね 1 キロメートルの範囲内にある場所等）における塗覆装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所における塗覆装又はコーティングによる防食措置が該当する。

オの「配管の接合部分（溶接による接合以外の部分）からの危険物の漏えいを点検することができる措置」としては、当該接合部分をふたのあるコンクリート造の箱に収納し、目視による点検ができるような措置等がこれに該当する。

カでは、配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が配管にかからないように保護することとされているが、車の出入りするところでは、車の重量に耐えるコンクリート舗装等で覆うなどの措置が必要である。

なお、強化プラスチック製配管に係る運用基準が示されているので参考とされたい。

危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について

(平成 10 年 3 月 11 日 消防危第 23 号)

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成 10 年政令第 3 号)が平成 10 年 2 月 25 日に、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成 10 年自治省令第 6 号)が平成 10 年 3 月 4 日にそれぞれ公布され、平成 10 年 3 月 16 日より施行されることとされた。

これにより、危険物を取り扱う配管は、金属製以外の配管であっても、所要の性能を有するものであれば使用することができることとされたこと等を踏まえ、今回、政令第9条第1項第21号の危険物を取り扱う配管及び規則第20条第3項の通気管として用いる強化プラスチック製配管に関し、標記の運用基準を下記のとおり定めることとした。

については、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、その運用に遺漏のないようよろしくご指導願いたい。

政令：危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

規則：危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

記

1 強化プラスチック製配管の範囲等

次に掲げる強化プラスチック製配管は、政令第9条第1項第21号イからニまでに規定する危険物を取り扱う配管の強度、耐薬品性、耐熱性及び耐腐食性に係る位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するものであること。

- (1) 強化プラスチック製配管に係る管及び継ぎ手は、日本工業規格 K7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」及び日本工業規格 K7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に定める基準に適合するもので、使用圧力等の使用条件に応じて、適切に選択されるものであること。
- (2) 強化プラスチック製配管は呼び径 100A 以下のものであること。
- (3) 強化プラスチック製配管において取り扱う危険物の種類は、自動車ガソリン（日本工業規格 K2201「自動車ガソリン」に規定するものをいう。）、灯油、軽油又は重油（日本工業規格 K2205「重油」に規定するもののうち一種に限る。）であること。
- (4) 強化プラスチック製配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。ただし、蓋を鋼製、コンクリート製等とした地下ピットに設置することができること。

2 強化プラスチック製配管の接続方法

- (1) 強化プラスチック製配管相互の接続は、日本工業規格 K7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書3「繊維強化プラスチック管継手の接合」に規定する突き合せ接合、重ね合せ接合又はフランジ継手による接合とすること。
- (2) 強化プラスチック製配管と金属製配管との接続は、(3)のフランジ継手による接合とすること。
- (3) 突き合せ接合又は重ね合せ接合は、政令第9条第1項第21号ホ及び規則第20条第3項第2号に規定する「溶接その他危険物の漏えいするおそれがないと認められる方法により接合されたもの」に該当するものであること。一方、フランジ継手による接合は、当該事項に該当しないものであり、接合部分からの危険物の漏えいを点検するため、1(4)のただし書きに規定する地下ピット内に設置する必要があること。
- (4) 地上に露出した金属製配管と地下の強化プラスチック製配管を接続する場合には、金属製配管について地盤面から 65センチメートル以上の根入れ（管長をいう。）をとり、1(4)のただし書きに規定する地下ピット内で強化プラスチック製配管に接続すること。
- (5) 強化プラスチック製配管と他の機器との接続部分において、強化プラスチック製配管の曲げ可とう性が地盤変異等に対して十分な変位追従性を有さない場合には、金属製可とう管を設置し接続すること。
- (6) 強化プラスチック製配管に付属するバルブ、ストレーナー等の重量物は、直接強化プラスチック製配管が支えない構造であること。
- (7) 強化プラスチック製配管の接合は、適切な技能を有する者により施行されるか、又は適切な技

能を有する者の管理下において施工されるものであること。

なお、強化プラスチック製配管の接合に係る技能講習については、社団法人強化プラスチック協会がFRP管継手接合技能講習会を実施する予定であること。

3 強化プラスチック製配管の埋設方法

(1) 強化プラスチック製配管の埋設深さ（地盤面から配管の上面までの深さをいう。）は、次のいずれかによること。

- ① 地盤面を無舗装、砕石敷き又はアスファルト舗装とする場合、60センチメートル以上の埋設深さとする。
- ② 地盤面を厚さ15センチメートル以上の鉄筋コンクリート舗装とする場合、30センチメートル以上の埋設深さとする。

(2) 強化プラスチック製配管の埋設の施工は次によること。

- ① 掘削面に厚さ15センチメートル以上の山砂又は6号砕石等（単粒度砕石6号又は3～20ミリメートルの砕石（砂利を含む。）をいう。以下同じ。）を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固めを行うこと。
- ② 強化プラスチック製配管を並行して設置する際には、相互に10センチメートル以上の間隔を確保すること。
- ③ 強化プラスチック製配管を埋設する際には、応力の集中等を避けるため、以下の点に留意すること。
 - ・枕木等の支持材を用いないこと。
 - ・芯出しに用いた仮設材は、埋戻し前に撤去すること。
 - ・配管がコンクリート構造物等と接触するおそれのある部分は、強化プラスチック製配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護すること。
- ④ 強化プラスチック製配管の上面より5センチメートル以上の厚さを有し、かつ、舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は6号砕石等を用い埋め戻した後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固めを行うこと。

第 42 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ 6 メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1 メートル以上
その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1 メートル以上
	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2 メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

本条は、少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について定めたものである。

第 2 項は、少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準である。

1 第 1 号の「周囲」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために設けた設備等のある場所の外側線の外周部をいい、「空地」とは、この外側線から周囲 1 メートル以上又は 2 メートル以上の幅の空地をいうものである。空地の保有範囲は当然、上部の空間部分にも及ぶものである。

「防火上有効な塀」とは、次によるものとする。

(1) 塀は、不燃材料で造られたものであること。

(2) 塀の高さは 1.5 メートル以上とし、危険物施設の高さが 1.5 メートルを超える場合は、当該施設の高さ以上とすること。

(3) 塀を設ける範囲は、空地を保有できない部分を遮蔽する範囲以上とすること。

(4) 塀は、地震等の災害においても容易に破損、倒壊等しない構造とすること。

「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき」の壁とは、次の条件を満たすものであること。

ア 壁の高さは、地盤面から当該施設が直面する階までの高さとする。なおこの場合、ひさしの軒裏部分は当該壁と同等以上の防火性能を有するものであること。

イ 壁の幅は、空地が保有できない部分を遮蔽する範囲以上とすること。

2 第 2 号では、液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その周囲に液状の危険物の流出を防ぐため囲いを設ける等の措置及び地盤面の浸透防止のためコンクリート舗装等の措置を講じなければならない。また、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けることとしている。これは、屋外において液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備から、危険物が漏えいした場合は、広範囲に流出拡散する可能性が大きいので、こ

れを防止するための措置方法について規定したものである。

「液状の危険物を取り扱う設備」とは、設備の下面全体が地盤面に接しているもの、設備の一部が地盤面に接しているもの及び設備の下面が地盤面から浮いているもののいずれもが含まれるものである。

「直下の地盤面の周囲」とは、液状の危険物を取り扱う設備の直下部のみを意味するものでなく、「周囲」に意味があり、したがって、当該設備の周囲を囲むことが必要である。

「囲い」は、0.15メートル以上の高さが必要である。

「同等以上の効果のある措置」としては、危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける方法、設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法、パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるものなどがある。

「適当な傾斜」は、漏えいした液状の危険物が円滑に流れる程度の傾斜が必要であるが、傾斜が大きすぎると作業性等に悪影響を与え、ひいては、安全上にも影響するので、傾斜については十分配慮することが必要である。

「ためます」とは、漏えいした危険物を集めるためのものであるが、床面にくぼみを造ることにより可燃性蒸気が滞留するおそれもあるので、安全な位置を選んで設置することが必要である。なお、ためますの数は一に限られるものではなく、設備の設置場所の大きさ、設備の配置、作業の実態等に応じて必要な数のためますを設けることができる。また、ためますは、設備に停滞する全危険物に対処するものではなく、作業中に漏えい、飛散した危険物をとりあえず1カ所に集めておくためのものであるので、その目的にあった適当な大きさでよい。

「油分離装置」とは、油と水との比重の差を利用して油水の流れる過程において油と水とを分離するためのもので、流出危険物が直接排水溝に流入して拡散するのを防止するとともに、これによる二次的災害の発生を防止するために設けるものである。

3 第1項及び第2項第3号は、危険物を収納した容器を架台を用いて貯蔵する場合の、架台の構造及び高さを制限した規定である。架台の構造は次によること。

- (1) 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な地盤面に固定すること。
- (2) 架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- (3) 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

なお、貯蔵容器の高さ制限については、消火の困難性等を考慮し、高さ6メートルを超えて容器を貯蔵してはならないこととされている。

第 42 条の 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

本条は、少量危険物を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準である。

- 1 第 1 号は、屋内の壁等の構造について定めたものである。

危険物を取り扱う場所は、その性格上火災の危険が大きいため、火災の際の延焼拡大を防止するため当該場所の壁、柱、床及び天井を不燃材料で造るか、又は覆うことが必要である。
- 2 第 2 号は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に設ける窓及び出入口についても本項第 1 号と同様の趣旨により、防火性能を有する防火戸とすることとしたものである。
- 3 第 3 号では、液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床について、コンクリート舗装等の浸透防止措置を講ずるとともに、適当な傾斜及びためますを設けるよう規定している。

なお、「適当な傾斜」及び「ためます」の詳細については、第 42 条第 2 項第 2 号の解説によらるたい。
- 4 第 4 号では、危険物を収納した容器を貯蔵するための架台について規定している。屋外において架台を用いて危険物を貯蔵する場合には、高さの制限があるが、屋内における場合には制限がない。なお、架台の構造については、第 42 条第 2 項第 3 号の解説によらるたい。
- 5 第 5 号は、危険物取扱作業中における事故を防止するためには、明るく、かつ、換気の十分な場所で行うことが重要な要件であるが、一般的に、建築物内では、採光、換気が不十分になりがちであるため規定されたものである。

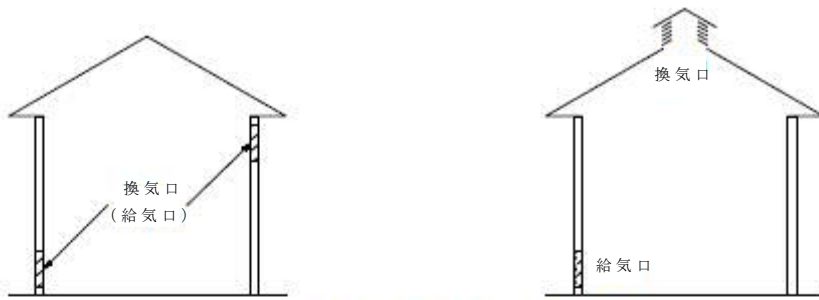
照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されているときは、採光を設けないことができるものである。

換気設備は、次によること。

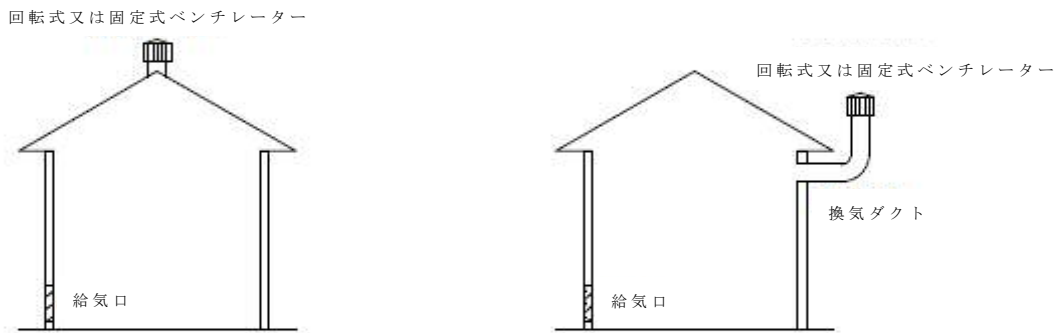
 - (1) 換気設備とは、室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないためのものであり、給気口と換気口を備えたものをいい、次のように区分される。
 - ア 自然換気設備とは、給気口と換気口により構成されたものをいう。
 - イ 強制換気設備とは、給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されたものをいう。
 - ウ 自動強制換気設備とは、給気口と自動強制排風機により構成されたものをいう。
 - (2) 壁、床、天井又は屋根を耐火構造としなければならない部分に給気口及び換気口を設ける場合又は換気ダクトを貫通させる場合には、当該部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。ただし、当該ダクトが 1.5 ミリメートル以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障のない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。
 - (3) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける給気口には、細目の銅網等によ

る引火防止装置を設けること。

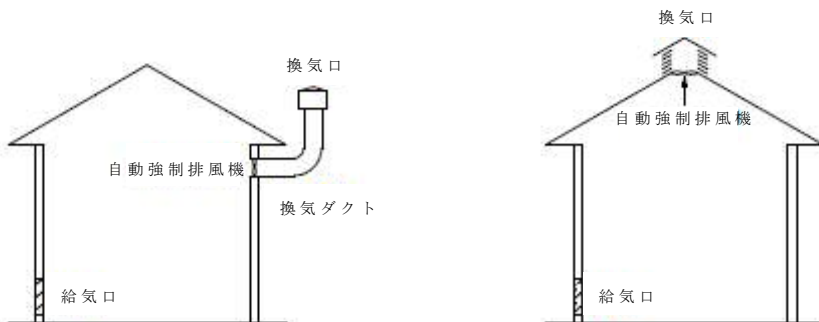
- (4) 本項第 6 号の規定による設備を設置した場合で、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合には、換気設備を省略することができるものであること。



自然換気設備の例



強制換気設備の例



自動強制換気設備の例

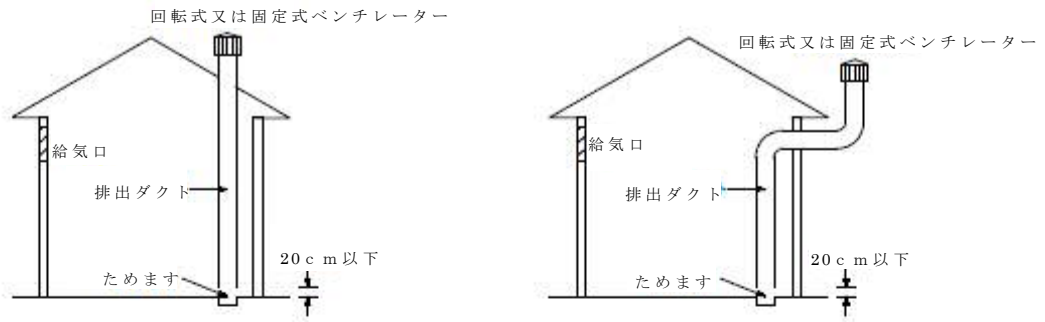
第 13 図 換気設備の設置例

- 6 第 6 号においては、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、本項第 5 号の規定により換気設備を設けなければならないが、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合には、小さな火源でも着火し、場合によっては爆発を生じることもあるので、可燃性蒸気等を屋外の高所に強制的に排出する設備（以下「可燃性蒸気等排出設備」という。）を設けることを規定している。この場合、蒸気等を排出する場所については、火気使用設備の有無等についても十分考慮しなければならない。

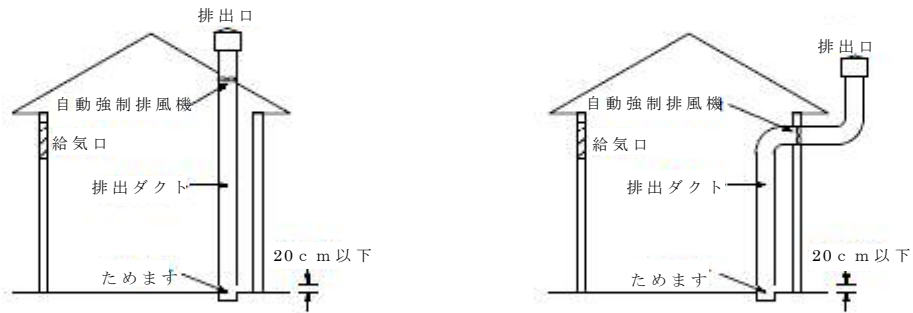
「可燃性の蒸気」とは、引火点が40度未満の危険物又は引火点以上の温度状態にある危険物の蒸気をいい、「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の粉じん、集積した状態において着火したとき爆発するおそれがあるものをいう。

可燃性蒸気等排出設備は、次によること。

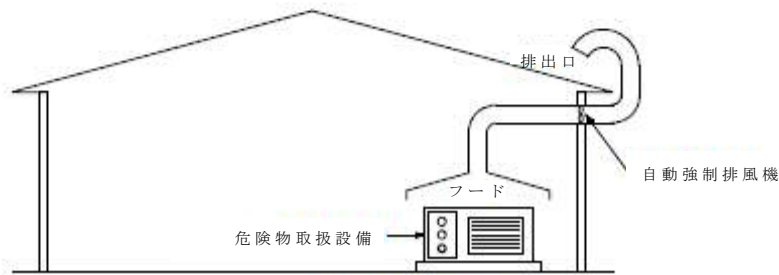
- (1) 可燃性蒸気等排出設備とは、自動排風機又は回転式ベンチレーター等により、強制的に可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備をいうものであり、次のように区分される。
 - ア 自動強制排出設備とは、自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成されたものをいう。
 - イ 強制排出設備とは、回転式又は固定式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されたものをいう。
- (2) 可燃性蒸気等排出設備の能力に応じた給気口を設けること。なお、当該給気口は、室内の空気を有効に置換できる位置に設けるとともに、細目の銅網等による引火防止装置を設けること。
- (3) 壁、床、天井又は屋根を耐火構造としなければならない部分に給気口を設ける場合又は排出ダクトを貫通させる場合には、当該部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。ただし、当該ダクトが1.5ミリメートル以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障のない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。
- (4) 可燃性蒸気等排出設備の排出ダクトは専用とし、その材質は不燃材料とすること。
- (5) 排出ダクトの下端は、ためますの上部で、かつ、床面から20センチメートル以下とすること。ただし、危険物を大気にさらす状態を取り扱う設備にあっては、当該設備から放出される可燃性の蒸気又は微粉を有効に排出できるように設けること。
- (6) 可燃性蒸気等排出設備の排出口の位置は、地上2メートル以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1メートル以上離れている場所であること。



強制排出設備の例



自動強制排出設備の例



第 14 図 可燃性蒸気等排出設備の設置例

引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵する場合、回転式ベンチレーター又は自動強制排風機とするよう指導すること。

第 43 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板 厚
40 リットル以下	1.0 ミリメートル以上
40 リットルを超え 100 リットル以下	1.2 ミリメートル以上
100 リットルを超え 250 リットル以下	1.6 ミリメートル以上
250 リットルを超え 500 リットル以下	2.0 ミリメートル以上
500 リットルを超え 1,000 リットル以下	2.3 ミリメートル以上
1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下	2.6 ミリメートル以上
2,000 リットルを超えるもの	3.2 ミリメートル以上

(2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

(4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

(5) 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

(6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

(8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

(9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。

(10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

(11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）の技術上の基準である。

第 2 項各号については次のとおりである。

1 1 号では、タンクを作製する場合の材料及び水張試験等について規定されている。

タンクは、容量（タンクの内容積の 90 パーセントの量をいう。）に応じた厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンク以外の

タンクは水張試験において、圧力タンクは最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであることが必要で、これらは、タンクの水圧試験又は水張試験に合格した旨のタンク検査済証又はタンクに貼付されたプレートにより確認をすることができる。

なお、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、タンク容量に応じた板厚及び水張試験等の規定については適用しないこととしている。

- 2 第 2 号は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクが地震等により転倒した場合には、危険物が広範囲に流出拡散する可能性が大きいので、これを防止することが目的で定められたものである。

転倒防止措置としては、鉄筋コンクリート等の堅固な基礎にアンカーボルト、締付バンド等で固定することが考えられる。

タンクを架台に設ける場合は、当該架台を不燃材料で造り、高さは地盤面又は床面から 3 メートル以下とし、架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震等の荷重によって生ずる応力に対して安全な構造とすることが必要である。

- 3 第 3 号は、鋼板等さびやすい材料でタンクを造った場合、鋼板等の宿命である腐食に対処するための措置について定めたものである。

「さび止めのための措置」としては、タンクの外面塗装があり、その付加的意義としては、景観との調和、日照の影響の緩和等がある。一般的に用いられる塗料としては、フタル酸樹脂塗料・塩化ゴム塗料・エポキシ塗料・亜鉛末塗料等がある。

- 4 第 4 号は、タンク内の圧力を適正に保つことによりタンクの安全を確保するとともに、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における作業上の安全性を確保することを目的として接地する安全装置及び通気管等について定めたものである。

圧力タンク以外のタンクでは、危険物の出し入れの際及び日照等を受けた際、内圧の変動を生じることがあり、そのために圧力調整の確実な通気管を設けることとされており、その基準は次のとおりである。

- (1) 直径は、20 ミリメートル以上（タンクの容量が 2,000 リットル以上のタンクに設ける場合にあつては、30 ミリメートル以上）とすること。
- (2) 先端は、水平より下に 45 度以上曲げ、雨水の浸入を防ぐ構造とすること。
- (3) 先端は、火災予防上安全な高所とすること。ただし、屋内に設けるタンクのうち引火点が 100 度以上の危険物のみを 100 度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、先端を室内とすることができる。
- (4) 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。

圧力タンクに設ける「有効な安全装置」とは、条例第 41 条第 2 項第 5 号の安全装置の例によること。

- 5 第 5 号は、引火点が 40 度未満の危険物のタンクに設ける通気管等の引火防止措置についての規定である。一般的には、通気管又は通気口の先端に 40 メッシュ程度の銅又はステンレスの網を張ったものが用いられている。また、銅網等の設置部分は、維持管理上取りはずしが容易にできる構造とする必要がある。

- 6 第 6 号は、計量装置についての規定である。計量装置には、フロート式液面計、エアーパージ式液面計、電気式計量装置等があるが、必ずしもタンクから離れた場所で液量を覚知できるものである必要はない。

なお、タンクの外部にガラス管を用いるもの（連通管式）は原則として使用することができないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置（ボール入自動停止弁等）を設けた場合は、その使用を認めて差し支えない。

- 7 第7号の「火災予防上支障のない場所」とは、危険物の性質、周囲の状況等を勘案のうえ、客観的に判断すべきであり、具体的には次のような場所がある。
- (1) 通風のよい屋外。ただし、やむを得ず屋内に設ける場合は、火気使用場所と防火上有効に遮蔽された位置
- (2) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた位置
- なお、注入口に設ける弁又はふたは、危険物及び可燃性蒸気の漏えい、異物の混入を防止するためのものである。
- 8 第8号の「タンク直近に設ける弁」とは、一般に用いられる金属製のバルブ、コック等をいうものであり、作業員が容易に近づくことができ、かつ、開閉しやすい位置に設けられていなければならない。
- 9 第9号の「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置」とは、金属製の可とう管継手を使用し緩衝性をもたせる方法又は配管自体を屈曲させる方法がある。
- 10 第10号は、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの周囲に設ける流出防止措置（以下「防油堤」という。）について定めたものである。
- 屋外のタンクに設ける防油堤は、次によること。
- (1) 防油堤の容量は、当該防油堤内に設けるタンクの容量以上とし、二以上のタンクを設ける場合は、当該タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量以上とすること。
- (2) 防油堤は、鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリートブロック造又は鋼板製とし、かつ、その中に収納された危険物が当該防油堤の外に流出しない構造とすること。
- ア 防油堤を鉄筋コンクリート造とする場合は、次によること。
- (ア) 防油堤の高さは0.3メートル以上、厚さは0.1メートル以上とし、タンクの側板から0.5メートル以上離れていること。
- (イ) 防油堤には、その内部の滞水を外部に排水するため床面には適当な傾斜をつけ、かつ、水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等を防油堤の外部に設けること。
- (ウ) 鉄筋の直径は、9ミリメートル以上とすること。
- (エ) 鉄筋は、30センチメートル未満の間隔で配筋すること。
- イ 防油堤を鉄筋コンクリートブロック造とする場合には、前記アの基準の例によるほか、次によること。
- (ア) 鉄筋は、コンクリートブロックの目地部分に配筋し、縦筋は、ベース部分より立ちあげるものとする。また、角の部分においては、横筋を切断することなく連続して配置すること。
- (イ) コンクリートブロックの空洞部分には、コンクリートを充填すること。
- (ウ) コンクリートブロックの表面には、防水モルタル等で被覆すること。
- ウ 防油堤を鋼板製とする場合には、前記ア(イ)の基準の例によるほか、次によること。
- (ア) 防油堤の高さは0.3メートル以上とし、タンクの側板から0.5メートル以上離れていること。
- (イ) 板厚は、3.2ミリメートル以上とすること。
- (ウ) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。
- (エ) 地震等により容易に移動、転倒又は落下しないように設けること。
- (オ) タンクとの接合は、ボルト等により強固にすること。
- (カ) 屋外に設置するもので、防油堤の底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

屋内のタンク（タンクを専用室に設ける場合を除く。）の周囲に設ける防油堤は、次によること。ただし、危険物の流出防止にこれと同等以上の効果のある溝等を設けた場合には、防油堤を設けないことができる。

- (1) 防油堤の高さは 0.3 メートル以上、厚さは 0.1 メートル以上とすること。
- (2) 防油堤の床面には適当な傾斜をつけ、かつ、油抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等を防油堤の外部に設けること。
- (3) 屋外に設ける防油堤の基準(1)及び(2)（ア(ア)及び(イ)を除く。）を準用する。

タンクを専用室に設置する場合は、次によること。

- (1) タンク専用室の出入口のしきいを、貯蔵する危険物の全容量を収容することができる高さ以上とすること。
- (2) タンク専用室の床、周囲の壁及びしきい等がコンクリート、モルタル等で造られ、又は覆われていること。

11 第 11 号は、タンク底板の外面の腐食防止措置について定めたものである。

タンクの底板を地盤面に接して設ける場合、当該底板の外面は腐食が生じやすい環境でありながら、適切な施工が非常に困難であり、また随時補修を行うこともできないので塗装による腐食措置だけでは不十分であるので規定されたものである。

「腐食を防止するための措置」とは、アスファルトサンド、アスファルトモルタルの敷設や底板外面へのコールタールエナメル塗装等の方法があるが、単なるさび止め塗装はこれに該当するものではない。

第 44 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第 2 項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第 4 類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。

(2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

(3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。

(4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。

(6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。

(7) タンクの周囲に 2 箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

本条は、少量危険物を地下タンクで貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準である。なお、タンクの材料、板厚、埋設方法等以外の項目については、条例第 43 条第 2 項のタンクの基準の例によることとされている。

また、複数の地下タンクがタンク室、基礎又はふたを共有して設けられている場合は、タンクの容量の合計が少量危険物に該当するときは、一の少量危険物貯蔵取扱所として、指定数量以上となるときには、一の地下タンク貯蔵所として、それぞれ規制を受けるものである。

第 2 項各号については次のとおりである。

1 第 1 号では、地下タンクの埋設の方法を規定している。

「コンクリート造等のタンク室」とは、厚さ 20 センチメートル以上のコンクリート造又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート造とし、雨水や地下水が浸入しないようにしなければならない。また、タンク室には、タンクを空気から遮断して腐食を防止するため、危険物の蒸気の滞留を防止するため及び地震等の場合タンクの動揺を防ぐために、乾燥砂又は人工軽量骨材を充填する必要がある。

「危険物の漏れを防止することのできる構造」とは、地下タンクを適当な防水の措置を講じたコンクリート又は鉄筋コンクリートで被覆をする場合をいい、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）第 24 条の 2 の 5 の規定に準じた構造とすること。

第4類の危険物を、エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂等により防食措置を施したタンク又はガラス繊維強化プラスチック（FRP）で造られたタンクで貯蔵し、又は取り扱う場合にはタンク室を設ける必要はないこととしている。

- 2 第2号の「直接荷重がかからないように」とは、鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等によりふたを支えるものであるが、支柱及びふたはその上を通過する自動車等の荷重に十分耐えるものでなければならない。
- 3 第3号の「堅固な基礎の上に固定」とは、タンクを直接基礎に固定するのではなく、締付バンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。この場合、締付バンド及びアンカーボルト等についてもさび止め塗装が必要である。
- 4 第4号は、地下タンクの材質及び板厚等の規定である。

タンクは、その容量にかかわらず3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくは、ガラス繊維強化プラスチックで造ることとされている。また、条例第43条第2項に規定するタンクと異なり、圧力タンク以外のタンクにあっては70キロパスカルで、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力でそれぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであることが必要である。なお、本条及び条例第45条第2項においていう「圧力タンク」とは、最大常用圧力が70/1.5（＝46.7）キロパスカル以上のものをいう。

「厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板と同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで造られたタンク」とは、次のものであること。

(1) ガラス繊維強化プラスチックの材質等

- ア 樹脂は、JIS K6919「強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に規定する耐薬品M形樹脂（UP-CM）又はこれと同等以上の性能（耐薬品及び機械的強度）を有する樹脂とし、充填材、着色材を使用していないものであること。
- イ ガラス繊維は、無アルカリ性のものとし、その量はガラス繊維強化プラスチック重量の25パーセント以上であること。
- ウ ガラス繊維強化プラスチックは、次表に掲げる性能を有するものであること。

項 目	性 能
引張強さ	6.0キログラム毎平方ミリメートル以上
曲げ強さ	12.5キログラム毎平方ミリメートル以上
空洞率	5.0パーセント以上
曲げ弾性率	600.0キログラム毎平方ミリメートル以上
バーコール硬度	40以上

(2) ガラス繊維強化プラスチックタンクの構造等

- ア タンクは、その容量に応じ、次表に掲げる板厚を有し、厚さ及び機械的強度が均一なものであること。

タンクの容量	必要板厚
500リットル未満	3.2ミリメートル以上
500リットル以上2,000リットル未満	4.5ミリメートル以上
2,000リットル以上3,000リットル未満	6.0ミリメートル以上

- イ タンクのマンホール（ふたを含む。以下同じ。）は、タンク本体と同等以上の強度を有するものであること。
- ウ 配管呼出口（配管を接続するために、タンクに設けるもの。）は、タンクの材質と同等以上のものとし、かつ、タンクの頂部に設けられていること。

エ 静電気が発生するおそれのある危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクには、タンクの底板付近に達する注入管が設けられていること。

オ タンクには、危険物を加熱するための設備が設けられていないこと。

(3) 配管

ア 配管は、金属製のものであること。

イ 配管は、呼出口に長さ 0.2 メートル以上の伸縮管継手を介して接続されていること。ただし、呼出口とタンク本体又はマンホールとの接合部に十分な強度を有する補強をしてある場合は、この限りでない。

- 5 第 5 号の「危険物の量を自動的に表示する装置」としては、フロート式（フロートと重りをワイヤーによりバランスをとり液位を測定し、タンク上部に設けた指示計により液位を表示するもの）がある。

「計量口」とは、計量棒（検尺棒）によって計量する場合に計量棒を挿入するための口をいい、「損傷を防止するための措置」とは、具体的には、計量棒が当たる部分のタンク底部に、タンク本体と同じ材質で厚さ 3.2 ミリメートル以上直径 100 ミリメートル以上の保護板を全周溶接することをいうものであること。

また、タンクの注入口付近において、当該タンクの危険物の量を確認することが困難なものにあつては、注入口付近に当該タンクの危険物の量を容易に表示することができる装置を設けるように指導すること。

- 6 第 6 号は、配管の取付部についての規定である。地下タンクからの危険物の漏えいは発見し難く、また、タンク底部は微小ではあるが、常時水頭圧を受けており、この部分で配管を結合することは、漏えい防止上適当でないので、当該タンクに取り付けられる配管はすべてタンクの頂部に取り付けることが必要で、ドレーンパイプなどもタンク底部に取り付けることはできない。

なお、静電気による災害が発生するおそれのある危険物を貯蔵するタンクに設ける注入管は、タンク底部付近まで到達する長さのものを設けるように指導すること。

- 7 第 7 号の「液体の危険物の漏れを検査するための管」とは、漏えい検査管又は漏えい検知管と呼ばれており、タンク又はタンクに接続する配管等からの危険物の漏えいの有無を調べるためのもので、その材質、構造等については次によること。

(1) 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。

(2) 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。

(3) 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。

(4) 上端部は、水の浸入しない構造とし、かつ、ふたは、点検等の際容易に開放できるものとする。

なお、2 以上の地下タンクを 1 メートル以下に接近して設置する場合には、漏えい検査管を共用してさしつかえないものであること。

- 第 45 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第 43 条第 1 項の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
 - (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が 40 度以上の第 4 類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
 - (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
 - (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に付けること。
- 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第 43 条第 2 項第 3 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
 - (2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
 - (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
 - (4) 常用圧力が 20 キロパスカル以下のタンクにあっては 20 キロパスカルを超え 24 キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 20 キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
 - (5) タンクは、その内部に 4,000 リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
 - (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第 4 号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものにあつては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
 - (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
 - (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
 - (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
 - (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
 - (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク、いわゆる「ミニローリー」の技術上の基準である。

なお、さび止めの措置についての規定は、条例第43条第2項第3号の規定の例によることとされている。

第1項各号については、次のとおりである。

- 1 第1号は、移動タンクから他のタンクに液体の危険物を注入する場合の注入方法等についての規定である。注入ノズルのうち「手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたもの」が除外されているのは、注入ノズルの手動開閉装置を開放状態に固定し、危険物を連続的に吐出することによる過剰注入を防止することを目的としているからである。また、緊結金具等は、引きずり、落下させる等の粗暴な使い方が行われた場合においても、当該金具が火花を発生し発火源となることがないように真ちゅう等火花の発生がたい材料で造ることが必要である。
- 2 第2号は、移動タンクから容器への詰め替えについての規定である。これについては、灯油等引火点が40度以上の第4類の危険物を、先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により容器に注入する場合以外行ってはならない。また「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、毎分60リットル以下の速度とすること。
- 3 第3号は、移動タンクにおいて危険物を出し入れする際の静電気による事故防止のための規定である。ここでいう「静電気による災害が発生するおそれのある液体」とは、第4類の危険物のうち特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいうものである。
また「有効に接地する」とは、先端にクリップを設けたビニル被覆導線等を用い、移動タンクのタンク本体を接地電極（地中から立上る配管等でもよい）に接続することをいう。
- 4 第4号は、静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに上部から注入する場合の方法について定めたもので、その方法とは、注入管を用い液体の攪拌及び危険物ミストの発生を抑え、注入管の先端をタンク底部に着けて注入することである。第2項各号については、次のとおりである。
 - 1 第1号は、移動タンクの常置場所（常時置く場所をいう。）に関する規定であるが、その位置については、条例第42条第2項第1号に定める空地の規制は適用されない。
「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講ずることが可能で、火気使用設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所である。
 - 2 第2号は、タンクの材質及び水圧試験について定めたもので、FRPを用いることはできないが、その他については地下タンクと同様である。
 - 3 第3号は、タンクと車両との固定の方法についての規定で、Uボルトの他に緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。
「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつてはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものである。
 - 4 第4号の「安全装置」は、直射日光等によるタンクの内圧の上昇防止又は危険物の吐出作業時における大気圧との均衡保持のため設けるもので、その作動圧力は、移動タンクの常用圧力に応じたものを選定しなければならない。
 - 5 第5号では、移動タンクの事故による被害を最小限にとどめるため、4,000リットル以下ごとに間仕切を設けるよう規定されている。間仕切板の材質や板厚はタンク本体の材質や板厚と同様でなければならない。
 - 6 第6号では、本条第5号により仕切られた部分ごとに、マンホール及び本条第4号に規定する安全装置を、また、仕切られた部分の容量が2,000リットル以上の場合は、厚さ

1.6 ミリメートル以上の鋼板で造った防波板を設けるよう定められている。

「防波板」は、走行中の移動タンクにおける危険物の動揺を減少させ、走行中の車両の安定性を確保するために設けるものであり、危険物規則第24条の2の9の規定の例により設けるよう指導すること。

- 7 第7号は、マンホール及び注入口のふたの材質及び板厚についての規定である。これは、移動タンクが転倒等し、マンホールや注入口のふたに荷重がかかることがあっても、これらが容易に破損しないようにするためのものである。なお、マンホール又は注入口のふたは、タンク本体と同様な材質で造ることとされている。
- 8 第8号の「防護柵」は、マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がタンクの上部に設けられている移動タンクが転倒した場合においても、当該附属装置が損傷を受けないように設けるものである。なお、その留意点は次のとおりである。
 - (1) 防護柵の高さは、附属装置の高さ以上であること。
 - (2) 防護柵は、厚さ2.3ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する型钢で造ること。
 - (3) 防護柵は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。
- 9 第9号の「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、必ずしもレバー操作によるものである必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作が可能なものでなければならない。また、「緊急閉鎖弁」等の文字及び操作方法を見やすい位置に表示しなければならない。
- 10 第10号は、配管の先端部に弁を設ける規定であるが、これは、配管から危険物が漏えいした場合又は配管内に危険物が残留した場合などにおいては、当該配管を通じて危険物が流出するおそれがあるので、それを防止することが目的である。
- 11 第11号の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、危険物を常温で貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあっては、タンク内部及び当該危険物の引火点が40度未満の場合は防護柵内及びポンプ設備が収納されている場所等で密閉された部分が該当する。また、「可燃性蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

第 46 条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 第 1 類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。

(2) 第 2 類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。

(3) 自然発火性物品（第 3 類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第 1 条の 5 第 2 項の自然発火性試験において同条第 3 項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第 3 類の危険物のうち同令第 1 条の 5 第 5 項の水との反応性試験において同条第 6 項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。

(4) 第 4 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(5) 第 5 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

(6) 第 6 類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

本条は、危険物の貯蔵又は取扱いの形態等によらず、危険物の有する危険性の内容に着目して、法別表に掲げられた危険物の類別ごとの貯蔵又は取扱時における保安上の基本的事項を規定したものである。

1 第 1 項は、法別表に掲げられた危険物の類別分類に従い、それぞれの類について共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準を示したものである。しかしながら、本項において規定されている基準は、類別ごとの共通的な事項だけであり、個々の危険物についてみれば、類が同じであってもそれぞれ固有の危険性も有しており、またその程度も異なるので、危険物の貯蔵及び取扱いにあたっては本項に規定されている共通事項のほか、個々の危険物が有する危険性に対応した貯蔵及び取扱いが必要であることはいうまでもない。

(1) 第 1 号は、第 1 類危険物の貯蔵及び取扱いの基準である。

第 1 類危険物は酸化性固体であり、その性質は、一般的には不燃性物質であるが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、過熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。したがって、その貯蔵及び取扱いに当たっては、分解を起こす条件を与えないように①過熱、衝撃、摩擦を避けること②分解を促進する薬品類との接触を避けること③周囲に可燃物を置かないこと④水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含有するものにあつては、水との接触を避けること等に注意する必要がある。

(2) 第2号は、第2類危険物の貯蔵及び取扱いの基準である。

第2類危険物は比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体で、しかも燃焼が速く、有毒なもの、あるいは燃焼の際有毒ガスを発生するものがある。したがって、その火災予防は①酸化剤との接触を避けること②炎、火花又は高温体との接近若しくは、過熱を避けること③鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含むものにあつては、水又は酸との接触を避けること④引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させてはならないこと等がある。

(3) 第3号は、第3類危険物の貯蔵及び取扱いの基準である。

第3類危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、黄りんのように自然発火性（空気中での発火の危険性）のみを有している物品、あるいはリチウムのように禁水性（水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性）のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は、自然発火性及び禁水性の両方を有している。したがって、その火災予防は①自然発火性物質は、空気との接触を避けること②自然発火性物質は、炎、火花、高温体との接触又は過熱を避けること③禁水性物質は、水との接触を避けること④保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにすること等がある。

(4) 第4号は、第4類危険物の貯蔵及び取扱いの基準である。

第4類危険物は、引火性液体で、液体の表面から発生した蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類危険物にあつては常に引火危険性が存在することになる。また、第4類危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険性がある。したがって、その火災予防は①炎、火花、高温体との接触又は過熱を避けること②みだりに蒸気を発生させないこと。また、蒸気が発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出するか、又は十分な通風を行うこと等がある。

(5) 第5号は、第5類危険物の貯蔵及び取扱いの基準である。

第5類危険物は、自己反応性物質で、爆発又は激しい加熱分解による多量の発熱の危険性がある。過熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は爆発的なものが多く、また爆発的でなくても激しい燃焼状況を呈するため消火が困難となる場合が多い。したがって、その火災予防は①炎、火花、高温体との接触を避けること②過熱、衝撃、摩擦を避けること③分解しやすいものは特に室温、湿気、通風に注意すること等がある。

(6) 第6号は、第6類危険物の貯蔵及び取扱いの基準である。

第6類危険物は、酸化性の液体で、自らは不燃性であるが可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。したがって、その火災予防は①可燃物との接触や混合を避けること②分解を促す薬品類との接近を避けること③過熱を避けること等がある。

2 第2項

第1項は、危険物の持つ危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則によることが通常ではない場合にあつては、この基準によらないことができることとなっている。しかしながら、この場合は原則に適合しない状況において、危険物の貯蔵又は取扱いを行うのであるから、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわ

ち、原則規定から外れた貯蔵又は取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

たとえば、第3類危険物の炭化カルシウムは通常、貯蔵取扱いにおいて、水との接触を避けなければならないが、アセチレンガスを発生させるときは水と接触させる。この場合、アセチレンガスは危険であるから、災害を防止するため、十分な措置をとらなければならない。

また、第4類の危険物は、炎、火花との接近を避けなければならないが、ボイラー等の燃焼設備では、完全燃焼させるため、危険物をバーナー等で噴霧状にして、炎に向かって放射する。この場合、燃焼設備及び附属の設備は災害防止上安全なものでなければならない。

第47条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第41条から第45条までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備に係る基準維持規定である。これは、少量危険物施設における事故が設備の維持管理面に起因するものが非常に多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を、条例第41条から第45条までの技術基準に適合するように、点検、補修等を行う必要がある。

なお、この場合、法で定められた点検記録の保存等許可施設と同様の措置までをとる必要はない。

第48条 第39条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

本条は、動植物油類についての適用除外規定である。

消防法令により動植物油類については、一定の条件のもとで貯蔵されているものは、数量の如何にかかわらず危険物から除外（法別表第一備考第17号）され、可燃性液体類とされている（条例別表第3備考第8号）。したがって、当該一定の条件により貯蔵されていない、10,000リットル未満の動植物油類については、本来ならば、指定数量未満の危険物として条例第39条から第47条までの規定の適用があるはずであるが、本条では、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図るためにこれらの規定の適用除外を定めている。

なお、当該動植物油類の貯蔵及び取扱いの基準については、指定可燃物の規制に合わせて条例第50条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準）において基準が定められている。

(品名又は指定数量を異にする危険物)

第 49 条 品名又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

本条は、品名又は指定数量の異なる 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の危険物の数量と本節の規制の限度となる指定数量の 5 分の 1 の量との関係を規定したものである。1 種類の危険物の貯蔵又は取扱数量が指定数量の 5 分の 1 未満であっても、貯蔵取扱いに係る危険物の種類ごとの数量をそれぞれの指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 以上となる場合は、指定数量の 5 分の 1 以上の危険物を貯蔵し、取り扱っているものとみなされ、少量危険物の規定が適用される。

「同一の場所」とは、原則として同一の敷地、同一の建物若しくは耐火構造等の壁で区画された室又はタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱われる場合である。

「品名又は指定数量を異にする」危険物とは、法別表に掲げる品名だけではなく、同じ品名であっても指定数量を異にする危険物があることからこのようにされたものである

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

【概説】

本節は、法第9条の4の規定に基づき、わら製品、木毛その他の物品で、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となる物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を定めたもので、その適用範囲は、条例別表第3の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）及び少量危険物のうち動植物油類に限られている。なお、危険物政令別表第4の指定可燃物と条例別表第3の指定可燃物との相違は、前者は消防用設備等の設置基準として規定され、後者は、火災の発生防止と拡大防止とを確保しなければ危険な結果をもたらすことが予想される特殊な消防対象物としてその貯蔵及び取扱いの方法等必要な事項を規制したものである。

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第50条 別表第3の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること

ア 可燃性固体類（別表第3備考第6号エに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等（別表第3備考第6号エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の規準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第3

に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に於て、次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類に於ては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第3で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内に於ては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第39条から第47条まで(第41条第1項第16号及び第17号、第42条第2項第1号並びに第46条を除く。)の規定を準用する。

本条は、条例別表第3で定める数量以上の指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類並びに少量危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について定めたものであり、当該数量未満のものについては規制対象から除かれている。

1 第1項は、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準について規定したものである。

(1) 第1号は、可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を定めたものであるが、その運用は、条例第41条第1項第16号の例によること。

「同一の意味を有する他の表示」には、たとえば「火気使用禁止」、「火気注意」等が考えられる。

「表示」には、文字の大きさ、色等の規定はなく、読みやすい文字とし、容器に直接書き込んだり、記載した紙等を貼り付ける方法などがある。

(2) 第2号は、可燃性液体類等を収納した容器を貯蔵する場合の積み重ね高さの制限を規定したものであるが、その運用は条例第41条第1項第17号の例によること。

2 第2項は可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準について規定したものである。

(1) 第1号は、可燃性液体類等を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の周囲の空地について定めたものである。

「周囲」、「空地」、「防火上有効な塀」については、条例第42条第2項第1号の例によること。

(2) 第2号は条例別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、その数量に応じた延焼防止を考慮して、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内で行うよう規制している。

ただし書の規定は、前記の室内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合についての救済規定である。すなわち、周囲に幅1メートル以上(可燃性固体類等の数量の

倍数が 200 倍以上の場合は、3メートル以上)の空地进行を保有するか、又は防火上有効な隔壁によって、延焼防止の措置を図っている場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造らなくても不燃材料で覆うことにより、可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱って差し支えないとしたものである。

「防火上有効な隔壁」とは、当該場所と他の場所との間に小屋裏まで達する防火構造で造った壁を設け、当該壁には随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けた出入口（作業工程上必要なものに限る。）以外の開口部を設けないものであること。

(3) 第 3 項は、条例第 39 条から第 47 条までを準用する規定である。

可燃性固体類、可燃性液体類は倍数と容器の種類による
(カッコ内はタンク又は金属製容器以外の場合)

倍 数	空 地
1 以上 20 未 満	1m (1m)
20 以上 200 未 満	2m (3m)
200 以上	3m (5m)

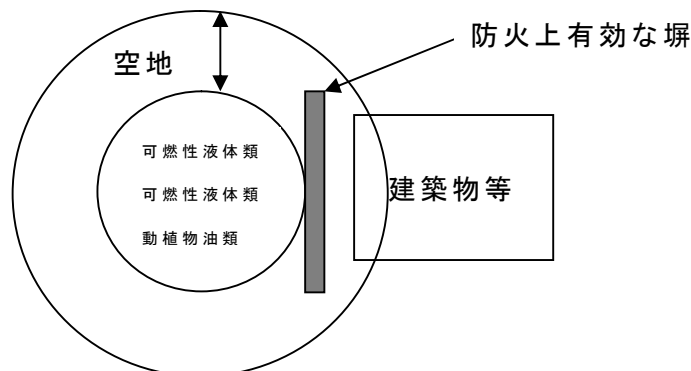
動植物油類

1/5 以上 1 未 満	1m
--------------	----

※ただし、防火上有効な塀を設けた場合はこの限りでない

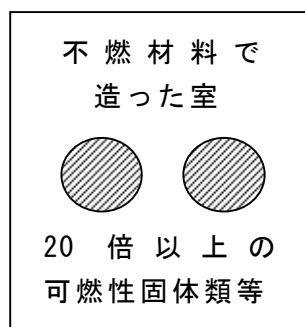
「防火上有効な塀」の条件

- ・ 不燃材料
- ・ 高さ 1.5m 以上（施設の高さが 1.5m を超える場合は当該施設の高さ以上）
- ・ 空地进行を保有できない部分を遮蔽する範囲以上
- ・ 地震等の災害において容易に破損、倒壊しないこと

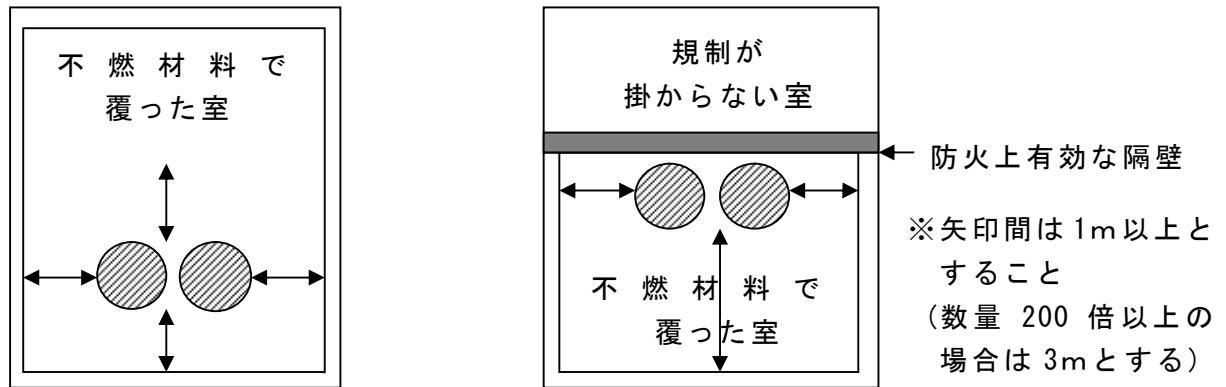


屋内で貯蔵・取扱いをする場合（20 倍以上）

壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内で行うとは…



ただし書きの措置については以下のとおり



「防火上有効な隔壁」…耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまでの完全な区画をいう

第15図

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第51条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- (5) 再生資源燃料(別表第3備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
 - ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
 - イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。
 - ウ 3日を超えて集積する場所においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。
 - エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第3備考第9号に規定

する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

	区分	距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。

ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

	区分	距離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第3で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第3に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第3で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

本条は、条例別表第3で定める数量以上の指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定

可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。

1 第1項各号は次のとおりである。

(1) 第1号は、綿花類等の性質から考慮して、みだりに火気を使用することを禁止した規定であるが、その運用は、条例第39条の例によること。

(2) 第2号は、日常の業務に従事する係員以外の者をみだりに出入りさせることによつて発生する火災事故等を考慮した規定である。

この場合、「みだりに」に該当しないのは、係員以外の者の出入りでも当該事業所の管理者等に正式に連絡がなされ管理者の管理権が十分行使し得る場合が考えられる。

(3) 第3号の「区分して整理する」とは、綿花類等を危険物と同じ場所に貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質からみて、一緒に雑然と取り扱われることは、危険性が増大することとなるので、危険物とは火災予防上安全な距離（おおむね1メートル以上）を保ち、それぞれを区分して整理すべきことをいうものである。

「地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいう。

(4) 第4号は、製造、加工等によって生じた綿花類等のくず、かす等を放置しておくことは火災予防上危険であるから、その日に生じたくず、かす等はその日のうちに火災予防上安全場所で処理すべきであることを規定したものである。また、大工場等1日でそのすべてを処理できない所でも、本号の趣旨から適切な量を処理し、常に安全な状態にしておくようにすべきである。

(5) 第5号は、再生資源燃料のうち廃棄物固形化燃料その他の水分によつて発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合の対策について定めたものである。再生資源燃料とは、ごみ固形化燃料RDF、RPF及び汚泥乾燥・固形燃料が該当する。

「適切な水分管理」とは、10パーセント以下のできる限り低い管理値が設定され、壊れにくい形状にすること。これは、崩れた形状は表面積が大きくなり、発熱・発火し易くなるためである。

「適切な温度の廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること」には、外気温に対する許容変動幅も考慮した管理値が設定されること。

「5メートル以下の適切な集積高さとする」とについては、廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた最大集積高さとする。

「温度、可燃性ガス濃度の監視により発熱の状況を常に監視すること」については、測定値の変化に応じた適切な対応措置が定められること。

2 第2項各号は次のとおりである。

(1) 第1号は、綿花類等の貯蔵取扱場所に設ける標識及び掲示板について定めたもので、当該場所には「指定可燃物貯蔵取扱所」と表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び「火気注意」と掲示した掲示板を設けることとしており、これらの標識等の大きさ、色等については条例規則第2条及び第3条によって定められている。

(2) 第2号は、廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類以外の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、多量に集積されるとその危険性が増大し、特に消火の困難性が著しくなることに対処した規定である。また、ただし書は、たとえば、石炭・木炭類を製鉄会社や電力会社において貯蔵する場合には、集積単位を規制することが難しい実態にあるので、蓄熱発火等による火災の発生を防止するため、温度計等による温度を監視し、適温保持のため散水設備等を設置した場合には、火災予防上支障がないと認めて集積単位の規制を行わないこととしたものである。

「散水設備等」には、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等が該当する。

- (3) 第3号は、前号と同様の趣旨であるが、特に合成樹脂類の製造工程の実態等を考慮して規定したものである。

アの「火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等」とは、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備又は防火シャッター等が延焼防止上有効に設けられている場合である。

イの「防火上有効な塀」については、条例第42条第2項第1号の例による。また、ただし書きの「火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等」とは、本号アと同様ドレンチャー設備、スプリンクラー設備又は防火シャッター等が延焼防止上有効に設けられている場合である。

ウの「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画することをいう。また、ただし書の「火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等」とは、本号イと同様ドレンチャー設備、スプリンクラー設備又は防火シャッター等が延焼防止上有効に設けられている場合である。

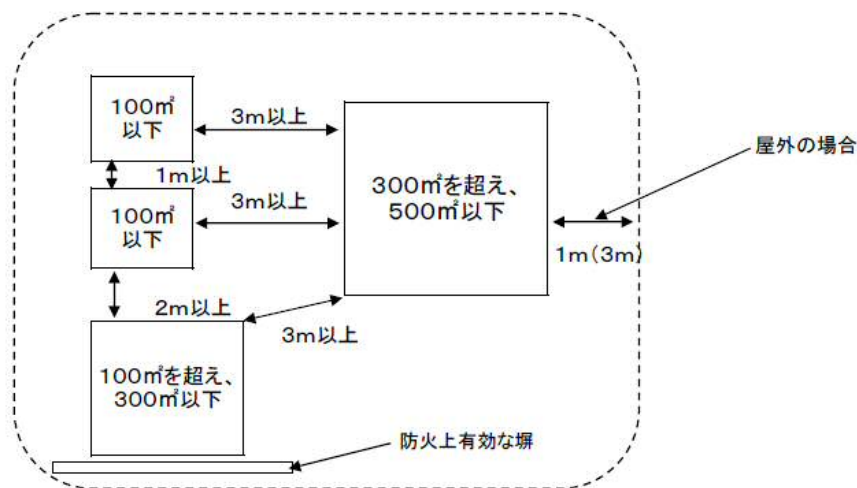
エは、多量の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、特に延焼危険及び消火の困難性を考慮し、延焼媒体となりやすい天井及び壁の材質を規制したものである。

- (4) 第4号は、廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取扱う場合の位置、構造及び設備の技術上の基準を規定したものである。

アは、発熱に対し、常に温度測定装置により有効監視を行い、異常発生時に直ちに対応が出来る体制を確保する。

イは、大量の廃棄物固形化燃料等をタンクで貯蔵した場合であり、やはり発熱しやすい状態であり、発熱（異常）が生じた時にすばやく排出できる構造にしなければならない。しかし、構造的に出来ない場合に不活性ガス封入装置の設置又は散水設備（スプリンクラー）を設置すれば構造は免除となる。

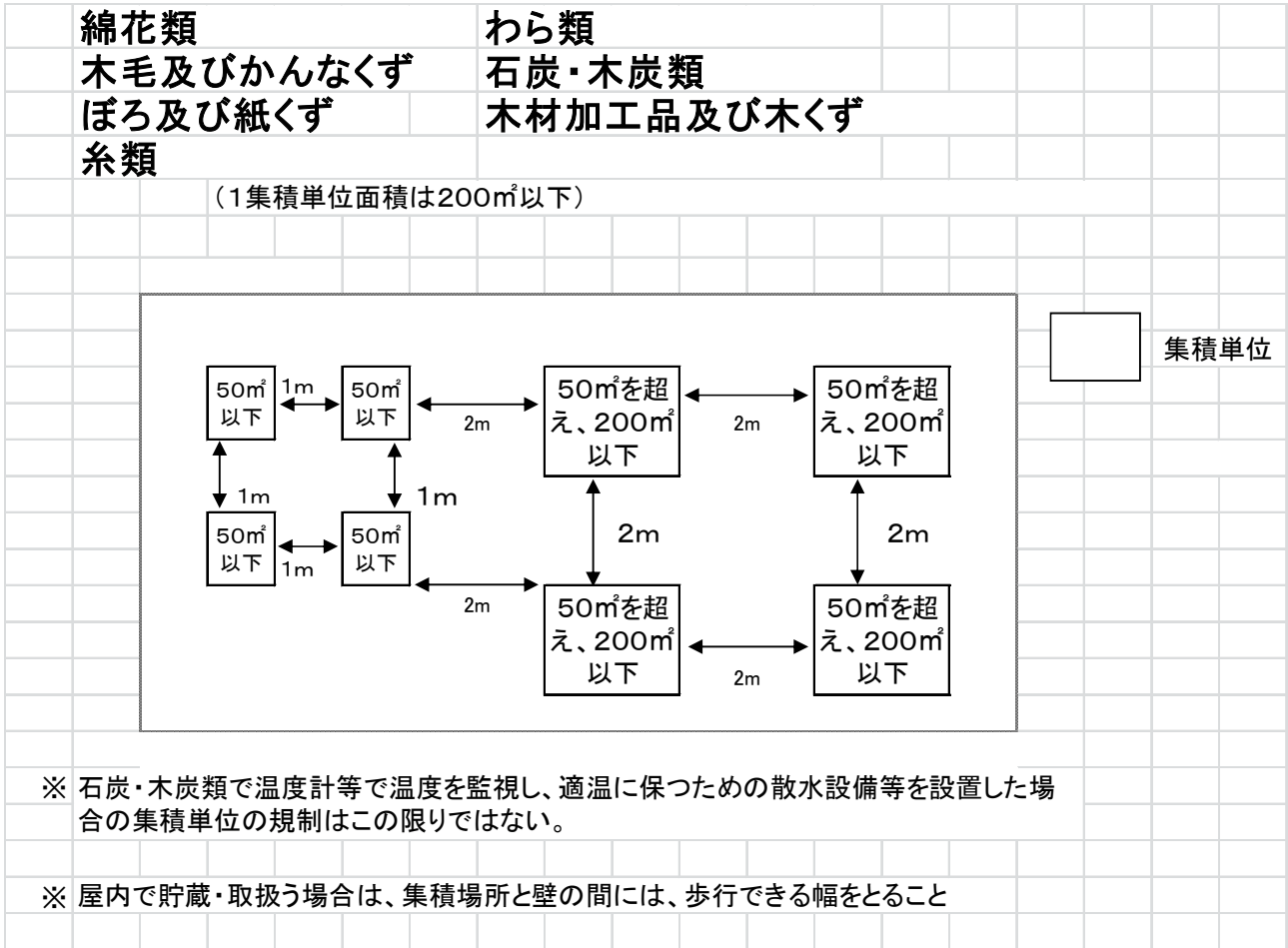
合成樹脂類(1集積単位面積は500㎡以下)



※ 屋外で貯蔵・取扱いをする場合、周囲に1m(20倍以上は3m)の空気を保有するか、防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造、不燃材料の壁に面する時、または火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合はこの限りでない。

※ 屋内で貯蔵、取り扱いする場合は、それぞれの場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合はこの限りでない。

※ 条例別表第8に定める数量の100倍以上を屋内で貯蔵、取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料で仕上げること。



第 17 図

第 51 条の 2 別表第 3 で定める数量の 100 倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前 2 条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない

100 倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料に限る。)について、前号で示したものの他、メタン、水素、一酸化炭素測定装置により可燃性ガスの監視をすることや、長期保管のための定期的(3 ヶ月に 1 回以上)に全量の掻きだしをすること等、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならないということである。

第3節 基準の特例

(基準の特例)

第52条 この章（第39条、第46条及び第49条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

本条は、少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準の特例を規定したものである。なお、本条を適用する前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、その適用にあたっては、統一的、客観的な運用を図る必要があることから、次のいずれかの理由があると認めるときに限り、適用できるものとする。

- 1 品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、第3章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき。
- 2 予想しない特殊な構造又は設備を用いることにより、第3章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき。

【概説】

本章は、防火対象物についての避難管理上の遵守事項として、劇場等、キャバレー等及び百貨店等の避難通路の保有その他客席の構造、ディスコ等において避難上構ずべき措置、劇場等の定員管理、消防法施行令（以下「政令」という。）別表第1に掲げる防火対象物の避難施設の管理等について規定したものである。

劇場、公会堂、キャバレー、百貨店等の入場者は、観覧等の目的で、たまたまその場所に集合したいいわゆる群衆であるから、火災、地震その他の災害が発生した場合には、異常な混乱状態に陥り、先を争って出入口に殺到し、そのため多くの人命を損傷する例が多い。したがって、この種の防火対象物に対しては、建築基準法等において構造規制がなされ、消防法令においても、防火管理者制度を定め、また、その規模に応じて一定の消防用設備等の設置を義務づけている。しかし、これらの規制のみによって、有効な避難管理を実施することは困難であって、むしろその前提条件として、入場者の過度の過密を避け、客席内に十分な避難通路を確保することがまず必要である。これが本章を設けたゆえんである。

この章における規制の内容は、劇場等、キャバレー等及び飲食店、百貨店等の防火対象物について、その客席、売場又は展示部分に、一定の基準により避難通路を保有させるとともに、政令別表1に掲げるすべての防火対象物に設ける避難上の施設の適正な管理について規定している。

（劇場等の客席）

第53条 劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 椅子は、床に固定すること。
- (2) 椅子背（椅子背のない場合にあつては、椅子背に相当する椅子の部分。以下この条及び次条において同じ。）の間隔は、80センチメートル以上とし、椅子席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。）は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、42センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。
- (4) 客席（最下階にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。

ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席の基準席数（8席に椅子席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数（20席を超える場合にあつては、20席とする。）をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数（1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル（片側のみが椅子席に接する縦通路にあつては、60センチメートル）未満としてはならない。

ウ 椅子席を設ける客席の部分には、縦に並んだ椅子席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。

エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。

オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

本条は、劇場等（条例第32条参照）の屋内の客席に関し、避難管理上必要な椅子の固定化、椅子背の間隔、椅子席の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。

本条及び次条において客席とは、劇場、映画館、演芸場などについては、入口ホール、事務室、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部（舞台、楽屋、大道具室、小道具室）等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。また、これは一体的な概念であって、座席部分のみならず客席内通路もまた客席の一部にはほかならない。

1 客席に設ける椅子は、観客の避難に際して転倒し、避難通路の効用を著しく阻害するばかりでなく、予想外の混乱を招いた例が多いので、第1号は、椅子を床に固定することとした。

2 第2号の「椅子席の間隔」とは、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあっては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定することとなる。

「座席の幅」とは、入場者一人当たりの占有幅を指すものであって、一の椅子の幅をいうものではない。したがって、長椅子にあっては、その幅がたとえば2メートルである場合には、一の椅子に4人を超えて入場者を着席させることはできない。

3 立見席は、他の客席部分に比して、入場者の密集度が最も高く、この設置を無制限に認めることは、一たん災害が発生した場合に避難に支障をきたすおそれ大きい。そこで第3号では、立見席の位置を、最も避難が容易な客席の後方に限り、かつ、その奥行は、2.4メートル以下としたものである。

4 第4号の「手すり」は、避難の際の混乱によって、入場者が階下に墜落するのを防止するためのものである。

5 第5号オの「避難口」とは、避難に際して使用される出入口をいい「(出入口を含む。)」としたのは、火災その他の災害が起こった場合にのみ使用され、通常の出入には使用しないいわゆる非常口のみならず、一般の出入口も、避難に際して使用される限り含めようという趣旨である。また、「直通」とは、「直通階段」等の用例にみられるように「直接的に通ずる」という意味であり、「直線的に通ずる」ことを要求したものではない。

第 54 条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 椅子は、床に固定すること。
- (2) 椅子背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては、椅子背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席10席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては、20席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては、10席）以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。
 - イ 椅子席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。
 - ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。
 - エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要な椅子の固定化、椅子背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものであり、陸上競技場、各種の屋外球技場、屋外プール、競馬場及び屋外音楽堂などの屋外の客席は、屋内の客席に比して、火災により生ずる火煙が充満する度合いは少なく、かつ、場外への避難も比較的容易であるといえる。この点を考慮して、本条による劇場等の屋外の客席に対する規制は、前条の基準を若干緩和した形となっている。

- 1 第2号の「椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合」とは、たとえば、背もたれのない長椅子のような形のものを指す。
- 2 屋外の客席については、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制はなされていないので、その一部分に過大な観客の密集を避けるために、第3号では、奥行3メートル以下ごとに手すりを設けることと規定している。

(基準の特例)

第 55 条 前 2 条の規定の全部又は一部は、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

本条の基準の特例は、劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等から総合的に判断し、避難上支障がなく安全性が十分確保される措置がなされている場合には認めて差し支えない。

(キャバレー等の避難通路)

第 56 条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が 150 平方メートル以上の階の客席には、有効幅員 1.6 メートル（飲食店にあっては、1.2 メートル）以上の避難通路を、客席の各部分から椅子席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで、そのいずれかに達するように保有しなければならない。

本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものである。キャバレー等及び飲食店における座席は、その業務の実態上、一般に、劇場等におけるそれと異なり、列をなした整然たる配置を要求することは困難であるから、避難に際し、有効な避難通路に至るまでの入場者が通過する他の座席の数を基準として、避難通路を保有すべきものとしたものである。

(ディスコ等の避難管理)

第 57 条 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、すみやかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業している店舗等における避難管理を徹底する必要があることから、そのような営業形態の店舗等においては、自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合などの非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を講ずるべきことを定めたものであり、その運用については、以下によること。

- 1 「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」には、上記の趣旨からディスコ又はライブハウスと類似していると認められる施設で、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上の安全性が確保できなくなるおそれがあると認められる施設が該当する。
- 2 「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれがあることから、避難口、避難通路等の避難施設を、常に容易に識別できるように保持しておかなければならない。
- 3 「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」に該当し、本条の適用を受けるものが、条例第 56 条の「キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用されるものである。

(個室型店舗の避難管理)

第 57 条の 2 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

本条は、個室型店舗の遊興の用に供する個室に外開き戸が設けられ、避難通路に面するものにあつては、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖するようさだめたものであり、その運用については以下によること。

- 1 個室型店舗以外の政令別表第 1 に掲げる防火対象物であつて、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる機能従属により他の用途に該当するものについては、本条は適用されるものであること。
- 2 「その他これらに類するもの」とは、政令別表第 1(2)項ニに掲げる用途に類似する個室型店舗を想定しており、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 5 条第 2 項第 2 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)及び同項第 3 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行令(昭和 59 年政令第 319 号)に該当しない個室型店舗を含むものであること。

なお、「その他これらに類するもの」には、政令別表第 1(2)項ニとして捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まないものであること。

- 3 「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。

また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれないものであること。

- 4 「(これに類する施設を含む。)」とは、政令別表第 1(2)項ニ中の「(これに類する施設を含む。)」と同意であり、目隠し程度のパーテーションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。

- 5 ただし書きの「避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの」の適用にあつては、避難上の観点から判断することとなるものであることから、次のものが考えられること。

- (1) 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されているものであること。

- (2) 個室型店舗であつて、個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること。この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅は、それぞれおおむね 60 センチメートル以上確保できるものであること。

(百貨店等の避難通路等)

- 第 58 条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 150 平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅 1.2 メートル（売場又は展示場の床面積が 300 平方メートル以上のものにあつては、1.6 メートル）以上の主要避難通路を 1 以上保有しなければならない。
- 2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 600 平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2 メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。
 - 3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示場内における避難通路の保有について規定したもので、さらに百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを定めたものである。

「売場又は展示場」とは、販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であつて、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等来客の集合しない部分は、本条の適用はない。

- 1 第 1 項の「屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する」とは、避難階に設ける主要避難通路にあつては屋外へ通ずる避難口に、避難階以外の階にあつては下階（地階の場合は、上階）に通ずる階段に直通する、の意味である。
- 2 屋上広場の設置については、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 126 条第 2 項の規定が適用されるので、第 3 項においては、義務又は任意に設置された避難用屋上広場の維持管理に関し適用されるものである。

(劇場等の定員)

第 59 条 劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。

ア 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を 40 センチメートルで除して得た数（1 未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2 平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5 平方メートルで除して得た数

(2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。

(3) 一のます席には、屋内の客席にあつては 7 人以上、屋外の客席にあつては 10 人以上の客を収容しないこと。

(4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した標示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

本条は、いわゆる定員管理に関する規定であつて、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない定員外の客の入場禁止並びに定員標示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものである。

- 1 第 1 号のウの「その他の部分」とは、移動式の椅子席を設ける部分、ます席を設ける部分その他固定式の椅子席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分をいう。
- 2 客席内の通路は、すべて第 2 号の避難通路に該当するので、条例第 53 条から第 58 条までに定める避難通路の基準を上まわる部分についても、客を収容することはできない。したがって、この部分を立見席、補助椅子席等に使用することはできないこととなる。
- 3 第 4 号の「定員を記載した標示板」及び「満員札」については、条例規則第 2 条で定められている。なお、「その他公衆の見やすい場所」とは、たとえば、入場券発売窓口、外壁等をいう。

(避難施設の管理)

第 60 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

- (1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように常に維持すること。
- (2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第 1 に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。
- (3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

本条は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難の妨害となる設備の設置及び物件の放置の禁止、床面の適正な維持並びに避難口に設ける戸の管理について規定したものである。

- 1 第 1 号の「つまずき、すべり等を生じないように」とは、避難のために使用される廊下、階段、通路の床面について避難に支障となる凹凸などがなく、かつ、階段、通路をすべりにくくするため、たとえばノンスリップタイルなどのすべり止めを設けることをいう。
- 2 第 2 号では、政令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸は、原則として外開きとすることとされている。この場合、劇場等については、ただし書の適用がないことに注意されたい。

「廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造」とは、戸が 180 度に開放でき、壁と平行となる構造をいう。

「内開き以外の戸」とは、外開き戸のほかには、引違い戸、片引き戸、押上げ戸等が考えられる。

- 3 第 3 号は、避難上支障がないようにするため、非常時に避難の用に供する出入口の施錠について定めたものである。

「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、自動火災報知設備等と連動して、避難時には自動的に解錠される構造のものをいう。

「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、避難しようとする際に、かぎ、IDカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいう。

(防火設備の管理)

第 61 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

本条は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物の防火設備に対する管理上の基準を規定したものである。

火煙を遮断する目的で設けられた防火区画の防火設備の近くに可燃物を置くことは目的に反することから、防火設備の近くには、火災の延焼を促進するような可燃性の物品を置いてはならないとしたものである。

(準用)

第 62 条 第 53 条から第 55 条まで及び第 57 条から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用される防火対象物を、一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に使用する場合においても、劇場等、展示場又はディスコ等の避難管理に関する規定が準用される旨を規定したものである。

「一時的」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に使用することが明らかな場合をいい、仮設建築物の劇場等、展示場又はディスコ等はそれ自体が本来の用途であるので本条には該当しない。

第4章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第62条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

本条は、大規模催しのうち火災予防上必要な業務に関する計画の作成等の対策が必要であると認めるものを消防長が指定し、指定した場合は当該催しに関する事項を市民に対して安全・安心情報として公示する旨を規定したものである。

1 第1項は、大規模催しのうち、火気使用器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるため、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等の対策が必要であると認めるものを消防長が指定催しとして指定する旨を規定したものである。

(1) 「大規模なものとして消防長が定める要件」は、磐田市消防本部告示第1号（平成27年4月1日）に規定されている。

(2) 「指定」は、磐田市行政手続条例（平成17年4月1日条例第28号。以下「手続条例」という。）第2条第5号に規定する不利益処分に該当する。

(3) 「指定」は、毎年慣例的に行われる大規模催しであっても、その都度行われるものである。

(4) 複数の団体が共同して主催するなど、主催する者が複数存する場合には、全ての主催する者に通知を行うこと。

2 第2項は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、消防長が大規模催し的主催者に意見を聴く旨を規定したものである。

本項に基づき主催者に意見を聴く場合は、手続条例第13条に基づく弁明の機会の付与となり、手続条例第28条に基づき、消防長が主催者に対して弁明の機会の付与の通知を行うこととなる。

3 第3項は、第1項の規定による指定をしたときには、消防長から主催者にその旨を通知するとともに、当該指定催しに関する事項を市民に対する安全・安心情報として公示する旨を規定したものである。

なお、第1項により指定された大規模催しについては、磐田市火災予防条例施行規則第4条の2の規定により、指定催しの指定通知書（様式第2号の2）により消防長から主催者に指定した旨が通知される。

(屋外催しに係る防火管理)

第 62 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
 - (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
 - (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第 65 条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
 - (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
 - (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
- 2 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に前条第 1 項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

本条は、指定催し（条例第 62 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けた大規模催し）における火災予防のために、主催者が実施しなければならない事項を規定したものである。

1 第 1 項は、指定催しの主催者の義務として、防火担当者の選任並びに当該防火担当者による火災予防上必要な業務に関する計画書（以下「火災予防業務計画」という。）の作成及び当該計画に基づく業務の実施について規定したものである。

なお、各号の「関すること」とは、以下のとおりである。

- (1) 「防火担当者」に資格要件はないが、火災予防上必要な業務を行う上で、必要な指示等を行うことができる立場の者を防火担当者として選任することが望ましい。
- (2) 第 1 号は、防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者を定めると、及び業務の役割分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について。
- (3) 第 2 号は、指定催しにおける対象火気器具等の使用並びに危険物の取扱いの有無、場所及び態様について、催しを開催する日までに把握する方法、催し当日においてそれらを確認するための方法等について。
- (4) 第 3 号は、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等及び危険物と客席を近接させない等、火災予防上の安全に配慮した会場の配置、催し当日における会場の配置を確認する方法等について。
- (5) 第 4 号は、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画、催し当日における消火準備の有無を確認する方法等について。
- (6) 第 5 号は、火災時の初動体制として、あらかじめ消火担当、通報連絡担当及び避難誘導担当を定めること及び各担当者の活動内容等について。
- (7) 第 6 号は、前各号に規定するもののほか、計画に変更が生じた場合における消防機関との情報共有の方法など催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項について。
- (8) 主催者は、防火担当者に火災予防業務計画に基づく業務を行わせなければならない

いことから、当該計画内容を把握し、火災予防上必要な業務が円滑に実施されるように運営管理する必要がある。

2 第2項は、指定催しの主催者の義務として、第1項の規定により作成した火災予防業務計画書の消防長への提出について規定したものである。

なお、本項の規定に違反した者は、条例第71条第4号の規定により、30万円以下の罰金が科せられる。

(1) 指定催しの主催者は、条例施行規則第4条の3の規定により、火災予防業務計画（様式第2号の3）により、原則、当該催し開催の14日前までに提出しなければならない。

(2) 提出した火災予防業務計画書の内容に不備があった場合は、開催日までに消防の指導を受けながら修正する必要がある。

また、万が一、提出した火災予防業務計画書の内容に変更が生じた場合等は、関係機関と速やかに情報共有を図る必要がある。

(防火対象物の使用開始の届出等)

第 63 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の 7 日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。

本条は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)について、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、使用開始の届出の提出を義務づけたものである。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 64 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積 2 平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (4) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上の厨房設備
- (5) 入力 70 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (6) ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 3 号に定めるものを除く。）
- (7) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (8) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (9) 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (10) 火花を生ずる設備
- (11) 放電加工機
- (12) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）
- (13) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）
- (14) 燃料電池発電設備（第 12 条の 2 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）
- (15) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第 18 条第 4 項に定めるものを除く。）
- (16) 蓄電池設備（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。）
- (17) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (18) 水素ガスを充填する気球

本条は、条例第 2 章第 1 節に規定する火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、火災危険の大きいものの設置の届出について規定したものである。

1 第 3 号の「据付面積」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。

2 第7号の乾燥設備設置届出の取扱いについては、次により運用すること。

乾燥設備は単体で取り扱うものとし、次の各号に掲げるものについて1つでも該当する場合は、届出を要しないものとする。

(1) 最大消費熱量が17キロワット毎時(15,000kcal/h)未満のもの

(2) 乾燥設備の据付面積が1平方メートル未満のもの

(3) 乾燥設備の内部容積が1立方メートル未満のもの

3 第12号の変電設備の計算式は次のとおりである。

$$k w = k V A \times \text{係数}$$

変圧器の定格容量の合計 (k V A)	係数
500 未満	0.80
500 以上 1000 未満	0.75
1000 以上	0.70

※規制は20キロワットを超えるものから

4 第16号の蓄電池設備のうち、相対的に火災の危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないこととした。

5 第18号の「水素ガスを充填する気球」の設置とは、建築物の屋上、屋外の樹木等の土地に定着物に気球を固定することをいう。したがって、掲揚のみならずけい留を含み、掲揚前に一定時間けい留する場合は、けい留前に届け出ることが必要であり、また、届け出た掲揚又はけい留期間が過ぎて掲揚又はけい留を行う場合は、新たに届け出ることが必要である。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 65 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

本条は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある 5 種の行為を掲げ、その届出について規定したものである。

1 第 1 号の行為は、それ自体火災予防上の危険が存するものであるが、さらに、これについて十分な消火準備がなされている場合でも、消防機関がそれを知らなければ、みずから火災と誤認し、あるいは一般住民からの誤報によって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれがあるので本号の規定は、これを避けるため、行為者に届出を義務づけたものである。

2 第 2 号は、煙火の消費の届出に関する規定である。

煙火を含む火薬類を消費する場合には、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 25 条第 1 項の規定により都道府県知事（静岡県では委任により市町長）の許可が必要であるが、ただし書の規定により、一定数量未滿のものについては、許可を受けずに消費することができる(火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号)第 49 条)。この場合には、本号の規定により、届出が必要となるわけである。なお、煙火を消費する場合には、火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 に定める「消費場所における煙火の取扱基準」の規定が適用される。

3 第 3 号の行為は、条例第 62 条の場合と同様、本来は劇場等以外の用途に供される防火対象物における一時的な催物開催を指すものである。

「催物」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見世物を公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。

4 第 4 号は、水道工事等によりある区域が、断水又は減水をするような場合をいう。

5 第 5 号の「道路工事」には、消防自動車は全く通行できない場合に限らず、片側通行止め等も含まれ、また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブル等の埋設工事等消防自動車の通行その他消火活動に障害となるような場合をいう。

6 第 6 号は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には消防機関への届出を義務付けたものである。

なお、多数の者の集合する催しについては、条例第 26 条第 10 号の解説を参照とすること。

(指定洞道等の届出)

第 66 条 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

洞道内で火災が発生すれば地下の密閉空間であるため、高温の濃煙や一酸化炭素等が充満し、酸欠状態となっている環境下で、かつ、暗やみの極限された空間内で消火活動を行わなければならない、活動が極めて困難だけでなく、消防隊員の人命危険が大きく、また地上の指揮隊による火災状況の確認や、溝内に進入した消防隊員との連絡が困難であること、直接消火に当たる人員が限られることなど消火活動上極めて不利な条件にある。

また、洞道内の主な可燃物は、外装被覆に用いられているポリエチレンであるため、火災が発生すると、消防隊が消火に成功するまでは延焼拡大していく可能性を有している。

そこで本条は、指定洞道等について消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対し、その火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期することを目的とするものである。

1 第 1 項に定める通信ケーブル等の洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものには、通信ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道及び通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝が該当する。ここで「洞道」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等の隧道をいうものであり、人の出入することのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。また「共同溝」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法第 2 条第 5 項に規定する「2 以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうものであり、人が出入する隧道をいうものである。

届出の対象となる洞道等は、前述の洞道等のうち消防長が「火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるもの」として指定したものであり、「消火活動に重大な支障を生ずるおそれ」の有無については、消防長が洞道等及び消防力等の実情から判断するものである。

- (1) 第 1 号に規定する「指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置」は、経路図に記載すること。
- (2) 第 2 号に規定する「主要な物件」には、敷設ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備等が該当する。
- (3) 第 3 号に規定する「安全管理対策」は、次に掲げる事項が明らかとされているものであること。

ア 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等の難燃措置に関すること。なお、通信ケーブル等の難燃措置に関して、次に掲げる難燃特性を有するケーブル又

はケーブル被覆材を用いている場合は、その旨を記載すること。

(7) 燃焼性

燃焼性については、米国電気電子学会（Institute of Electrical and Electronics Engineers, 略称 IEEE）の規格 383 に適合するもの

(イ) 発煙濃度

発煙濃度については、米国基準局（National Bureau of Standard, 略称 NBS）の発煙濃度試験法（American Society for Testing and Material's, 略称 ASTM の規格 E662）により測定された濃度が 400 以下のもの

(ロ) ハロゲン化水素発生量については、ハロゲン化水素（ふっ化水素を除く）発生量が 300mg/g 以下で、かつ、ふっ化水素発生量が 200mg/g 以下のもの

イ 指定洞道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理等の出火防止に関すること。

ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供に関すること。

エ 職員の教育及び訓練に関すること。

2 第 2 項に規定する「重要な変更」とは、指定洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策の大幅な変更等をいうものである。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第 67 条 指定数量の 5 分の 1 以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物及び別表第 3 で定める数量の 5 倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いであつて、規則で定める事項を変更又は廃止する場合について準用する。

本条は、第 3 章の規制の対象となる物品の貯蔵及び取扱いに係る消防長への届出義務を定めたものである。

なお、第 1 項の個人の住居における届出の規定は、危険物が広く家庭にまで存在している実態等を考慮し、高齢化社会に向けて個人の住居の火災予防を推進するためのものである。

(タンクの水張検査等)

第 68 条 消防長は、前条第 1 項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

本条は、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる旨を定めたものである。

第 69 条 消防長は、前条の水張検査又は水圧検査を行った結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、当該検査を申出た者にタンク検査済証を交付するものとする。

本条は、前条に規定する水張検査又は水圧検査に係るタンク検査済証の交付について定めたものである。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第 70 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法若しくは令又はこれらに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

本条は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を目的として定めたものである。

- 1 第1項は、法第17条第1項に規定する消防用設備等を設置しなければならない防火対象物のうち、設置義務があるにもかかわらず、当該設備（消防法令の規定による代替となる設備を含む。）を構成する機器が一切設置されていない当該防火対象物については、公表することができることを規定したものである。
- 2 第2項は、前項の規定により公表するときは、当該防火対象物の関係者に通知することを規定したものである。
- 3 第3項は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物のうち、法第4条による立入検査において、これらの消防用設備等が設置されていないと認められたもの又は当該設備が設置されている場合において、機能不良が著しく本来の機能が損なわれていると認められたものを公表の対象とし、立入検査結果を通知した日から14日を経過した日においても、なお、当該検査結果と同一の違反内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、防火対象物の名称、所在地、違反の内容及びそのほか、消防長が必要と認める事項について磐田市ホームページに掲載し公表するものとし、前項の通知については、公表通知書によることを規則で定めた規定である。

(委任)

第71条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、管理者が定める。

本条は、この条例の実施手続等その施行細目について、市長への委任を規定したものである。

本条に基づいて制定される条例規則の内容としては、第63条から第67条までに規定する各種届出の様式、第17条第1項第7号及び第3項、第18条第2項及び第3項、第19条第2項及び第4項、第23条第3号、第32条第2項及び第4項第2号、第41条第2項第1号、第50条第3項、第51条第2項第1号並びに第59条第4号に規定する標識類の様式等である。

第 6 章 罰則

【概説】

本章は、法第 46 条の規定に基づいて設けられたものであり、法第 9 条の 4 の規定に基づいて制定された第 39 条、第 40 条、第 50 条又は第 51 条の規定に違反した者に対する罰則を定め、併せて使用主に対する両罰規定について定めたものである。

(罰則)

第 72 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 39 条の規定に違反して指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第 40 条の規定に違反した者
- (3) 第 50 条又は第 51 条の規定に違反した者
- (4) 第 62 条の 3 第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

本条は、少量危険物等及び指定催しに関する基準の違反行為者に対して適用される。

第 73 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者を含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

本条は、条例第 71 条に規定する行為者のほかに、法人又は使用主に対する両罰規定及び法人でない団体についても法人同等に刑事訴訟に関する法律が適用されることを規定したものである。

1 第 1 項のうち、「人の代理人」には、委任による代理人のみならず、法定代理人も含まれる。

「両罰規定」については、法人の「代表者」が違反行為をした場合においては、その法人は責を免れず、常に法人と代表者との両方が罰せられることである。これは法人又は人の「代理人、使用人その他の従業者」の業務上の違反行為について、業務主たる法人又は人を処罰するのは、その法人又は人の監督注意義務違反に対する責任を問うものであるため、その無過失を証明する場合には処罰されないこととしてあるが、法人の「代表者」の場合にはこのような監督関係はなく、むしろ法人と同格関係にあるからである。

2 第 2 項は、法人でない団体に対する両罰規定の法律の適用を定めたものである。これにより、法人でない団体に対して、刑事訴訟法第 27 条（法人の訴訟行為）等、刑事訴訟に関する法律において法人と同等になる。

条例別表第2（第32条関係）

削除

磐田市火災予防条例第32条に定められる「禁煙」、「火気厳禁」及び「危険物品持込厳禁」と表示した標識を掲げる場合、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとし、標識と併せて図記号による標識を設ける場合にあつては、国際標準化機構が定めた規格、若しくは、日本産業規格に定めたものとする。

なお、標識を掲げる場所は、劇場等にあつては舞台入口や客席前面、百貨店等その他の指定場所にあつては入口等の見やすい箇所に設置することが必要である。

禁煙 25 cm × 50 cm <例>



火気厳禁 25 cm × 50 cm <例>



危険物品持込厳禁 25 cm × 50 cm <例>



対象物内に喫煙所を設ける場合は、「喫煙所」と表示した標識を設けることが必要であり、標識の色は、地が白色、文字は黒色とするものとする。

なお、喫煙専用室標識を設ける場合には設置しないことができるものとする。

喫煙所 10 cm × 30 cm <例>



喫煙専用室 20 cm × 30 cm <例>



条例別表第3（第50条、第51条、第51条の2、第67条関係）

品名		数量
		キログラム
綿花類		200
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及び紙くず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
再生資源燃料		1,000
可燃性固体類		3,000
石炭・木炭類		10,000
		立法メートル
可燃性液体類		2
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
		キログラム
	その他のもの	3,000

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

標識掲示板設置例



※サイズはいずれも60cm以上×30cm以上（縦横は問いません）
 ※（1）の標識と（2）の掲示板が一体となったものを使用する場合は
 2枚設置となります。

磐田市消防本部予防課 危険物審査グループ